



県 章

山形県公報

平成25年5月10日（金）

号 外 (25)

目 次

公 告

○ ○ 包括外部監査結果に関する報告の公表…………… (監査委員) … 1

公 告

○ ○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高嶋清彦から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

○ ○ 平成25年5月10日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔	夫	
山形県監査委員	加	藤			香

平成25年5月10日印刷
平成25年5月10日発行

発行所 山形県 府
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056

平成 24 年度
包括外部監査結果報告書
及びこれに添えて提出する意見

(テーマ)

県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について

平成 25 年 3 月

山形県包括外部監査人 高嶋清彦

目次

第1	包括外部監査の概要.....	.1
I	監査の種類.....	.1
II	選定した特定の事件.....	.1
1.	包括外部監査の対象.....	.1
2.	包括外部監査の対象期間.....	.1
3.	特定の事件を選定した理由.....	.1
III	包括外部監査の方法.....	.2
1.	監査要点.....	.2
2.	監査手続.....	.3
IV	包括外部監査従事者.....	.5
1.	包括外部監査人5
2.	包括外部監査人補助者.....	.5
V	包括外部監査期間5
VI	利害関係.....	.5
第2	包括外部監査の監査結果（要約）6
I	監査の結果について6
II	監査結果および意見の要約リスト6
第3	包括外部監査の監査結果.....	17
I	県の現状について	17
II	総括	35
III	道路	54
IV	河川管理施設（ダムを含む）	79
V	港湾施設	97
VI	農業水利施設	110
VII	漁港施設	129
VIII	庁舎等（警察施設を含む）	141
IX	公舎	147
X	学校	151
XI	平成 20 年度包括外部監査結果に対する対応状況について	161

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項および第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

II 選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について

2. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 23 年度の執行分または平成 23 年度末の状況とした（ただし、必要と認めた場合には、他の年度を含む。）。

3. 特定の事件を選定した理由

厳しい経済環境のもと、県では厳しい財政状態が続き、また、少子高齢化を伴う人口減少に歯止めがかからないという環境下にある。

一方で、提供される公共サービスは将来にわたり適切な水準が維持されなければならないという視点から、高度経済成長期に新設された公共施設が老朽化し更新時期を迎えるつあるという状況は看過できないものと考えられる。

こうした状況は、適切な施策が行われなければ、公共サービスの低下をもたらす可能性があるのみならず、公共施設の性質を考えると、利用する県民の安全性が確保されない可能性を含んだものと認識できる。

県では、平成 19 年度以降、「社会資本の長寿命化対策」を重要な施策として公表し、限られた財源の中で県有施設の安全性を確保するとともに、コストの縮減、必要予算の平準化を図るため、アセットマネジメント手法による社会資本の効率的・効果的な維持・更新に取り組んでいる。

なお、平成 24 年度当初予算においては、社会資本の長寿命化対策として、橋梁・道路・河川管理施設等の長寿命化対策事業費 4,220 百万円、農業水利施設の長寿命化対策事業費

1,747 百万円が計上されている。

こうした県の取組み（社会資本整備や維持管理・修繕）が経済性・効率性・有効性を充足し長期的な視点で計画的に実施されているかを検証することは、公共施設の適切な維持管理および有効活用を実現するという観点から、有意義と考え、監査テーマとして選定した。

監査人は、アセットマネジメントを「社会資本を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための手法」と認識している。また、保有する資産の規模を適正なものとすることは維持管理コストを縮減させるために重要な視点であると考える。

III 包括外部監査の方法

1. 監査要点

地方公共団体のアセットマネジメントにおいては、次の観点より、議論されることが多い。

(1) 量の見直し

施設に対するニーズの減少に対応して、量の見直しを行い、総量縮減を図る戦略が重要である。

(2) 質の見直し

量の見直しによって保有すべき施設が特定された後、質の見直しを行うことが重要である。ここで質の見直しとは次の考え方を含むものである。

- ・すでに有効利用されている施設については、計画的保全を行い、従来の建て替える戦略から長寿命化を図る戦略が重要である。
- ・耐震性・省エネ性などにも十分配慮した戦略が重要である。
- ・修繕や改修工事など建設関連費用の縮減や運営維持費の縮減を図る戦略が重要である。

(3) データの一元管理と全体像の把握

全体の面積、築年数、構造、修繕履歴、利用度評価などの項目について、すべての施設に共通したデータ収集を図り、管理する体制を構築し運用することが重要である。

上記の議論を踏まえ、監査人は次の観点より監査を進めた。

- (1) 県有施設または県管理施設の状況を正しく把握しているかどうか。
- (2) 施設の整備は、長期的な維持管理が十分に考慮された適切なものとなっているかどうか。
- (3) 県の長寿命化対策（計画）は、長期的な視点に立って費用対効果が考慮された適切なものとなっているかどうか。
- (4) 施設の修繕は、計画に基づき効果的・効率的になされているかどうか。

- (5) 施設の有効活用に関する施策が十分有効なものとなっているかどうか（過去の包括外部監査への対応状況を把握することを含む。）。

2. 監査手続

まず、県有施設等を次のように把握・分類した。

- (1) 道路（橋梁、舗装、トンネル）
- (2) 河川管理施設（ダムを含む）
- (3) 港湾施設
- (4) 農業水利施設
- (5) 漁港施設
- (6) 庁舎等（警察施設を含む）
- (7) 公舎
- (8) 学校

県が保有する施設については、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）、港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）、および山形県公有財産規則（昭和49年4月1日山形県規則第25号）等に基づき管理されている。

上記の1.監査要点に従い、それぞれの担当部局に対して次の手続きを実施している。

- ①分析等
 - ・関連法規等の調査
 - ②各部局等へのヒアリング
 - ③各種議事録、決裁文書等の閲覧
 - ④その他必要と判断した手続き（施設の規模等により、監査人が必要と認めた場合、各施設よりサンプルを抽出し現地視察を行った。）

上記において把握した施設の管理担当部局および現地視察した場合の視察対象は次のとおりである。

区分		担当部局	視察対象
①	道路（橋梁、舗装、トンネル）	県土整備部 道路課	・県道「楨下高畠線」（上山市） ・「県道酒田鶴岡線廃道敷地」 (鶴岡市茨新田字砂山)
②	河川管理施設（ダムを含む）	県土整備部 河川課	・牛渡川・吹浦排水樋門（5） (遊佐町) ・新井田川・新橋排水樋門（1） (酒田市) ・田沢川ダム（酒田市）
③	港湾施設	県土整備部 空港港湾課	・酒田港（酒田市）
④	農業水利施設	農林水産部 農村整備課	視察は実施しなかったが、次の施設を検討の対象とした。 ・菖蒲川ダム（上山市） ・生居川ダム（上山市） ・新堰幹線用水路（寒河江市） ・北村一段揚水機場3・4号機送水管（東根市・村山市）
⑤	漁港施設	農林水産部 生産技術課水産室	・由良漁港（鶴岡市）
⑥	庁舎等（警察施設を含む）	総務部 管財課	・県庁舎 ・置賜総合支庁本庁舎
		警察本部会計課	—
⑦	公舎	総務部 管財課	・山形第7号職員アパート
⑧	学校	教育庁 総務課	・新庄北高等学校 ・新庄北高等学校最上校

IV 包括外部監査従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 高嶋清彦

2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 尾形吉則
公認会計士 柴田真人
公認会計士 吉沢公人
公認会計士 野崎由紀子
公認会計士 天野孝俊

V 包括外部監査期間

平成24年4月から平成25年3月までの期間、監査を実施した。

VI 利害関係

包括外部監査の対象として事件につき、包括外部監査人および包括外部監査人補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の監査結果（要約）

I 監査の結果について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 * 本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 * 本文中、【意見】と表記する。

これらの記載の区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、事実の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、平成 25 年 2 月末の時点での判断に基づき記載している。

II 監査結果および意見の要約リスト

監査結果及び意見	区分	参照ページ
県の現状に関する事項		
1 インフラ資産の把握について インフラ資産の施設区分毎の評価額について、現状では、平成 19 年度末の数値しか把握されていない。現時点で、財務諸表は法令等に基づきその作成・開示がもとめられている訳ではないが、今後その作成・開示が制度化される動きもあるため、その内訳を適確に把握する仕組みを構築し把握する必要がある。	意見	27
総括に関する事項		
1 アセットマネジメントにおける現状評価について 県有施設全体について、維持対象となる資産を減少させることにより維持管理コストを削減する効果が期待できることから、不要資産または遊休資産については引き続き減少させる必要がある。	意見	43

2	アセットマネジメントにおける現状評価について 今後新たに資産を取得する際には、できるだけ長寿命となり維持管理コストができるだけ低廉になるように、設計段階から十分意識する取組みを徹底させるべきである。	意見	43
3	アセットマネジメントにおける現状評価について 県は、資産総額の適正規模の考え方の標準化や他県との比較が可能な環境の整備状況を踏まえ、将来的には、県有施設等の全体量について、定量的な目標設定により PDCA サイクルが上手く回るよう、現状評価（隣県比較等も含む）を定量的に行う手法について検討していくことが望まれる。	意見	43
4	県有施設の定期点検等について 県有施設の定期点検等は一部の管理部局および比較的重要度が低いと判断された一定面積未満の施設が対象外となっており、県が管理するすべての施設が対象となっていない。安全性の確保、法令遵守および維持修繕における全体最適の観点から、可能な限りすべての部局の施設を対象とすることが望ましい。それが困難であれば、他の管理者との情報共有等適切な連携を図っていく必要がある。また、対象外としている一定面積未満の施設についても、安全性等の観点から必要と認められるものについては定期点検等の対象とすべきである。	意見	45
5	県有施設に係る維持保全について 全体最適の観点から修繕等の重要度につきランク付けを行い、これに従った維持保全活動が確実に行われるよう、実施状況に至るまでフォローできる仕組みを構築し運用する必要がある。さらに、この結果を維持修繕計画の策定に活かすことも有用である。	意見	47
6	維持管理費の総額把握と分析について 県有施設全体について見ると、その機能保全に必要な補修の水準や将来的な費用推計が行われておらず、早急に対応すべき案件が後回しとなっていないかどうか検証する術がない。検証や将来予測を行う目的から、施設の性質に応じて維持管理費を網羅的・体系的に把握・分析し、さらにそれらを統括する仕組みを構築し、運用する必要がある。 (参考意見) ・県は全体最適の視点から、施設の性質に応じてアセットマネジメント	指摘事項	48

	<p>の取組方針を明らかにし、これに基づく具体的な計画策定を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県には各分野を統括する体制がない。各分野を統括する部局等を明確にする必要があるのではないかと考える。あわせて、長寿命化およびコスト圧縮の成果を、詳細に評価する仕組みを構築する必要がある。 		
7	<p>アセットマネジメントにおけるシステム運用について</p> <p>県有施設等に係る修繕記録等も含んだ施設情報につき一元的な管理ができるような体制を確立する必要がある。その際には、各県有施設等の情報管理について、十分なシステム化をはかる等行い、県有施設等の管理に係る戦略策定とその実行の準備を行うべきである。</p> <p>〈参考意見〉</p> <p>上記6と同じ。</p>	指摘事項	50
道路に関する事項			
1	<p>橋梁に関する計画策定について</p> <p>計画未策定の橋梁についても速やかに点検を行ったうえで、計画策定することが必要である。</p>	意見	66
2	<p>トンネルに関する計画策定について</p> <p>「初回点検」は平成25年度までに完了させることとしている。</p> <p>この点検により、緊急性を要すると判断される不具合が発見されたならば、迅速な対応を行うことが必要である。</p> <p>県管理トンネルの全てに対しこの点検が行われた後には、速やかに将来の長寿命化修繕計画を策定し、計画に従った施策を講じる必要がある。この際、トータルのコストを削減し、将来にわたり平準化するよう検討する必要がある。</p>	指摘事項	73
3	<p>不用となった道路敷地について</p> <p>道路が区域変更または供用廃止となり不用物件となった道路敷地については、できるだけ速やかに、非常に面積の小さい物件もあることから効率的に処分することが必要である。</p>	意見	77
河川管理施設（ダムを含む）に関する事項			
1	<p>適正規模とするための取組みについて</p> <p>人口減少・過疎化の進行等の結果、対象地域にある河川管理施設の社</p>	意見	83

	会的影響が低下した場合、将来の更新計画の策定・見直しの際には、優先度を下げる等により適正規模としていくことが必要である。		
2	ダムに関する現状把握について ダムの設備台帳は各総合支庁で保管するのみならず、県が一括して管理し、いざ故障が発生した時に代替部品を即座に融通できるよう部品管理のデータベース利用を検討する必要がある。	意見	87
3	堰、水門、樋門等に関する現状把握について 県主管課では、総合支庁からの点検結果および修繕等の実施にかかるデータ入手しておらず、写真台帳が更新されていない状況である。管理台帳は常に最新の状態であるべきで、毎年、県として保管する写真台帳も更新する必要がある。	意見	88
4	堰、水門、樋門等に関する現状把握について 現在は、規則等で定められているわけではないため、重要な修繕等があった場合にのみ「備考」に補修内容を記載している状況であるが、修繕内容、年度、金額規模等の履歴を残すようにして、将来の修繕計画を策定する際の補修間隔および補修金額の根拠データとして活用することが必要である。	意見	88
5	ダムに関する将来計画の策定について ダムは長期間使用する前提で設計・建築されているが、多くの県管理ダムが竣工後 20～30 年を経過し、ダム管理用制御処理設備および取水・放流設備等各種設備の更新時期を迎えるにあたり、できるだけ速やかに「ダム維持管理計画書」を策定する必要がある。	意見	89
6	ダムに関する将来計画の策定について 堆砂対策に係る計画が策定されていないダムについて堆砂対策時期が集中しないよう、洪水調節機能の長寿命化・予算平準化を目的とする堆砂対策に係る計画を策定する必要がある。	意見	90
7	樋門に関する長寿命化計画の進捗状況について 実績と計画に乖離が生じており、これらを計画上の期限であるあと 1 年以内に全て対応することは現実的に困難であると認められる。山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画の中で言及している「維持管理の	指摘事項	95

	PDCA サイクル」をしっかりと回して、長寿命化計画を見直す必要がある。		
港湾施設に関する事項			
1	修繕履歴について 現状、過去の修繕履歴について一元的かつ網羅的な記録が残されていないが、過去の修繕履歴を一元的かつ網羅的に記録する必要がある。	意見	103
2	将来計画の策定について 国の交付金対象となった施設以外についても、維持管理計画策定のための現状把握調査および具体的計画策定を進める必要がある。	意見	106
農業水利施設に関する事項			
1	機能保全計画に基づく対策工事の実施について 農業水利施設に関しては、機能保全計画の策定は県が行い、実際の機能保全計画に基づく対策工事は農業水利施設の所有・管理者である土地改良区等が行っている。このため、土地改良区等の財政負担の問題等により必要な対策が適時に行われない場合があり、優先度をつけてストックマネジメントに取り組むように指導を徹底されたい。	意見	124
2	機能診断および機能保全計画策定について 対象総数が 856 件あることに鑑み、既存施設の有効活用や長寿命化を図りライフサイクルコストを低減するために、早期に、対応されていない施設の機能診断が行われるよう計画を進められたい。	意見	125
3	機能保全コストの見積りについて 実際の総事業費の見積金額と計画策定時の保全コスト算出金額とに大幅な乖離が認められた案件があった。概算費用の大幅な乖離は将来のストックマネジメントサイクルの参考値としての判断を誤らせるおそれがあるため、今後、より正確なものとすることが必要である。	意見	128
漁港施設に関する事項			
1	機能保全計画の策定について 比較的最近まで整備事業が行われたことや日常点検をもとに、老朽化への対応策を早急に実施する必要性は低いと判断され機能保全計画が策定されていない漁港についても、時間の経過とともに、将来、機能保全のための対応が必要となってくると考えられる。	意見	136

	従って、必要な対応をいつ行うか検討することが必要である。		
2	<p>漁港施設利用者の受益と負担の関係について</p> <p>漁港の機能維持管理のためにコストが発生していることから、利用者の受益と負担の関係について、県は、漁業振興政策等も十分に考慮しながら検討する必要がある。</p>	意見	140
庁舎等（警察施設を含む）に関する事項			
1	<p>将来計画の策定について</p> <p>現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。</p>	指摘事項	145
2	<p>将来計画の策定について</p> <p>長寿命化計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。</p> <p>また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定しシミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。</p>	意見	145
3	<p>警察施設について</p> <p>警察施設については、「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等の対象とはなっていない。警察施設という特殊性はあるものの、可能な限り、他の庁舎と同様の現状把握の実施、修繕計画の策定等長寿命化の取組みを行うことが効率的である。</p>	意見	146
公舎に関する事項			
1	<p>将来計画の策定について</p> <p>現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。</p>	指摘事項	150
2	<p>将来計画の策定状況について</p> <p>長寿命化計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。</p> <p>また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定しシミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。</p>	意見	150

学校に関する事項			
1	使用していない教育財産について 利活用方法を検討している物件については、速やかに方針を決定しその方針に従った対応を進めることが必要である。	意見	158
2	現状調査結果に対する対応状況について 安全性の点から至急の対応を要する状態にあるものについては、速やかに対応することが必要である。	意見	159
3	将来計画の策定について 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。 文部科学省における「老朽化対策検討特別部会」での検討結果を参考としつつ、高等学校の校舎等についても老朽化への対応の方向性を明らかにする必要がある。	指摘事項	160
平成 20 年度包括外部監査結果に対する対応状況に関する事項			
1	元米沢高等技術専門学校について 【平成 20 年度包括外部監査結果】 元米沢高等技術専門校（土地・建物）：（土地未利用による年間機会損失=5,423 千円）将来企業誘致を検討しているということなので、当該誘致活動を積極的に行っていくべきと考える。 【意見等】 平成 22 年度に建物を解体し、県有財産有効活用検討会議において特別な検討を行う財産として検討中であり、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。	意見	170
2	元県立南陽高等学校（セミナーハウス）について 【平成 20 年度包括外部監査結果】 元県立南陽高等学校（セミナーハウス）（土地）：（未利用による年間機会損失=7,994 千円）県民のニーズを把握し、地元市とも協議し、利用計画を策定のこと。 【意見等】 県有財産有効活用検討会議にて特別な検討を行う財産として検討しているが、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。	意見	170

3	<p>企業局 公舎用地（鶴岡）について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>企業局 公舎用地（鶴岡）（土地）：未利用による年間機会損失＝1,195 千円、処分基準による処分困難がある（「鑑定評価額の一定額以下の対価での処分ができない」という基準があるため困難となっている。）。</p> <p>【意見等】</p> <p>売却、活用には至っていないため、早期に処分をすることが望ましい。</p>	意見	171
4	<p>元県立新庄工業高等学校（土地）について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>元県立新庄工業高等学校（土地）：（未利用による年間機会損失＝32,019 千円）43697.41 m²という広大な土地でもあり、利用計画上、県民にとってのニーズを把握し、出来るだけ速やかに有効な活用ができるように、検討していくべき。</p> <p>【意見等】</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日より新庄市に貸付を行い、新庄地区サッカー協会による市民運動場として活用しているとともに、当該財産を県有財産有効活用会議にて特別な検討を行う財産として検討している。また、メガソーラー発電の適地調査を実施し、候補地として検討している。</p> <p>新庄市への無償貸し付けをという現状の活用法の是非や市民運動場として活用することが、その土地の最有效使用であるかどうかも含めて有効活用法を決定すべきである。</p>	意見	172
5	<p>山形駅西口の土地について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>山形駅西口の土地への資金投下額は 6,757 百万円であるが、含み損が約 1,696 百万円にのぼる可能性がある。</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>山形駅西口の土地の機会損失は、年間約 154 百万円である。現在は有料駐車場となっている一部を除いて遊休地となっている。場所が山形駅の西側に隣接するだけに、このまま放置することは、県民にとって有益ではない。売却も考慮に入れた有効利用を期限付きで早急に立案すべきである。</p>	意見	174

	<p>【意見等】</p> <p>「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」において、山形駅西口拠点施設のあり方を検討しているところである。平成 20 年度時点での時価相当額は 5,061 百万円であるのに対して、平成 24 年度時点では 4,058 百万円と推定される。取得価額は 6,757 百万であるから、含み損の金額が概算で 1,696 百万円から 2,699 百万円に拡大しているものと思われる。</p> <p>これらの状況に鑑み、「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」における結論、県の財政状態、県民の要望等多方面から検討し、また、広く県民から意見を徴し、早急に解決策を立案すべきである。</p>		
6	<p>企業局用地（緑町会館）について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>(企業局用地) 山形県（企業局）が社会福祉法人山形県社会福祉事業団他 9 団体に貸与している建物の賃借料計算に、建物敷地に該当する地代相当額が考慮されていない。機会損失は年間 3,110 千円。</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>(企業局用地) 山形県（企業局）の土地で建物敷地以外の部分は、緑町会館に入居している団体およびその職員によって、駐車場として使用されている。入居団体は県ではないため、建物賃借料を山形県（企業局）に支払っている。当然、駐車場の使用料も支払うべきであるが、支払われていない。また、その入居団体の職員が駐車している場合、その入居団体が負担しないのであれば、その職員が駐車場料金を支払うべきであるが、支払われていない。そのため、入居団体ないしその職員が県有財産を無償で使用している結果となっている。そのため、年間約 11,475 千円の機会損失が生じている。</p> <p>【意見等】</p> <p>賃借料の改定は行っていないものの、企業局が作成している「山形県企業局中期経営計画」の中で緑町会館の運用方針を検討している。この中で早急に検討し、賃料の交渉等が必要である。</p>	意見	175

7	<p>使用料等に関する減免措置等の公表について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>使用料等について無償、減免さらに免除等の特別な取扱について 公共性、公益性を確保するため、山形県のホームページにおいてそ の特別な取扱いの内容を公表すべきである。</p> <p>【意見等】</p> <p>個人情報保護によるため公表事例はないが、減免については、特 例措置である以上、相手方が特定されない程度で公表すべきであ る。</p>	意見	179
8	<p>元鶴岡第 4 号職員アパート（建物・土地）について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>元鶴岡第 4 号職員アパート（建物・土地）：除却費用がでないた め、更地にできない状況にある。使用期間に渡って除却予算の積立 を行うなど、除却がスムーズに行われる仕組みを構築することが必 要。職員アパートに限らず、建物を建てた時は常に必要と考える。</p> <p>【意見等】</p> <p>当該物件については、平成 22 年度に解体済みである。また、除 却予算積立は行われていない。</p> <p>使用が終了し、かつ、その後利活用されないものについては、予 算措置され次第、速やかに除却されることが必要である。なお、除 却しないことによって安全性が損なわれる場合には、至急の対応が 必要である。</p>	意見	179
9	<p>緑町会館および新築西通り会館の駐車場について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>「緑町会館」および「新築西通り会館」の入居団体ないしその職 員も、当該土地は県民の財産であることの認識に立ち、県民が納 得できる相応の駐車場料金を負担すべきである。</p> <p>【意見等】</p> <p>緑町会館については、駐車場料金の改定は行っていないため、 駐車場料金の有料化の是非や適切な料金体制について、早急に検 討すべきである。</p> <p>なお、新築西通り会館については、平成 24 年 3 月に入居して いた全団体が移転し平成 24 年 4 月に用途廃止している。</p>	意見	182

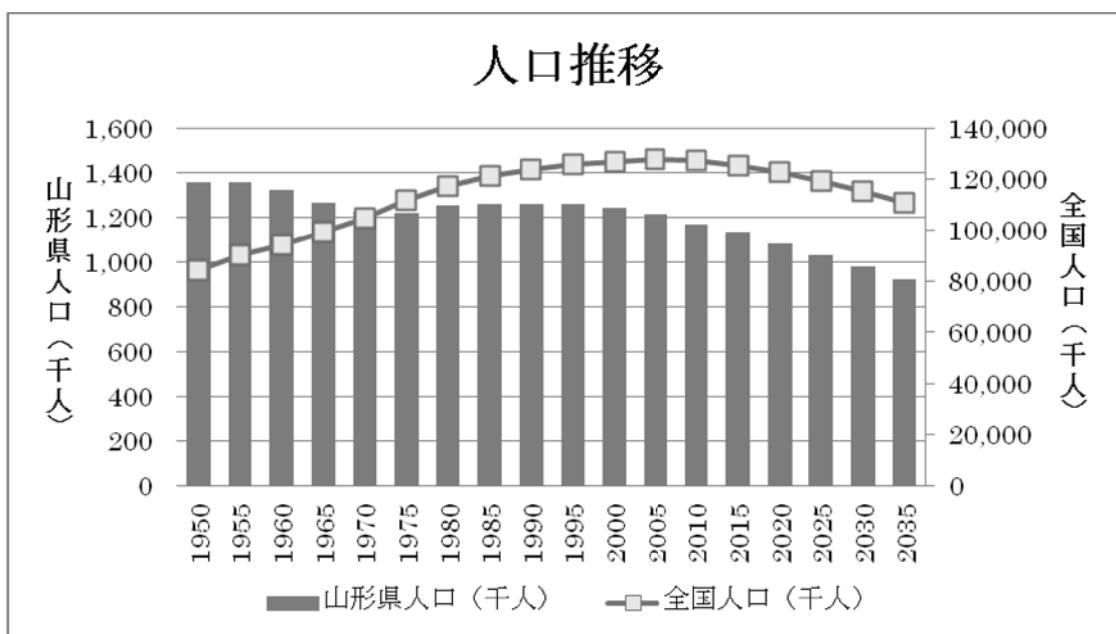
10	<p>生活衛生同業組合団体協議会の事務所敷地について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>生活衛生同業組合団体協議会に対する事務所敷地について、県は売却を積極的に主導すべきであり、それでも同協議会等が拒否する場合には、まず貸付に係る減免を排除することが妥当と考える。</p> <p>【意見等】</p> <p>買取の協議を実施しているが現時点では困難であり、引き続き支援として事務所敷地を貸付ける方針である。</p> <p>県の価値ある財産を同一の団体にかつ長期にわたって貸し付けられている状態には疑義なしとしないが、団体の公的な位置づけなども踏まえながら、貸付や処分のあり方を明確にしていくべきである。</p>	意見	185
11	<p>公舎料の算定について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違があった。県（特に病院事務局）は、適時な公舎料算定基礎に係る規程の見直しを行うべきである。</p> <p>【意見等】</p> <p>管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違はのぞましくないため、他部局との整合を図るよう検討すべきである。</p>	意見	186
12	<p>職員公舎について 【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>公舎使用期間について、県は長期入居対策につき早急に規定を定めるべきである。そして当該規定の制定後、速やかに上記長期入居者に対して退去を前提とした対応を取ることが必要である。</p> <p>【意見等】</p> <p>長期入居者がいることによって、入居率が上がり、入居率が良くなつたという理由で処分の対象にならないのは資産の有効活用という観点から、問題である。長期入居対策につき継続して検討すべきである。</p>	意見	187

第3 包括外部監査の監査結果

I 県の現状について

1. 山形県の人口動向および将来予測について

「日本の将来推計人口・都道府県の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成 19 年 5 月推計) および「人口動態統計（確定版）の概況」(山形県、平成 23 年)に基づき、監査人が作成した過去の人口動向および将来予測は以下のグラフのとおりである。



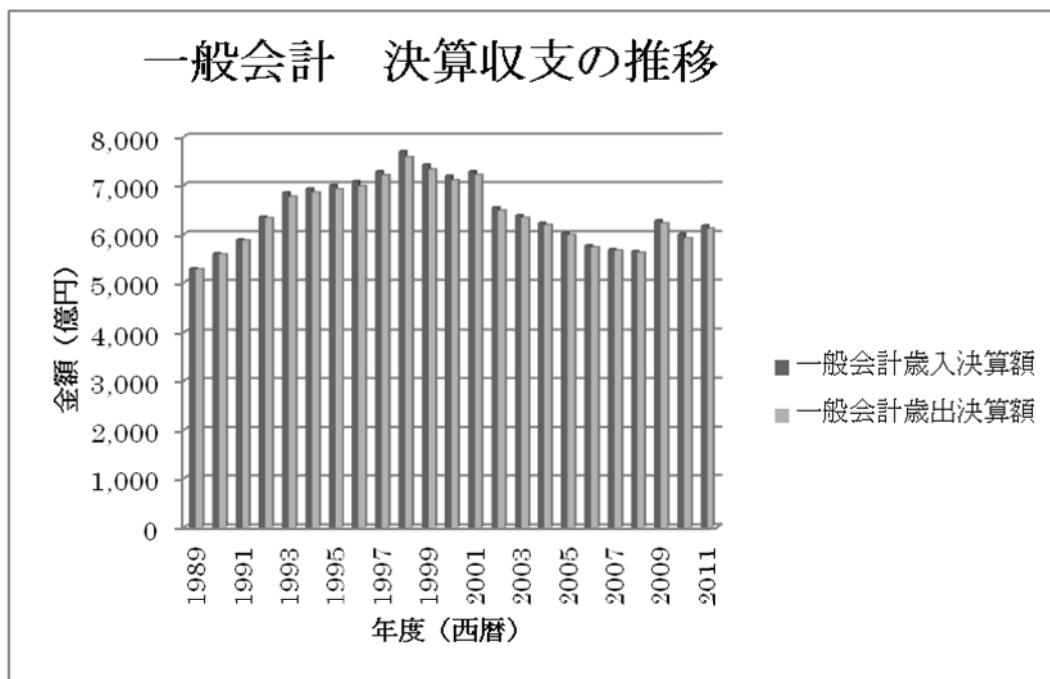
全国人口が 2005 年～2010 年をピークに減少に転じることが予想されているが、山形県の人口も同様の推移となることが予想されている。すなわち、上記グラフ中 1950 年以降 2005 年までは 1,200 千人を上回っていたが、2010 年では 1,169 千人となり、2035 年時点では 925 千人となることが予想されている。

人口全体が減少することは、拡大経済から縮小経済への転換を意味する。一年間に国内生産された付加価値を表す指標である国内総生産 (GDP, Gross Domestic Product) の大きさは労働者数と労働生産性で決定されるため、生産革新が無い限り、人口減少すると同時に労働人口が減少すれば GDP は減少する。一方、増加する人口にあわせて整備されてきた様々な公共資本は、人口減少によりその量が余剰となる可能性があることが指摘できる。

2. 山形県の財政状態について

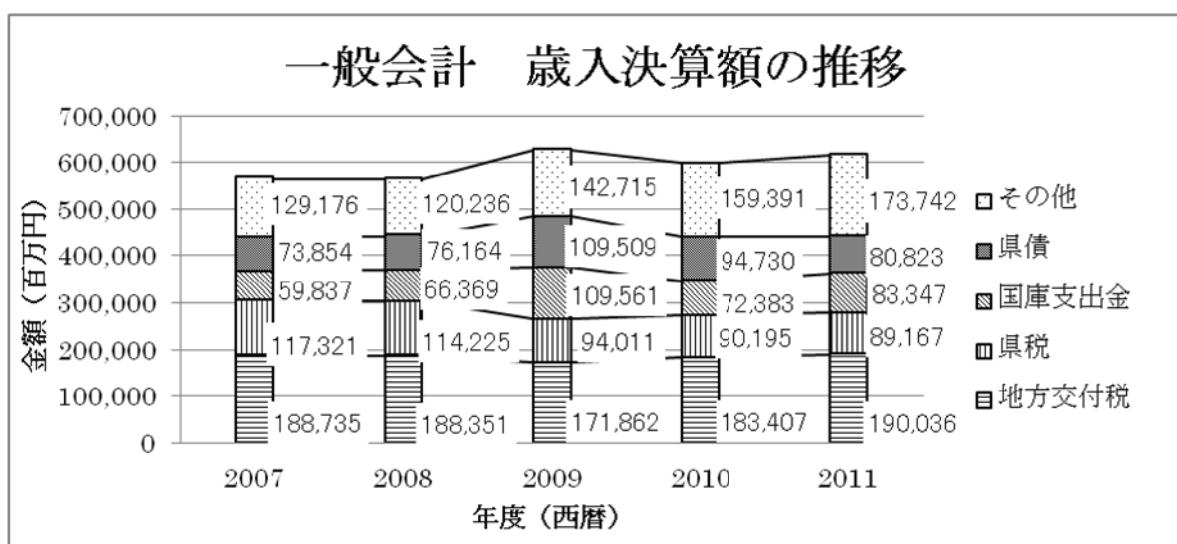
(1) 一般会計の状況

県が公表している一般会計（歳入・歳出総額）の推移を、平成となった1989年度以降、グラフ化して示すと次のとおりである。



さらに直近5年間の主な科目毎に示すと次のとおりである。

〈歳入〉



上記の期間、1998年度（平成10年度）の7,699億円（歳入額）をピークに、近年は5,600億円から6,200億円の歳入額で推移している。歳入については、経済成長期のような連續して増加している状況ではない。

また、2011年度（平成23年度）において、歳入の財源別の比率は、自主財源39.5%、依存財源60.5%の比率になっている。

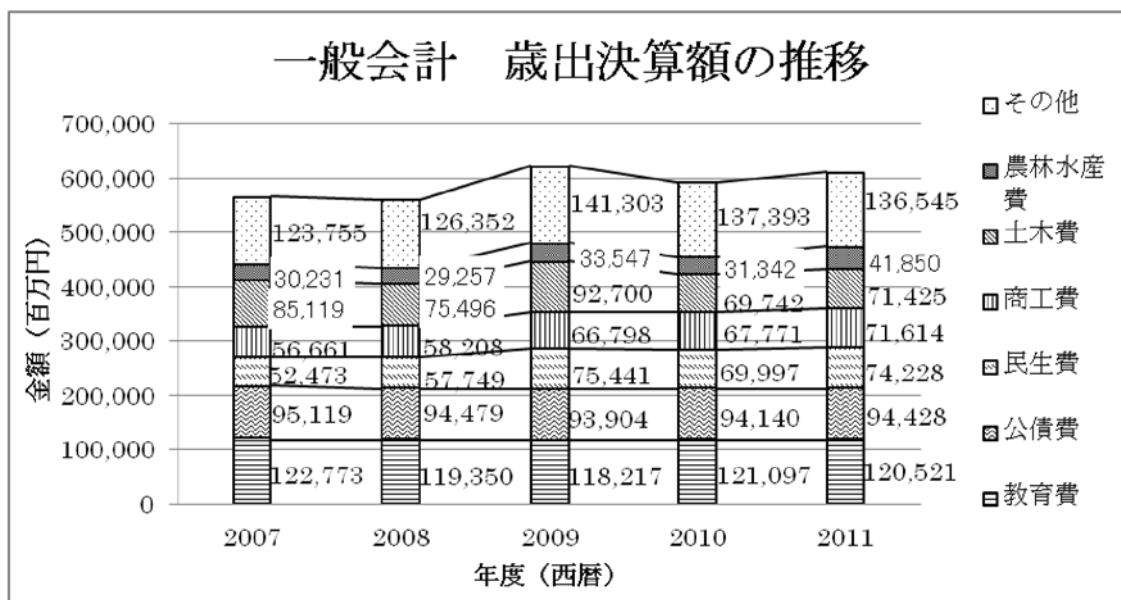
区分	科目	金額（百万円）	比率（%）
自主財源	県税	89,167	14.4
	諸収入	83,550	13.5
	その他	71,145	11.6
	自主財源計	243,862	39.5
依存財源	地方交付税	190,036	30.8
	国庫支出金	83,347	13.5
	県債	80,823	13.1
	その他	19,046	3.1
	依存財源計	373,252	60.5
歳入計		617,116	100.0

※ 自主財源とは、地方公共団体の財源のうち、国に依存しないで自らの権限により独自に調達できるものをいう。

依存財源とは、国を経由する財源で自治体自らの裁量が制限されているものをいう。

注) 百万円未満四捨五入のため計において一致しない場合がある。

〈歳出〉



(2) 施設の維持修繕のための支出

県では、決算数値に関して、施設の維持修繕費として体系的に把握した統計資料は持っていない。

一般会計当初予算ベースにより、総務部財政課が集計した数値を示すと次のとおりである。これらの数値には、「除雪に関する費用」を含んでいるが、事業化される規模の大規模な修繕費を含んだものではない。

従って、全ての施設の維持修繕費を網羅していないが、既存施設の機能を維持するための通常のメンテナンスコストの水準を明らかにできるものと考え、記載するものである。

(単位：百万円)

科目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	摘要
総務費		14	10	6	6	2	*1
農林水産業費	林業費	-	-	-	-	121	*2
農林水産業費	水産業費	漁業取締・水産試験場	17	28	24	24	92
		漁港	31	49	27	26	26
		計	48	78	51	50	117
	農林水産業費計	48	78	51	50	238	
土木費	道路橋梁費	4,521	4,490	5,405	5,270	4,896	
河川海岸費	河川	565	676	635	634	585	
	砂防	59	60	56	54	56	
	海岸保全	4	6	6	6	6	
	計	628	742	696	694	646	
港湾費	港湾	83	80	78	79	79	
	空港	504	498	478	473	492	
	計	587	578	556	552	571	
都市計画費	区画整理	8	12	10	11	24	
	街路	6	6	9	9	8	
	公園	711	691	692	695	694	
	計	725	709	711	714	726	
	住宅	367	358	358	356	355	
	土木費計	6,829	6,877	7,726	7,587	7,194	
警察費		120	120	116	116	109	
教育費		48	44	50	13	13	*4
合計		7,059	7,129	7,949	7,771	7,557	

*1 庁舎および公舎

*2 森林公園（23年度までは他科目に計上）

*3 漁業取締船、漁業試験調査船

*4 庁舎、水産実習船

注) 百万円未満四捨五入のため計において一致しない場合がある。

(3) 県債の未償還残高

県債残高は次のとおりである。

(単位：百万円)

区分		19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
一般会計	臨時財政対策債 *2	177,556	200,365	248,532	304,295	343,744
	補正予算債 *2	71,448	64,594	65,433	62,347	59,342
	その他	867,533	852,364	837,642	805,344	775,263
	計	1,116,536	1,117,323	1,151,608	1,171,986	1,178,349
特別会計*1		28,743	27,622	28,149	27,065	26,071
企業会計*1		82,709	71,689	66,662	62,192	59,900
合計		1,227,988	1,216,634	1,246,418	1,261,243	1,264,319

*1.「企業会計」は、電気事業、水道用水供給事業、病院事業など地方公営企業法を適用する事業に係るものを集計し、「特別会計」にはそれ以外の特別会計に係るものを集計した。

*2.「臨時財政対策債」とは、国から地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補てんするものである。「補正予算債」とは、経済対策に伴う国の追加公共事業の地方負担額に充当されるものである。「臨時財政対策債」および「補正予算債」の元利償還金は、後年度の地方交付税で措置されることとなるため、実質的にその償還のために県の負担は生じない。

県では、「山形県財政の中期展望」（平成25年2月）において、『持続可能な財政運営のため、中長期的な財政健全化目標として、「臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少」を目指します。』との目標を示している。

注) 百万円未満を四捨五入しているため計において一致しない場合がある。

平成23年度末、臨時財政対策債および補正予算債を除いた一般会計分の県債残高は7,753億円となっている。これは平成23年度歳入のうち自主財源約3年分の水準である。今後、これらの県債を償還しなければならないという将来の財政負担が存在している。この状況から、施設の新規取得や更新は簡単ではないと考えられる。すなわち、老朽化した施設については、従来のように建替を行うことが簡単ではない。

3. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号。以下、「行政改革推進法」という。)について

行政改革推進法第58条において、「国の資産の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。」とされ、国の資産及び債務に関する改革の趣旨及び基本方針が規定されている。

さらに、行政改革推進法第62条において、地方公共団体も第58条から第60条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする、と規定されている。

- ・資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- ・資産及び負債に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

このように、行政改革推進法は、資産に関する管理等に関して、地方公共団体にもこの法律の趣旨に沿った施策を推進するように努めることを求めている。

「行政改革推進法」より抜粋

第五節 国の資産及び債務に関する改革

(趣旨及び基本指針)

第五十八条 国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金の残高の縮減を維持し、歳出の削減を徹底するほか、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。）の売却、剩余金等（決算上の剩余金及び特別会計における積立金をいう。以下同じ。）の見直しその他の措置を講ずることにより、国の資産（外国為替資金特別会計法第一条に規定する外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産その他これらに類する資産を除く。次条において同じ。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

- 2 政府は、前項の改革の推進に資するため、次に掲げる原則により財政運営に当たるとともに、国民の理解を深めるため、これらの原則に関連する情報を積極的に公表するものとする。
- 一 将来の国民負担を極力抑制すること。
 - 二 市場金利の変動その他の要因が財政運営に与える影響を極力抑制すること。
 - 三 国の債務の残高を抑制すること。
 - 四 剩余金等が過大とならないようにすること。

(国の資産の圧縮)

第五十九条 政府は、平成二十七年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。
- 二 売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。
- 三 過大と認められる剰余金等については、国債総額の抑制その他国民負担の軽減に資するため、その活用を図ること。

(国の資産及び債務の管理の在り方の見直し)

第六十条 政府は、国の資産及び債務の管理に関し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 国有財産については、時価により売却した場合に見込まれる収入その他の当該国有財産の保有を継続することにより得られないこととなる利益を考慮し、その売却の可能性を検討すること。
- 二 国有財産の性質に応じ、その証券化（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する資産の流動化その他これに類する手法を用いて資産を譲渡し、又は信託する方法をいう。以下この号において同じ。）について、危険の分散を行うための手法の有無及び国民負担の軽減に資するか否かを見極めつつ検討するほか、国の貸付金については、幅広い観点からその証券化の適否を検討すること。
- 三 国有財産の管理（国有財産法第一条に規定する管理をいう。）について、民間の知見を活用するための仕組みを整備するとともに、国債に関する施策について、当該知見を活用して関係職員の専門的能力を向上させ、その充実を図ること。
- 四 国有財産について、次に掲げるところにより、その効率的な活用の促進を図ること。
 - イ 庁舎等（庁舎法第二条第二項に規定する庁舎等をいう。以下この号において同じ。）の設置に当たっては、取得及び賃借のうち有利な方法によるものとし、既存の庁舎等については、使用の状況の実地監査及び庁舎法に基づく使用調整を徹底して使用の効率化を図るとともに、余裕が生じた部分を国以外の者に貸し付けること。
 - ロ 国が利用していない国有の宅地（宅地となる見込みのあるものを含む。）について、不整形な土地の区画の変更等により売却の容易化を図るとともに、売却までの間、国以外の者に対する貸付け又は管理の委託を行うよう努めること。
- 2 政府は、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備を促進するため、当該書類を作成する基準について必要な見直しを行い、その他必要な取組を行うものとする。

(具体的な内容及び手順等)

第六十一条 財務大臣は、平成十八年度中に、前二条の規定により講ずる措置について、そ

の具体的な内容、手順及び実施時期を定め、公表するものとする。

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。
- 3 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力をを行うものとする。

4. 県が保有する資産の状況について

県が保有する資産規模の状況を概観する。県が公表している数値をもとに取りまとめると次のとおりである。

(1) 決算書類からの把握

地方自治法第233条第1項では次のように規定されている。

会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

また、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第166条第2項および第3項では、地方自治法により提出すべき書類を次のように定めている。

- ・歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書
- ・財産に関する調書

このうち、「財産に関する調書」において、公有財産の残高が明らかにされている。平成23年度の財産に関する調書では、公有財産のうち土地および建物は次のとおりの残高となっている。

〈平成 23 年度末〉

(行政財産)

(単位 : m²)

区分	土地 (地積)	建物			延面積計
		木造 (延面積)	非木造 (延面積)		
本庁舎	81,163.68		38,292.17	38,292.17	
県会議事堂			13,128.38	13,128.38	
その他の行政機関	警察施設	368,694.94	15,866.66	93,082.80	108,949.46
	その他の施設*1	7,082,678.82	18,414.32	376,061.31	394,475.63
公用用財産	学校	3,340,635.80	22,148.86	752,936.37	775,085.23
	公営住宅	336,427.00	9,030.45	247,615.98	256,646.43
	その他の施設*2	3,805,978.69	7,724.75	85,900.01	93,624.76
山林	4,246,909.45		343.60	343.60	
合計	19,262,488.38	73,185.04	1,607,360.62	1,680,545.66	

*1 県が事務事業を行うための施設（総合支庁舎、試験研究施設等）が含まれる。

*2 県民が利用するための施設（広場、県民の森、自然の家等）が含まれる。

〈平成 23 年度末〉

(普通財産)

(単位 : m²)

区分	土地 (地積)	建物			
		木造 (延面積)	非木造 (延面積)	延面積計	
その他の施設	842,306.44	3,158.64	56,292.66	59,451.30	
一般公舎	93,986.20	2,083.45	47,064.83	49,148.28	
警察公舎	121,114.46	2,843.51	67,053.96	69,897.47	
山林	56,408.07				
合計	1,113,815.17	8,085.60	170,411.45	178,497.05	
土地取得事業特別会計取得用地	850,093.37				

なお、決算制度上、公有財産の金額に関する情報は決算書類においては開示されないし、また、後述するインフラ資産に関する情報は、決算書類の「財産に関する調書」においては開示されない。

(2) 財務諸表からの把握

平成 12 年 3 月、自治省（現 総務省）は「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」を公表し、このなかで地方公共団体において財務諸表を作成することが望ましいとし、貸借対照表の具体的な作成方法を示した。その後、平成 19 年 10 月、総務省は『「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル』を公表している。

県では、これらを受け、平成 12 年度より「財務諸表」を作成・公表しており、また、平成 21 年度より「基準モデル」に基づく財務諸表を作成している。

この財務諸表中、山形県（単体）の貸借対照表において「事業用資産」中の「有形固定資産」および「インフラ資産」の金額残高を把握することができる。

ここで、事業用資産とは、「資本形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれる資産（将来売却が可能なもの）であり、公有財産として管理されている土地、建物など」のことである。

また、インフラ資産とは、「資本形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれない資産（将来売却が不可能なもの）であり、道路、橋りょう等の社会資本」のことである。

平成 24 年 10 月公表の平成 23 年度版「山形県の財務諸表」（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）によれば、平成 23 年度の有形固定資産（事業用資産の内訳科目として開示されている）およびインフラ資産は次のとおりである。

（単位：百万円）

区分	平成 23 年度末残高	平成 22 年度末残高
土地	177,120	177,037
建物	219,495	222,626
その他（機械器具・物品等）	39,406	38,700
有形固定資産計	436,021	438,363
公共用財産用地	457,746	456,779
公共用財産施設	1,508,892	1,530,584
その他の公共用財産	72,855	74,284
公共用財産建設仮勘定	1,213	2,219
インフラ資産計	2,040,706	2,063,866

（参考）

事業用資産およびインフラ資産の算定方法は、当該財務諸表において「資産の算定方法」として次のように説明されている。

- 平成 19 年度以前に取得した事業用資産及びインフラ資産については、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」等を基に、公正価値により、評価している。例えば、土地については、有償・無償取得を問わず、固定資産税評価額を基礎に、建物・工作物（道路等）については、取得価額×デフレータなどによる再調達価額を基礎に評価額を算定している。
- 平成 20 年度以降に取得した事業用資産及びインフラ資産については、資産の取得に係る直接的な対価（公有財産購入費・工事請負費）のほか、付随費用（設計等の委託費）も取得価額に含め、積み上げている。
- 事業用資産・インフラ資産（土地・立木竹及び美術品を除く）については、残存価額をゼロとし、取得年度の翌年度から定額法により減価償却を行っている。

このうち、インフラ資産について施設区分毎に金額を把握すると次のようになる。ただし、現状では、県では平成 19 年度末の数値しか把握されていない。現時点で、財務諸表は法令等に基づきその作成・開示がもとめられている訳ではないが、総務省において「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が開催される等、今後その作成・開示が制度化される動きもある。このため、その内訳を適確に把握する仕組みを構築し把握する必要がある。【意見】

当該数値は、担当部局である会計局会計課において把握している数値に基づくものである。

〈平成 19 年度末〉

(インフラ資産)		(単位：百万円)
施設区分		金額
道路	舗装	437,923
	橋梁	211,881
	トンネル	51,392
道路計		701,195
河川管理施設	ダム	115,637
	その他（水門等）	423,184
河川管理施設計		538,821
港湾施設（漁港施設も含む。）		117,281
都市公園		27,065
上記以外		748,442
インフラ資産合計		2,132,804

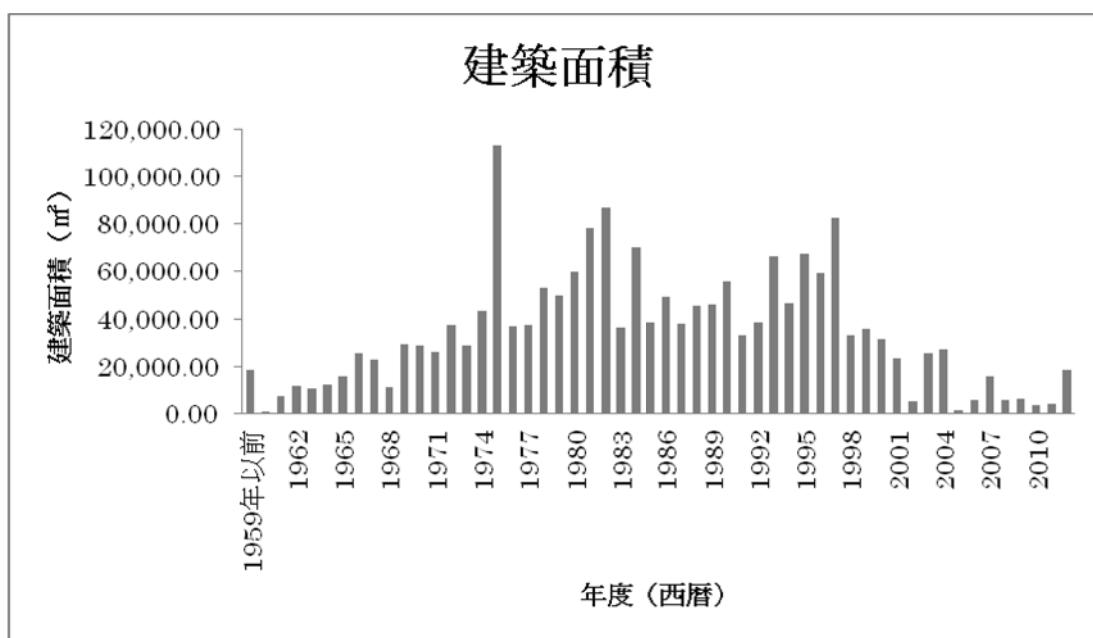
5. 建築物等の建築時期について

山形県公有財産規則（昭和49年4月1日山形県規則第25号）第23条に基づき整備されている公有財産台帳により把握されている建築物等の建築時期について、総務部管財課により集計された結果は次のとおりである。

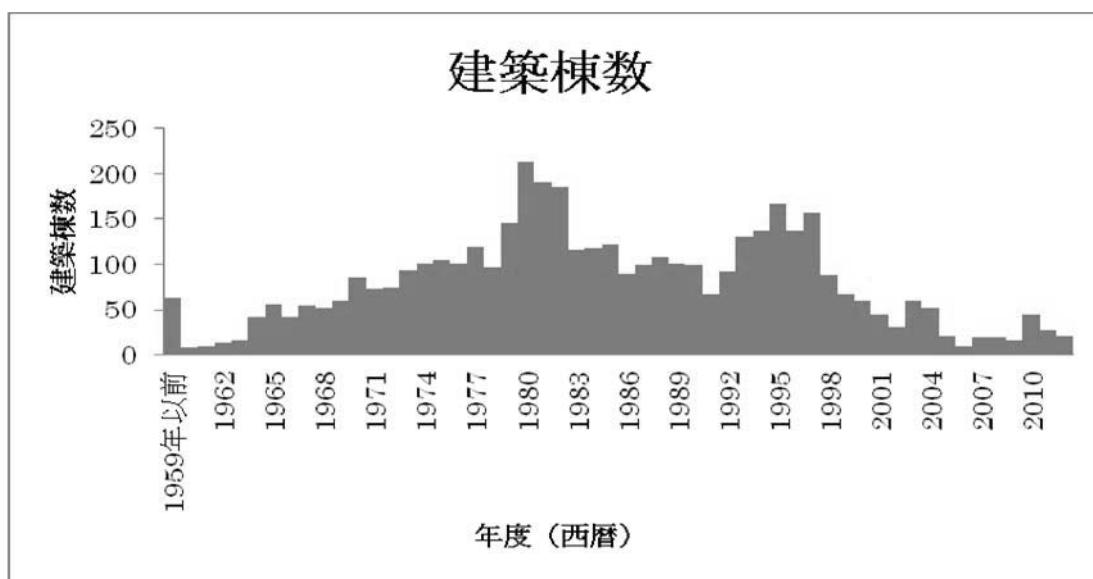
なお、集計時期（基準日）は、平成24年6月末である。

(1) 建物全体

(建築面積)



(建築棟数)



これらの実績より次のことが言える。

- ・1975年（昭和50年）時点の建築面積が増加しているが、これは現県庁舎が建築されたためである。
- ・建築面積ベースで、1982年（昭和57年）以前に建築された建物は全体の約46%にあたる。建築後30年を経過した建物が全体の約半分近くを占めている。また、1962年（昭和37年）以前に建築され、建築後50年を経過している建物は、94棟37,849.49m²であり、それぞれ全体の2.0%である。
- ・1980年（昭和55年）前後および1995年（平成7年）前後に、建築棟数のピークが到来している。

なお、建物の構造別の棟数および面積は次のとおりである。

() 内は全体に対する割合%

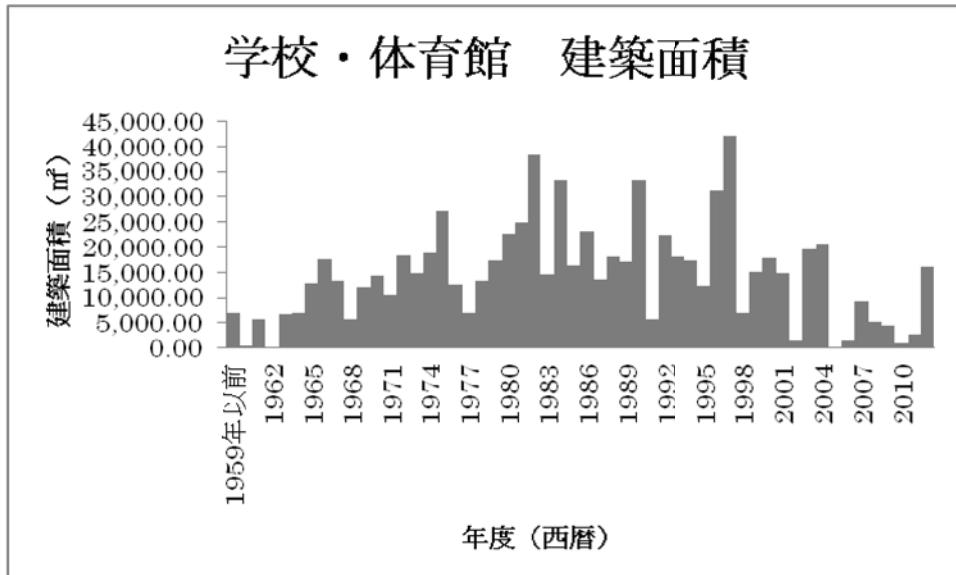
構造	棟数	面積 (m ²)
鉄骨造り	1,547 (35.9)	333,574.04 (17.9)
鉄骨鉄筋コンクリート造り	84 (2.0)	209,644.37 (11.3)
鉄筋コンクリート造り	1,421 (33.0)	1,212,836.33 (65.2)
木造造り	920 (21.4)	81,270.64 (4.4)
その他	332 (7.7)	21,717.33 (1.2)
計	4,304 (100.0)	1,859,042.71 (100.0)

山形県公有財産規則によると、教育の用に供する行政財産の管理については、教育長に補助執行させるものとされている。すなわち、教育用財産の管理部局は教育庁総務課となっている。また、同様に警察の用に供する行政財産の管理事務は、警察本部長に補助執行させるものとされている。すなわち、警察用財産の管理部局は警察本部会計課となっている。

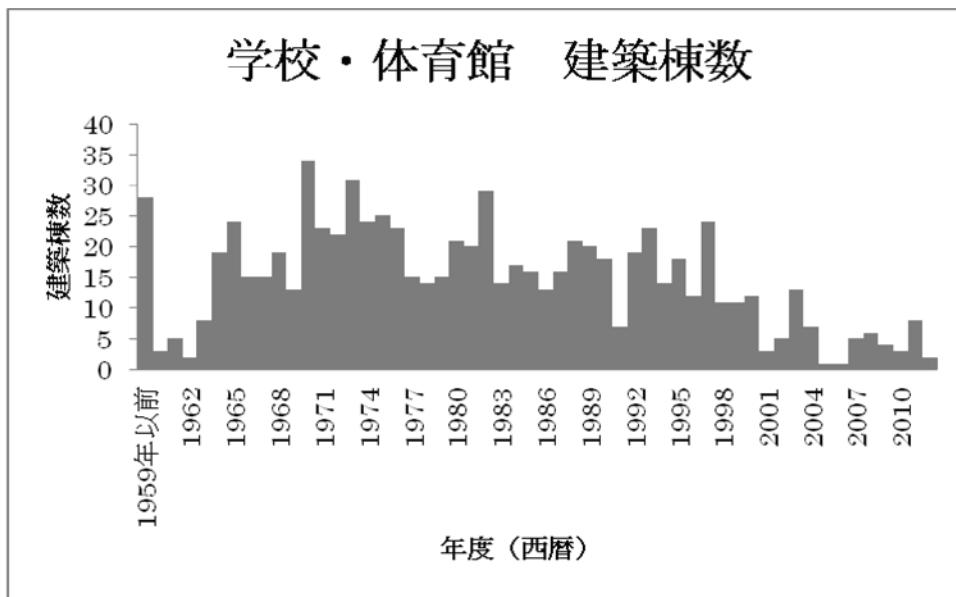
参考のため、学校・体育館および警察施設に関して、別掲すると次のようになる。

(2) 学校・体育館

(建築面積)

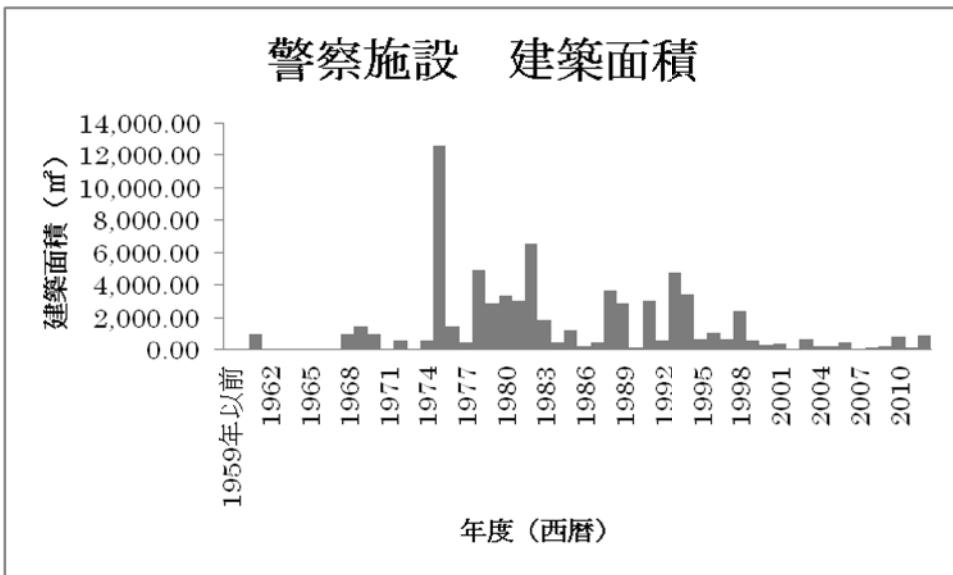


(建築棟数)

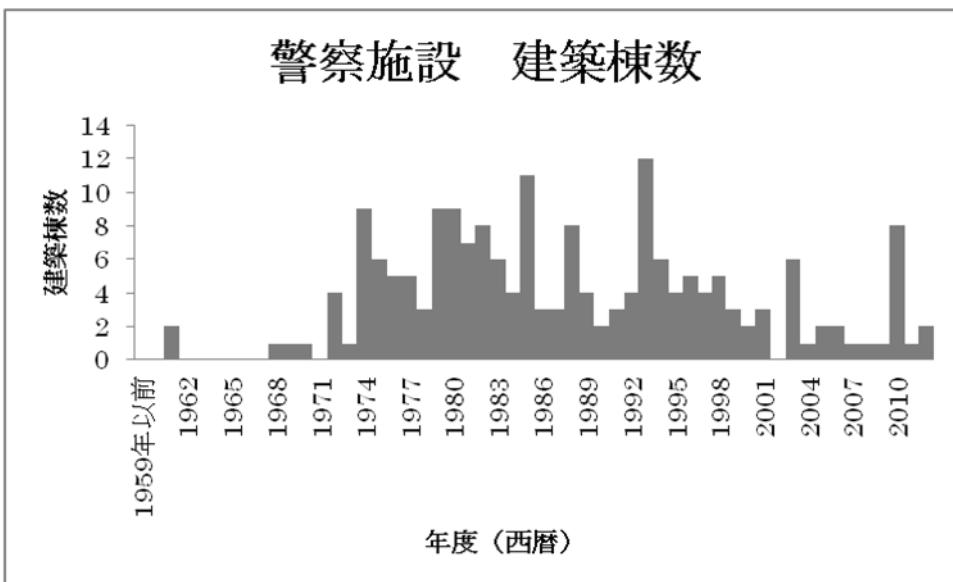


(3) 警察施設

(建築面積)



(建築棟数)



6. 建築物等の長寿命化の取組みについて

特に高度成長期以来、人口増加や社会要請により建設が進められてきた施設が、全国的に、建築後時間が経過してきている現状が指摘できる。

これらの状況に対応するため、国の取組みがスタートしている

例えば、国土交通省の社会資本整備審議会建築分科会において、2005 年に官公庁施設部会が設置され、国家機関の建築物の現状と課題および今後の施策展開の方向性等について議論が行われた。その成果として「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」が取りまとめられている。

以下に本文を抜粋する。

- 国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するためのファシリティマネジメント

官庁営繕行政としての基本的課題を解決するためには、国土交通省は、財務省が行う庁舎等の使用調整に積極的に協力・連携するとともに、全ての国家機関の建築物について、そのライフサイクルを通じて、総合的に企画・管理し、活用するといいわゆるファシリティマネジメントを実施すべきである。

その際、個別の建築物のみを対象として実施するのではなく、国家機関の事務所等の管轄区域を勘案して、当該管轄区域の重複する一定のエリア内に存在する全ての国家機関の建築物を対象として実施することが効果的かつ効率的である。

また、ファシリティマネジメントを効果的に実施するためには、国土交通省は、本省、地方支分部局それぞれにおいて、財務省と協議・調整する枠組みを設けることが望ましい。

- 国家機関の建築物の効果的・効率的な保全、運用の確保

官公法等の改正により整備された制度の一層の普及、定着を図ることにより、個々の建築物の保全の適正化を図るとともに、一定のエリア内の全ての国家機関の建築物を対象としたファシリティマネジメントを効果的に実施するための保全のあり方を明確にして、より効果的・効率的な保全・運用を推進すべきである。

- 効果的・効率的なファシリティマネジメントを実現するために当面実施すべき施策について

国土交通省は、以下の施策を積極的に推進して、一定エリア内の国家機関の建築物の群としての効果的・効率的なファシリティマネジメントを行うとともに、このファシリティマネジメントの計画及び実施の各段階において、各般の社会的要請に的確に対応することにより、国家機関の建築物を良質なストックとして、整備・活用を図るべきである。

- 施設整備計画の策定

国土交通省は、一定のエリア内における複数の国家機関について、財務省の国有財産データ

とも連携して、国土交通省のデータベースの内容の充実を図り、活用することにより、各国家機関の機能に応じ、その行政管轄を考慮して、確保すべき建築物の性能を分類し、それぞれの性能毎に必要な建築物の床面積を把握する。

これらの情報に基づき、当該エリア内の国家機関の建築物を建て替えが必要な建築物、コンバージョンや大規模なリニューアルを行うべき建築物、社会的要請に応えて良質なストックとしてその性能の向上を図るべき建築物、又は、不用となる建築物、余剰床を活用する必要がある建築物等に分類する。

その上で、所有、利用形態に関わらず、費用対効果やリスクを把握し、財務省の行う庁舎等の使用調整に協力・連携して、使用者である各国家機関の機能と使用する建築物が有する性能が最適な組合せとなる一定エリア内の国家機関の建築物の群としての施設整備計画を策定すべきである。

また、この施設整備計画を円滑に実施するため、先行的に特定のエリアを選択して、ケーススタディを実施し、その成果を検証することが重要である。

- 指導・監督及び実績の評価

国土交通省は、官公法第9条の規定に基づく意見書制度等を活用して、上記施設整備計画に基づき、各国家機関を指導・監督するとともに、その実績を継続的に評価し、当該施設整備計画にフィードバックして、効果的なファシリティマネジメントを実施すべきである。

- 保全の適正化

ファシリティマネジメントを実施するに当たって、所有・利用形態に関わらず、個々の建築物について、国家機関が使用する建築物として要請される機能・性能を確保するため、保全の責任の所在の明確化を図る。また、国土交通省は、各国家機関に対し、修繕計画の立案や修繕費用の確保等の適正化を図るよう指導、支援するとともに、その誘導手法を確立すべきである。

- 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応

国土交通省は、ファシリティマネジメントの計画及び実施の各段階において、以下のとおり、国家機関の建築物への社会的要請に的確に対応し、ストック全体の質の向上を図るべきである。

1. 国家機関の建築物の総合的な環境負荷低減対策の推進・強化を図るため、より効果の高いグリーン庁舎の整備を推進するとともに、適正な施設の運用管理の徹底と、E S C O事業を含む効果的なグリーン改修を実施する。また、施設整備及び施設運用に携わる者が共通で使用可能なL C E M手法を活用して、運用状態の適正化と的確なコミュニケーションを実施し、運用段階におけるエネルギー利用効率の一層の高度化を推進する。
2. 国家機関の建築物の耐震安全性の向上については、これまでの取組みに加え、既存建築物についても官公法第13条第1項の規定に基づく基準を満足するよう、建て替えや耐震改修を計画的に実施するほか、建築物の有効利用のため、施設整備計画に基づき、一定のエリア内の建築物全体としての耐震性能を向上させる。

3. すべての利用者が円滑かつ快適に利用できるものとなるように、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、計画及び実施の各段階において、多様な利用者の参加に配慮し、関係者との連携を図りつつ、營繕を行う。
4. 国家機関の建築物の意義を考慮すると、その位置やデザイン、性能等については、当該地域の特性の配慮や周辺のまちづくりの計画との調整が重要であり、地方公共団体等との連携を図りつつ、營繕を行う。

なお、県での取組みについては、第3.II.1の記述を参照のこと。

II 総括

1. 県有施設等に係る県の対策について

(1) 県の策定した計画

県は、平成22年3月に「第3次山形県総合発展計画」を策定している。「第3次山形県総合発展計画」は、経営者や有識者、学者等17名から成る山形県総合政策審議会からの答申を受け、県民・県議会・市町村等からの意見を踏まえながら、策定したものである。本計画は、概ね10年間における県づくりの基本的な考え方と基本目標、その実現に向けた政策展開の方向性を示す「長期構想」と、概ね4カ年で推進する目標実現のための重点的に取り組む事業の方向性を示す「短期アクションプラン」により構成されている。

この「長期構想」において、県有施設等については、次のとおり記載されている。

II 県づくり構想

3 地域社会

(2) 暮らしや産業を支える社会資本の機能強化・長寿命化の推進《中略》

- ① 災害等に強い安全・安心な県土づくり《中略》
- ② 交通、情報通信ネットワークの整備《中略》
- ③ 利便性の高い身近な社会資本づくり《中略》
- ④ ストックを活かした質の高い社会資本づくり

既存の公共施設の他（多）用途転用などの有効活用や長寿命化を推進しつつ、社会資本の計画、建設、維持管理、改築、除却に至るまでを、管理主体を超えて計画的に行うアセットマネジメントシステム^{※1}の導入を進める。

また、景観形成や環境負荷の低減、誰もが使いやすいことを重視するユニバーサルデザイン^{※2}の考え方の導入など、社会資本の質的な充実・向上に取り組む。

※1 アセットマネジメントシステム：社会資本を資産ととらえ、その劣化等を将来にわたり推測することにより、最も費用対効果の高い維持・管理や対策を行うための方法のこと。

※2 ユニバーサルデザイン：年齢差や健常者、障がい者などの区別なく、全ての人々にとって使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

また「短期アクションプラン」においては、次のとおり記載されている。

テーマ5：県土環境の保全・創造・活用

施策4：必要な社会資本の整備と有効活用・長寿命化の推進

＜主担当部局：県土整備部＞

＜目的＞

暮らしや産業経済活動を支えるために真に必要な社会資本を整備するとともに、その機能の維持・向上を図る。

<事業の展開方向>

- 今後の社会资本整備の方向性と目標を明確化するとともに、それに沿った施策を展開する。
- 高速道路、幹線鉄道、空港・港湾などの広域的な高速交通ネットワークの整備・機能向上や、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備など、全国的・広域的視点に立った社会资本の整備を進める。
- 日常生活を支える鉄道やバスなどの地域交通ネットワークの形成、治山、治水、土砂災害対策などの推進による安全・安心な県土づくりなど、地域の実情を踏まえた社会资本づくりを進める。
- 施設の長寿命化の推進、道路や公園など身近な社会资本づくりへの県民参加の促進、ユニバーサルデザインの考え方や環境負荷の低減への取り組みの導入などを通じて、社会资本の機能の維持・向上を図る。

『中略』

<主要事業とその工程>

主要事業	担当部局	4年間の推進工程						
		H21	H22	H23	H24			
(1) 全国的・広域的視点に立った社会资本の整備『中略』 (2) 地域の実情を踏まえた社会资本づくりの推進『中略』 (3) 社会資本の機能の維持管理・向上 ①アセットマネジメント手法の拡大 『以下、略』	県土整備部	社会资本整備の指針となる「県土未来図」の改定	「県土未来図」に沿った施策の展開					
	県土整備部	長寿命化計画に基づく橋梁の予防保全型管理の推進						
	県土整備部 農林水産部	道路・港湾・河川・都市公園・農業水利施設などの長寿命化計画の策定・計画に基づく予防保全型管理の推進						

また、県は、「第3次山形県総合発展計画」と同時に、「地域主権時代の県政運営指針」(山形県行財政改革推進プラン；以下、「行財政改革推進プラン」という。)」(平成22年3月)という行財政改革に関する新たな指針を策定した。この指針は、その後3年間の県政運営、特に行財政運営のあり方について、地域主権の時代に対応して、県自らの意思と責任のもと、県民視点に立って県政運営に取り組む方針を示したものである。

この「行財政改革推進プラン」において、県有施設等について次のとおり記載されている。

第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

2 持続可能な財政基盤の確立

① 自主財源の確保 《中略》

② 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中

持続可能な財政運営を確保するため、事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化など、歳出の見直しを徹底する。

歳出の見直しに当たっては、現下の政策課題のみならず、未来への礎となる政策や施策への財源の重点配分を行いながら、より一層の選択と集中を図る。《中略》

◎県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

限られた財源の中で県有施設の安全性を確保するとともに、コストの縮減、必要予算の平準化を図るため、従来の「傷んでから治す管理」から、「傷みが小さいうちから計画的に対策を実施することで長寿命化させる管理」いわゆるアセットマネジメント*手法による維持管理を推進する。

*アセットマネジメント：道路等構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的に資産の状態を予測するとともに、維持・管理について、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に管理すること。対症療法から予防保全型の管理を行っていく手法。 《後略》

(2) 県有施設等に係るその他の対策

さらに、県はこれまで県有施設等の管理について、検討委員会の設置等、下表のような対策を講じている。

表：建築物等に係る対策

設置年度	県有施設等に 係る対策	対策概要	構成
平成10年度	県有普通財産 有効活用検討 委員会	普通財産の 有効な利活 用の検討	総務部財政課・総務部管財課・企画振興部企 画調整課・環境エネルギー部環境企画課・子 育て推進部子育て支援課・健康福祉部健康福 祉企画課・商工労働観光部産業政策課・農林 水産部農政企画課・県土整備部管理課、各総 合支庁総務企画部総務課、教育庁総務課、警 察本部会計課、企業局総務企画課、病院事業 局県立病院課 17名 (特別な検討を要する場合、外部有識者出席)

設置年度	県有施設等に 係る対策	対策概要	構成
平成 14 年度	県有施設の維持保全推進連絡会議	県有施設の計画的な維持保全の在り方について検討	総務部人事課、総務部総務厚生課、総務部学事文書課、総務部管財課、企画振興部県民文化課、環境エネルギー部環境企画課、環境エネルギー部危機管理課、環境エネルギー部食品安全衛生課、子育て推進部子育て支援課、子育て推進部子ども家庭課、健康福祉部健康福祉企画課、健康福祉部障がい福祉課、商工労働観光部産業政策課、商工労働観光部工業振興課、商工労働観光部観光交流課、農林水産部農政企画課、農林水産部生産技術課、農林水産部畜産課、農林水産部森林課、県土整備部都市計画課、県土整備部空港港湾課、県土整備部建築住宅課、教育庁総務課、教育庁生涯学習振興課、教育庁文化財保護推進課、教育庁スポーツ保健課、病院事業局県立病院課、各総合支庁総務企画部総務課 30 名
平成 23 年度	県有財産有効活用検討会議	重要な（一定程度の面積を有するなど）未活用土地等活用の検討	企画振興部・総務部管財課・総務部財政課・環境エネルギー部環境企画課・子育て推進部子育て支援課・健康福祉部健康福祉企画課・商工労働観光部産業政策課・農林水産部農政企画課・県土整備部管理課、各総合支庁総務企画部地域振興課、教育庁総務課、企業局総務企画課、病院事業局県立病院課 17 名
平成 24 年度	山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会	山形駅西口拠点施設のあり方	学識経験者、建築家、商店会長など 21 名

ここで、普通財産とは行政財産以外の一切の公有財産をいう（地方自治法第 238 条第 4 項参照）。

地方自治法第 238 条（公有財産の範囲及び分類）

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機

- | | |
|---|---|
| 三 | 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 |
| 四 | 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 |
| 五 | 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 |
| 六 | 株式、社債（中略）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 |
| 七 | 出資による権利 |
| 八 | 財産の信託の受益権 |
| 2 | （省略） |
| 3 | 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。 |
| 4 | 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。 |

表：インフラ資産に係る対策

分野	担当部局	策定されている計画の名称等	摘要
道路	県土整備部 道路課	平成 19 年度以降、取り組んでいる。直近では、「平成 24 年版 山形県橋梁長寿命化修繕計画」（平成 24 年 9 月）を策定している。	・国庫補助事業である。
		「山形県道路舗装長寿命化修繕計画」（平成 23 年 6 月）を策定している。	・国庫補助事業である。
都市公園	県土整備部 都市計画課	「公園施設長寿命化計画」を策定している。	・国庫補助事業である。
河川管理施設	県土整備部 河川課	「河川管理施設長寿命化計画」を策定している。	・国庫補助事業である。
港湾施設	県土整備部 空港港湾課	平成 21 年度以降、「維持管理計画」を策定している。	・国庫補助事業である。
農業水利施設	農林水産部 農村整備課	平成 19 年度以降、「機能保全計画」を策定している。	・国庫補助事業である。
漁港施設	農林水産部 生産技術課水産室	平成 22 年度以降、「機能保全計画」を策定している。	・国庫補助事業である。

※ 「国庫補助事業」とは、公共事業において、地方自治体が行う事業に、国が費用の一部を負担す

る事業のこと。

2. 県の対策に対する監査人の意見等

(1) アセットマネジメント（以下、「AM」という。）の定義および計画策定

「第3次山形県総合発展計画・長期構想」および「行財政改革推進プラン」でいう AM の定義における管理対象、管理手法、目的、目標をまとめると次表のとおりとなる。

表：山形県における AM の定義（平成 22 年）

	管理対象	管理手法	目標	目的
「第3次山形県総合発展計画・長期構想」	社会資本	（計画、建設、維持管理、改築、除却に至るまで管理主体を超えて計画的に行う）	劣化等を将来にわたり推測する	最も費用対効果の高い維持・管理や対策を行う
「行財政改革推進プラン」	道路等構造物	客観的に把握・評価	中長期的に資産の状態を予測	維持・管理の最適

さらに「第3次山形県総合発展計画・短期アクションプラン」では、「施策4：必要な社会資本の整備と有効活用・長寿命化の推進」の主担当部局を「県土整備部」、AM 手法の拡大を担当する部局を「県土整備部」「農林水産部」とし、その具体的対象を「橋梁」「道路・港湾・河川・都市公園・農業水利施設など」としている。この点、県における AM の定義においては、「全体最適」の概念とそれに基づく具体的な計画に乏しいものと考える。インフラ資産のみを対象としている点からは、全体最適という目的に対する実現可能性に疑問が残り、また全ての部局に係る具体的計画も存在しておらず、したがって県全体を挙げて AM に取り組むという視点に立った具体的計画とはなっていないからである。ここで、監査人は「全体最適」を「部局を超えて、同質の県有施設等に係る情報を種類ごとに一元管理することで県有施設等を有効利用するとともに、県有施設等に係る取得費用から使用時の修繕費等の維持管理費および除却費用までを把握しつつ、県有施設等に係る予算を将来にかけて平準化することにより、最少の費用により最大の効果を上げること」と考えている。

県は全体最適の視点から、施設の性質に応じてアセットマネジメントの取組方針を明らかにし、これに基づく具体的な計画策定を行うべきである。

なお、P-48、P-50 の記述を参照のこと。

(2) アセットマネジメントに係る組織構造

一般的に、組織においては、指揮命令系統を明確にした上で事業部間競争により生産性向上することを目的として各事業に特化するタテ機能と、組織の各事業に共通する人・物・金・情報に係る部門を共有し全体最適を図ることにより組織全体の効率的運用を目的とするヨコ機能が重要であるといわれる。

AM を全体最適化の視点から取り組むには、全庁横断的に管理するヨコ機能も必要ではないだろうか。

また、県は「行財政改革推進プラン」において、PDCA サイクルについて次のように記述している。

第2 県民視点に立った県政運営の推進

2 県政推進の PDCA サイクルの運営

各部局長等による主体的な部局運営を中心として、総合発展計画の推進など全庁横断的な取り組みを効果的・効率的に推進するための PDCA サイクル (Plan (計画策定) →Do (実施) →Check (検証) →Action (見直し) のサイクル) を運営する。

- ・各部局長が、当該年度において重点的かつ責任をもって取り組むべき施策等の目標を設定し、総合発展計画など全庁横断的な視点を踏まえつつ、自ら評価・検証・改善を行う。
 - ・「県政運営の基本的考え方」等を県民に広く公表し、県民の意見を反映しながら推進する。
- 《後略》

県の考える PDCA サイクルでは、サイクルを回す主体が各部局長という「部局単位」である。しかし、AM は施設の性質に応じて、部局間を超えた全体最適の視点が重要であることから、PDCA サイクルの主体についても部局単位ではなく全庁的な管理組織が主体となって実行することにより全体最適化を進めることができるものと考えられる。

県には各分野を統括する体制がない。各分野を統括する部局等を明確にする必要があるのでないかと考える。あわせて、長寿命化およびコスト圧縮の成果を、詳細に評価する仕組みを構築する必要がある。

なお、P-48、P-50 の記述を参照のこと。

(3) アセットマネジメントにおける現状評価

①県有施設全体についての現状評価

現在、県において県有施設等が過剰か否かについては、個別に管理主体である各部局単位で行っていると考えられるが、全体量としての評価は特段行われていない。その中で、県は普通財産の売却等を進めている。それは、県有施設等が以下の通り、厳しい環境に置かれていることに起因しているものと考えられる。

- 人口減少による施設ニーズの減少

全国人口が2005年～2010年をピークに減少に転じることが予想されているが、山形県の人口も同様の推移となることが予想されている。すなわち、1950年以降2005年までは1,200千人を上回っていたが、2010年の人口1,169千人となり2035年時点では925千人となることが予想されている。増加する人口にあわせて整備されてきた様々な公共資本は、人口減少によりその量が余剰となる可能性があることが指摘できる（第3.I.1.「山形県の人口動向および将来予測について」参照）。

- 財政逼迫による維持管理費用確保の困難性

施設の維持修繕費は下記のとおりである。なお、全ての施設の維持修繕費を網羅していないが、既存施設の機能を維持するための通常のメンテナンスコストの水準を明らかにはできるものと考え、記載するものである（次表参照）。臨時財政対策債および補正予算債を除く県債の平成23年度末一般会計残高は7,753億円である。これは平成23年度歳入のうち自主財源約3年分の水準である。今後、これらの県債を償還しなければならないという将来の財政負担が存在している。この状況から、施設の新規取得や更新は簡単ではないと考えられる。すなわち、老朽化した施設については、従来のように建替を行うことが簡単ではない（第3.I.2.「山形県の財政状態について」参照）。

表：施設の維持修繕費（一般会計当初予算）と県債残高（一般会計）の推移

（単位：百万円）

	20年度(未残高)	21年度(未残高)	22年度(未残高)	23年度(未残高)
施設の維持修繕費（一般会計当初予算）	7,059	7,129	7,949	7,771
県債残高（一般会計）※	852,364	837,642	805,344	775,263

※ 臨時財政対策債および補正予算債を除く、県が実質的に将来負担することになる県債にかかるもの。

- 県有施設等の老朽化

建築後30年を経過した建物が全体の約半分近くを占めている。また、建築後50年を経過している建物は94棟37,849.49m²であり、それぞれ全体の2.0%である（第3.I.5.「建築物等の建築時期について」参照）。

- 安全性の確保

特に高度成長期以来、人口増加や社会要請により建設が進められてきた施設が、全国的に、建築後時間が経過してきている現状が指摘できる。この点は、県においても同様である。これらの状況に対応するため、国の取組みがスタートしている（第3.I.6.「建築物等の長寿命化の取組みについて」参照）。

現在、県では普通財産の売却等を進めているが、その前提として県有施設等の全体を把握できる体制・台帳整備を実施し、供給基準・利用度評価など基準設定とその評価の確立が必要であろう。また、新規取得に関しては、取得から維持管理、さらには除売却に至るまでのトータルコストを考慮したうえで意思決定を行うべきであろう。

維持対象となる資産を減少させることにより維持管理コストを削減する効果が期待できることから、不要資産または遊休資産については引き続き減少させる必要がある。【意見】

また、今後新たに資産を取得する際には、できるだけ長寿命となり維持管理コストができるだけ低廉になるように、設計段階から十分意識する取組みを徹底させるべきである。【意見】

県有施設等の全体量については、必ずしもその管理手法が構築されている現状ではないかもしれないが、隣県等のデータと比較・検討することにより県有施設等の適正規模を把握し、もってその後のアセットマネジメントを有効に実施できるものと考えられる。たとえば、関西学院大学大学院教授の石原俊彦氏は、地方公共団体における資産の適正規模について「監査制度改革と地方公会計改革」（地方議会人 2011 年 8 月）において次のように言及している。

ここにおいて身の丈の資産総額は、たとえば、財政健全化の判断指標でもある実質公債費比率^(注)を手がかりに 15% に目標設定し、それをインフラ資産や公の施設の平均耐用年数、ならびに、地方債の投資への財源充当率を加味するなどの方法で、試算することができよう。この試算された資産金額から平均耐用年数を加味して計算された資産総額と貸借対照表の有形固定資産総額を比較すると、各自治体で身の丈を超えた（過大投資部分の）資産額を試算することができる。

(注)・実質公債費率：地方税、普通交付税の様な使途が特定されていない経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額（普通会計の公債費、公営企業債償還費に対する繰出金、一部事務組合公債費に対する負担金など）に充当されたものが占める割合であり、前 3 年度の平均値をいう。

・標準財政規模：地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す値で、その大きさは「標準税収入額 + 普通地方交付税額 + 地方譲与税額 + 交通安全対策特別交付金額 + 臨時財政対策債発行可能額」で求められる。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさである。

県は、資産総額の適正規模の考え方の標準化や他県との比較が可能な環境の整備状況を踏まえ、将来的には、県有施設等の全体量について、定量的な目標設定により PDCA サイクルが上手く回るよう、現状評価（隣県比較等も含む）を定量的に行う手法について検討していくことが望まれる。【意見】

②個別施設の現状評価

現在、山形県において県有施設の現状評価については、個別に管理主体である各部局単位で行っているものがほとんどと考えられる。この点、同じ種類・性質の施設等については「全体像が把握できるデータの収集・管理ができる体制の確立」が重要と考える。

i) 評価の対象について

県は、県有施設の長期的な活用と施設利用者の安全性の確保を目的として、計画的な維持保全の在り方について検討を行うため、「県有施設の維持保全推進連絡会議」を設置している（「1.(2) 県有施設等に係るその他の対策」参照）。当該連絡会議の事務局は国土整備部建築住宅課営繕室に置かれている。

当該連絡会議では、平成 14 年に施行された「県有施設の維持保全推進連絡会議規約」に基づき、次の事務を行うものとされている。

1. 県有施設の現況分析と計画的な維持管理と修繕・改築等の検討
2. 県有施設の維持保全に関するデータベースの構築の検討
3. 県有施設の定期的な維持保全調査及び定期点検についての検討

当該定期点検等の対象は、知事部局、教育委員会および病院事業局が管理者となっている施設であるが、企業局および警察本部が管理者となっている施設は含まれていない。これら対象外としている施設については、それぞれの管理者において点検等が行われているためである。平成 17 年の建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号。以下、「建築基準法」とする。）の改正により、公共施設が定期点検の対象に追加された。具体的な実施方法については、「県有施設の維持保全に関する定期点検等実施要領」に規定されており、「県有施設の定期点検等技術基準」により準拠すべき基準が明確にされている。

これによると、県民の利用度が高い重要施設（建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期点検対象施設を含む。）を対象とし、3 年に一度（建築基準法第 12 条第 4 項の規定による建築設備等については毎年）の頻度としている。

具体的に対象としているのは、以下の施設である。

表：定期点検等対象施設一覧

区分	主な内容	村山	最上	置賜	庄内	県外	計
集会場・公会堂	県民会館、遊学館	2	0	0	0	0	2
病院		3	1	0	2	0	6
宿泊施設	少年自然の家等	5	1	1	4	0	11
共同住宅	公舎等	18	4	8	8	2	40
児童福祉施設等		6	1	4	6	0	17

区分	主な内容	村山	最上	置賜	庄内	県外	計
学校		27	8	13	16	0	64
体育館		4	0	0	0	0	4
博物館		6	1	2	1	0	10
スポーツ練習場等		5	1	0	1	0	7
自動車車庫・格納庫		8	3	6	3	0	20
事務所（5階・1,000m ² 以上）	県庁舎、各支庁舎	4	1	2	1	0	8
その他重要施設		18	3	6	14	0	41
合計		106	24	42	56	2	230

(注)・村山、最上、置賜、庄内は、各総合支庁管内の意味である。

- ・平成24年度当初時点、今後3年間で全ての施設の定期点検等を実施する計画である。
- ・「その他重要施設」とは、建築基準法第12条第2項および第4項の規定による定期点検対象施設以外の施設で、100m²程度を超える事務所などである。

県有施設の定期点検等は一部の管理部局および比較的重要度が低いと判断された一定面積未満の施設が対象外となっており、県が管理するすべての施設が対象となっていない。安全性の確保、法令遵守および維持修繕における全体最適の観点から、可能な限りすべての部局の施設を対象とすることが望ましい。それが困難であれば、他の管理者との情報共有等適切な連携を図っていく必要がある。また、対象外としている一定面積未満の施設についても、安全性等の観点から必要と認められるものについては定期点検等の対象とすべきである。【意見】

ii) 評価に基づく修繕等実施状況の把握について

前出「県有施設の維持保全推進連絡会議」においては、建物の現況調査を実施した結果として修繕等実施の必要性について、以下のとおり区分評価している。

表：修繕等実施の必要性

ランク	内容
ランク A	速やかに問題部位の修繕や更新を行う必要がある場合で、次の項目等に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法律に定める規定に抵触し、防災上、衛生上支障がある場合。 ・部分の劣化や破損が著しく、落下等により、近い将来の人的被害が予想される場合。 ・設備や配管等にトラブルがあり、業務やライフライン等に支障をきたすことが予想される場合。
ランク B	年次計画や優先的に修繕や更新を行う必要がある場合で、次の項目等に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・部位に劣化や破損などが見られ、近い将来、業務に支障をきたす恐がある場合。 ・設備や配管が老朽化し、近い将来、トラブルの発生する恐れがある場合。
ランク C	緊急性は低いが、将来的に支障をきたすことが予想され今後の劣化状況などを観察する必要がある場合。
要調査	トラブルの原因が不明であり、別途、詳細調査が必要な場合。

最近の当該定期点検結果について、A ランク判定結果に着目して取りまとめると、次のとおりである。

表：定期点検結果と A ランク判定との推移について

年度	定期点検等実施施設数			ランク A 判定		
	構築物	建築設備	計	施設数	ランク A 割合	箇所数
平成 20 年度	23	23	46	35	76.1	105
平成 21 年度	22	24	46	33	71.7	107
平成 22 年度	29	16	45	31	68.9	87
平成 23 年度	21	21	42	30	71.4	71

当該点検の趣旨は、技術的な見地からのみ修繕に係るランク付けを行い、その結果を各管理部局へ情報提供することにある。したがって、実際に修繕するか否かは各担当部局の判断に委ねられており、たとえ当該点検において A ランクに判定された箇所であっても、必ずしも速やかに修繕されない可能性がある。また、当該連絡会議では判定結果を事後的にフォローしていないため、判定の有用性が測定・評価できていない。

県有施設に係る維持保全について、全体最適の観点から修繕等の重要度につきランク付けを行い、これに従った維持保全活動が確実に行われるよう、実施状況に至るまでフォローできる仕組みを構築し運用する必要がある。さらに、この結果を維持修繕計画の策定に活かすことも有用である。【意見】

また、当該判断基準・評価基準は社会情勢や技術革新により影響を受けるものであることから、それらを正確に把握した上で基準を適時に更新できる体制の整備が求められる。

点検・診断に関して新しい手法や知見がある場合には、それらを十分に反映させて県有施設等の評価を行い、維持修繕計画の策定・見直しが必要である。

iii) 維持管理費の総額把握と分析

平成 20 年度から平成 24 年度までに実施した（平成 24 年度は実施予定）経常的な維持修繕費と投資的な長寿命化対策に係る予算措置の状況は次のとおりである。

表：施設の維持修繕費（一般会計当初予算）の推移

（単位：百万円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設の維持修繕費 (一般会計当初予算)	7,059	7,129	7,949	7,771

表：社会資本の長寿命化対策に係る（当初）予算措置の状況（単位：百万円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
橋梁補修	4,703	2,300	2,662	3,945	3,831
耐震改修	1,581	2,403			
農業水利施設補修	68	192	167	1,970	1,747
道路照明灯更新	100	100			
信号灯器LED化更新	254	237	216	108	102
都市公園施設補修			36	225	99
舗装補修			40	128	269
トンネル補修			60	70	
河川管理施設補修			40	21	21
その他	21	12			
合計	6,727	5,244	3,221	6,467	6,069

この際、次の点が問題と考えられる。

- 県有施設全体について見ると、その機能保全に必要な補修の水準や将来的な費用推計が行われておらず、適宜、適切な時期に補修が行われているかどうか、すなわち早急に対応すべき案件が後回しとなっていないかどうか検証する術がないという課題がある。

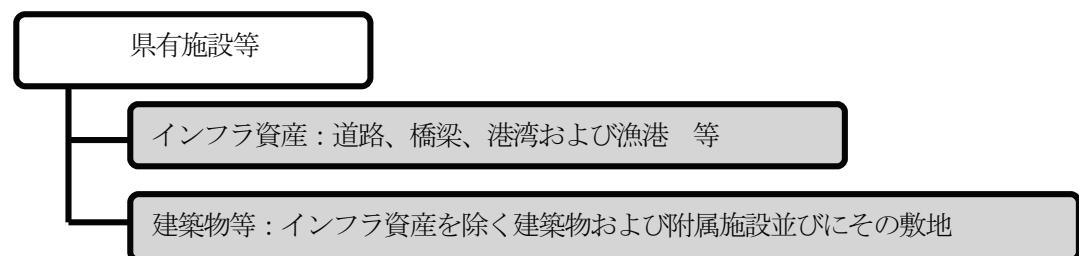
検証や将来予測を行う目的から、施設の性質に応じて維持管理費を網羅的・体系的に把握・分析し、さらにそれらを統括する仕組みを構築し、運用する必要がある。【指摘事項】

(4) アセットマネジメントにおけるシステム運用

①山形県における施設情報の管理

県有施設等について保有資産の一覧となるべき管理台帳の整備状況とその根拠法令または条例、その他の規則等（以下、「根拠法令等」という。）は次のとおりである。

なお、ここでは県有施設等を次のように分類する。



表：県有施設等の主な管理台帳一覧

施設等の種類	根拠法令等	管理台帳
建築物等		
庁舎・公舎（知事部局）	山形県公有財産規則	公有財産台帳
庁舎・公舎（警察）	山形県公有財産規則	公有財産台帳
学校	山形県公有財産規則	公有財産台帳
	(公立学校施設の実態調査要領)	公立学校施設台帳
図書館	山形県公有財産規則	公有財産台帳
インフラ資産		
道路	道路法	道路台帳
		トンネル台帳
橋梁		橋梁台帳
河川	河川法	河川台帳
		排水樋門・樋管台帳
港湾	港湾法	港湾台帳
都市公園	都市計画法	公園台帳
漁港	漁港漁場整備法	漁港台帳
水道	水道法 等	水道台帳
下水道	下水道法	下水道台帳
空港	航空法 等	空港土木施設台帳

なお、公有財産については地方自治法第238条に次のとおり規定されている。

地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（中略）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

（以下、省略）

ここで、建築物等の大部分で管理台帳として登録されている、山形県公有財産規則に基づく公有財産台帳の記載内容は次のとおりである。

口座名称、口座所在地、財産分類、種目、所管課名、所属名、建物名称、所在地、取得年月日、構造、取得事由、取得面積、建物別（用途）、取得価格、異動（価格変更や増減、所管変更等の履歴など）、沿革ほか

また、インフラ資産はそれぞれの根拠法令等に基づく管理台帳が存在するが、例示として道路法に基づく道路台帳の記載内容を次に示す。

道路管理事務所（総合支庁担当課）、市町村名、道路種別、路線名、道路管理者、認定年月日、指定の該当条項、起点・終点、主要な経過地、総延長、施設等の延長・面積・個数、路線延長の内訳ほか

上記、各管理台帳においては、県有施設等の名称、取得日、数量・面積、所管部局等が把握され、公有財産台帳においては取得価格、評価替後の価格等も把握することができる。しかし、その後の修繕計画や財産管理に活用される情報となり得る、大規模修繕その他の修繕に係る履歴等は各施設等の個別の台帳すべてに当たらなければ把握できない県有施設等も多数存在しているのが現状である。

②保全情報システムについて

県は財団法人建築保全センター「保全情報システム（BIMMS）」を導入しているが、県有施設の維持保全に関わる定期点検等の実施に際して、十分に利活用されているとは言い難い。事

実、現在 BIMMS には施設に係る情報の入力は、一部、行っているものの、BIMMS から出力される情報をほとんど利用していないとのことであった。

インフラ資産においても修繕記録等を含めた施設管理に係る情報について、有効なシステムの活用などによって全体俯瞰可能な状況を作ることが、資産管理の第一歩として重要であろう。

県は県有施設等に係る修繕記録等も含んだ施設情報につき一元的な管理ができるような体制を確立する必要がある。その際には、各県有施設等の情報管理について、十分なシステム化をはかる等を行い、県有施設等の管理に係る戦略策定とその実行の準備を行うべきである。【指摘事項】

【参考：BIMMS】

BIMMS は、都道府県および政令指定都市で構成される全国営繕主管課長会議の要請を受けて開発され、地方公共団体が所有する建築物の保全に関する情報を管理し施設の運用に係る業務を支援するシステムである。

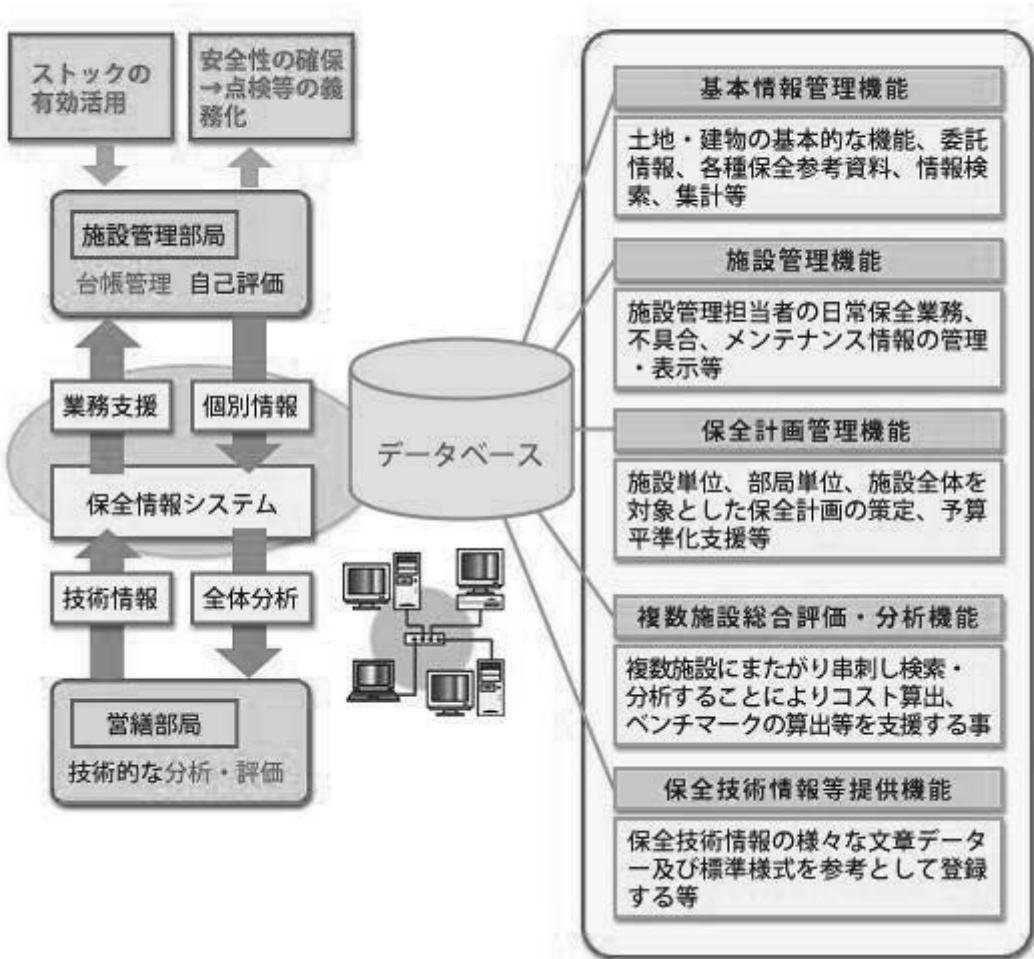
BIMMS は、インターネットを通じて提供するサービスであり、特別の設備や回線は不要で、初期の情報インフラ投資をせずに導入できる。

管内の広域に点在する個々の施設からデータを入力でき、かつ必要な情報を集約して一元管理できる。また、地方公共団体内において部局別・地域別・役職別等に利用する権限を設定することで、きめ細かく情報管理ができる。

BIMMS のデータは、財団法人建築保全センターが設置した保全情報センターに集約し、安全に管理される。データは地方公共団体ごとにアクセス管理されるので、他の地方公共団体が閲覧することはできない。

BIMMS のイメージ図および標準機能は、次のとおりである。

システム活用のイメージ



- 施設台帳管理：施設の土地・建物等の基本的な情報、保全に関する情報等を管理する。
- 工事履歴管理：施設を構成する建築・附帯施設・電気設備・機械設備に関する工事時期・内容・費用を管理する。
- 施設現況・保全状況管理：施設の状況から劣化の進行を予測し、保全計画への反映を支援する。
- 保全計画作成支援：建築・附帯施設・電気設備・機械設備について保全計画を作成する。
- 施設管理費：施設の運営コストの関わる情報を分析し、具体的な改善策の展開を支援する。
- エネルギー使用量管理：施設で使用している電気・ガス・水道の使用量等を建物別にデータベース化する。
- 複数施設総合評価・分析：管理する施設群の台帳情報、エネルギー使用状況等についての評価・分析を支援する。
- 保全技術情報提供：保全業務 FAQ、保全関連用語集、点検マニュアル等の情報を提供する。

【参考：ファシリティマネジメント】

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会編集ぎょうせい発行「公共ファシリティマネジメント戦略—施設資産の量と質を見直す—」においてファシリティマネジメント（以下、「FM」という。）の基礎概念について明確な定義がなされている。

『FMは、企業・団体等が、組織活動のために「施設とその環境」を「総合的に」企画・管理・活用する経営活動である。』

『FMは、ファシリティを経営資源として「有効活用」し、経営目的の達成を図る経営活動である。「有効活用」とは、無駄な経営資源は持たない、持つべき経営資源を最大限活用することであり、ムリ・ムラ・ムダの3Mをなくすことといえる。』

FMについて重要なのは、「全体最適を図ること」とされている点であると考える。同著においては、『これまで所管部門別の縦割りでの個別最適であったものから、地方自治体としての全体最適をめざす必要がある。公共FMには、この全庁的な最適化の視点が組み込まれている。』とも記述されており、地方自治体におけるFMにおいても全庁的な最適化が必要である点が強調されている。

【参考：青森県の事例】

青森県では、平成19年度に総務部財産管理課が新設され、次のような組織としている（青森県『「財産管理課」の新設について』より抜粋）。

1. 主旨

公有財産管理の取組の充実強化

2. 組織

総務部財産管理課（21名。うち再任用1名を含む。）

課長 ファシリティマネジメント・財産グループ（9）

施設管理グループ（11）

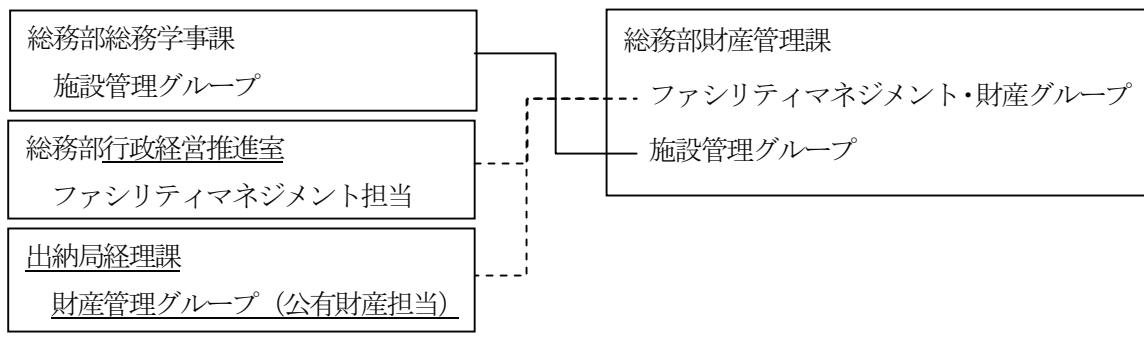
3. 分掌事務（中略）

4. 改定内容

ファシリティマネジメント・財産管理・施設管理の統合

《18年度》

《19年度》



青森県では、FMに係る組織を再編する際、行政経営の中枢でトップに近い財政部門・行政改革部門との連携が可能となるよう、そのパイプ役となるべき人材をそれぞれ包含して（前年度組織上、出納局経理課・総務部行政経営推進室）組織している。

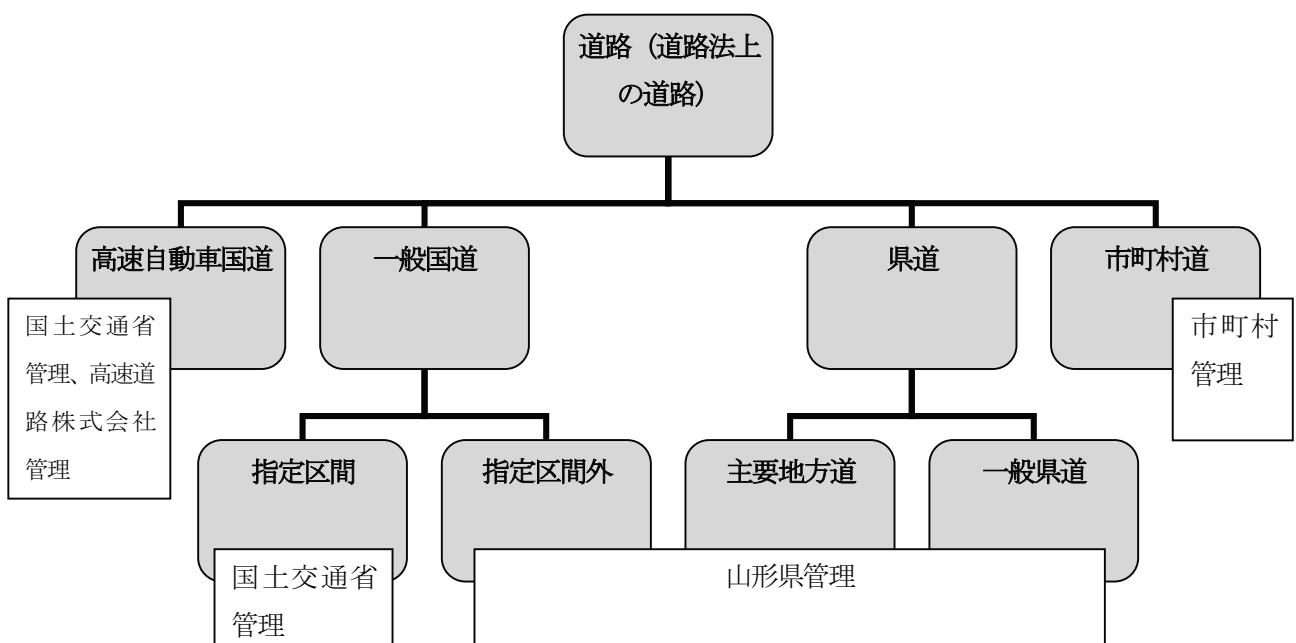
III 道路

1. 担当部局

道路の管理部局は県土整備部道路課である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

山形県の道路を、管理主体により区分すると次のようになる。



山形県の道路現況は次のとおりである。

『「2012年版 山形県の道路」（山形県国土整備部）より』

平成22年4月1日現在

道路種別		路線数	実延長 (km)	整備率*2 (%)	改良率*3 (%)	舗装率*4 (%)
高速自動車国道		3	137.5	100.0	100.0	100.0
一般道路	一般国道	指定区間*1	6 (2)	550.5	62.1	100.0
		指定区間外	11	585.0	71.3	85.2
		小計	15	1,135.5	66.8	92.4
	県道	主要地方道	61	1,160.9	81.3	87.2
		一般県道	189	1,356.4	72.6	75.2
		小計	250	2,517.2	76.6	80.7
	市町村道		26,879	12,705.3	66.1	66.1
	合計		27,147	16,495.5	-	70.4
						25.9

*1 路線数の（ ）は内書きで一部区間を県が管理している路線数。「指定区間外」の路線数と重複。

*2 (改良済延長(車道幅員5.5m以上) - 混雑度1.0以上の割合(車道幅員5.5m以上)) / 実延長

市町村道は、改良済延長 / 実延長

*3 車道幅員5.5m以上(市町村道は5.5m未満を含む)の改良済延長 / 実延長

*4 簡易舗装を除いた舗装済延長 / 実延長

道路法（昭和27年6月10日法律第180号。以下、「道路法」とする。）第77条の規定に基づき国土交通省が実施する道路施設現況調査により、毎年4月1日現在の道路現況数値(道路、橋梁、トンネルの面積、延長等)が把握され、情報公開されている。

県が管理している県道については、道路法第28条に基づく「道路台帳」により管理されている。さらに、県では「道路台帳整備・管理の手引き」を作成し、この道路台帳の整備・管理を全県統一した記載となるようにしている。

道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号）により、道路台帳の記載事項は次のように記載されている。

道路法施行規則より抜粋

第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

3 調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

一 道路の種類

二	路線名
三	路線の指定又は認定の年月日
四	路線の起点及び終点
五	路線の主要な経過地
六	供用開始の区間及び年月日
七	路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
八	道路の敷地の面積及びその内訳
九	最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
十	鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
十一	有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
十二	道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
十三	軌道その他主要な占用物件の概要
十四	道路一体建物の概要
十五	協定利便施設の概要
四	図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の六 の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。
一	道路の区域の境界線
二	市町村、大字及び字の名称及び境界線
三	車道の幅員が○・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
四	曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
五	縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
六	路面の種類
七	トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
八	自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が通行することができない区間をいう。）
九	道路元標その他主要な道路の附属物
十	道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
十一	道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
十二	交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
十三	交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
十四	軌道その他主要な占用物件
十五	道路一体建物
十六	協定利便施設

十七 調製の年月日

5 調書及び図面は、その記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。

6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの及び令第三十二条第一項に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。

一 高速自動車国道に係る道路台帳 国土交通省の事務所

二 国道に係る道路台帳 指定区間内の国道に係るものは関係地方整備局の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が国道の管理を行なう場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行なう場合にあつては、当該指定市又は指定市以外の市）の事務所

三 都道府県道に係る道路台帳 関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合、同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合又は同条第三項の規定により町村が都道府県道を管理する場合にあつては、当該指定市、指定市以外の市又は町村）の事務所

四 市町村道に係る道路台帳 関係市町村の事務所

道路台帳には修繕履歴の記録は残されていないが、大規模な修繕については、別途その記録を残している。

また、後述する長寿命化の取組みの中で、補修履歴をデータベース化することとしている。

管理上、道路の構造は次のように区分されている。

- ・舗装路面
- ・橋梁
- ・トンネル

県では、平成19年度より継続して、道路の長寿命化について取り組んでいる。平成24年度においても県土整備部所管の主な事業のひとつとして、「道路施設長寿命化対策事業費」を挙げ、当初予算4,100,234千円（平成23年度当初予算計上額4,235,400千円）を計上している。

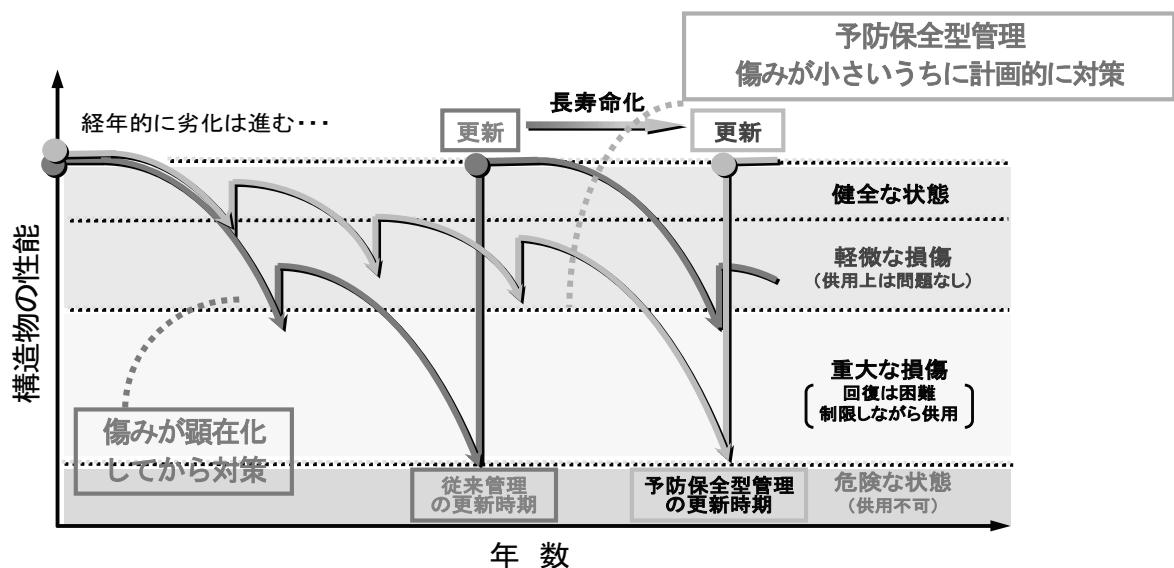
この道路施設長寿命化対策事業費に関して、その概要は次のとおりである。

(以下、県のホームページより抜粋)

道路施設長寿命化対策事業費

～「次の世代に継承できるみちづくり」 道路施設長寿命化対策の推進～

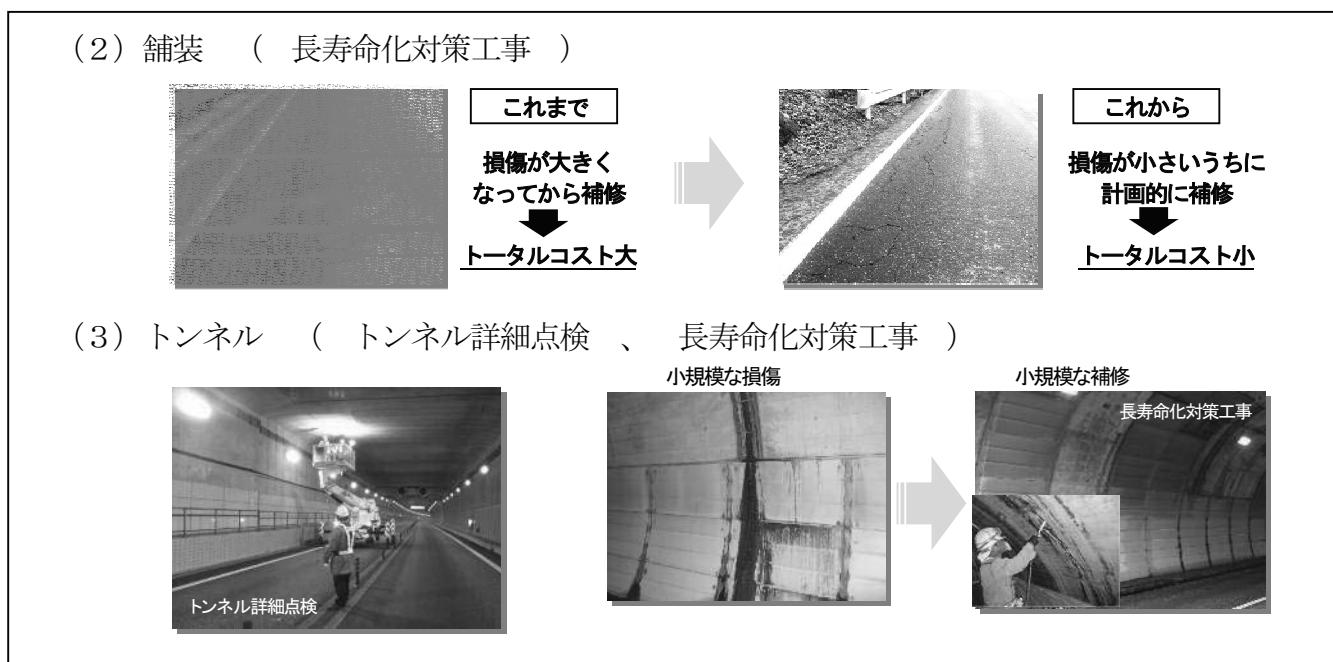
1 事業概要 山形県が管理する道路橋、舗装、トンネル等の道路施設について、これまでの「傷んでから治す」維持管理から、「傷みが小さいうちから計画的に補修する」予防保全型の維持管理に転換することで、県民生活の安全安心を確保しながら将来的な財政負担を抑制する。



2 事業内容

(1) 橋梁 (橋梁定期点検 、補修計画策定 、長寿命化対策工事)





3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

(1) 交通量の把握

全国道路・街路交通情勢調査（通称 道路交通センサス）が、概ね5年ごとに実施されている。

- 目的

全国の道路交通量を実態把握し、道路計画・管理への活用および各種道路政策策定上の基礎資料とすることを目的とする。

- 対象

高速道路、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道

- 公表

国土交通省ホームページ上で、平成22年度調査結果が公表されている。

この国土交通省の調査結果をもとに、県が編集した資料が、山形県行政情報センターにおいて、公開されている。

(2) 交通量の将来予測

上記(1)の調査結果に基づき、将来予測を行い、道路計画等に反映しているが、将来予測値については非公開となっている。

道路網は、例えば国道や県道の区別なく、一体として整備されるべきものである。交通量の調査についても、県単独で県道の交通量調査を実施しないで国の調査の一環として実施さ

れている。この結果が、管理する道路の整備状況の適正性を検証することに利用されている。

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

(1) 橋梁

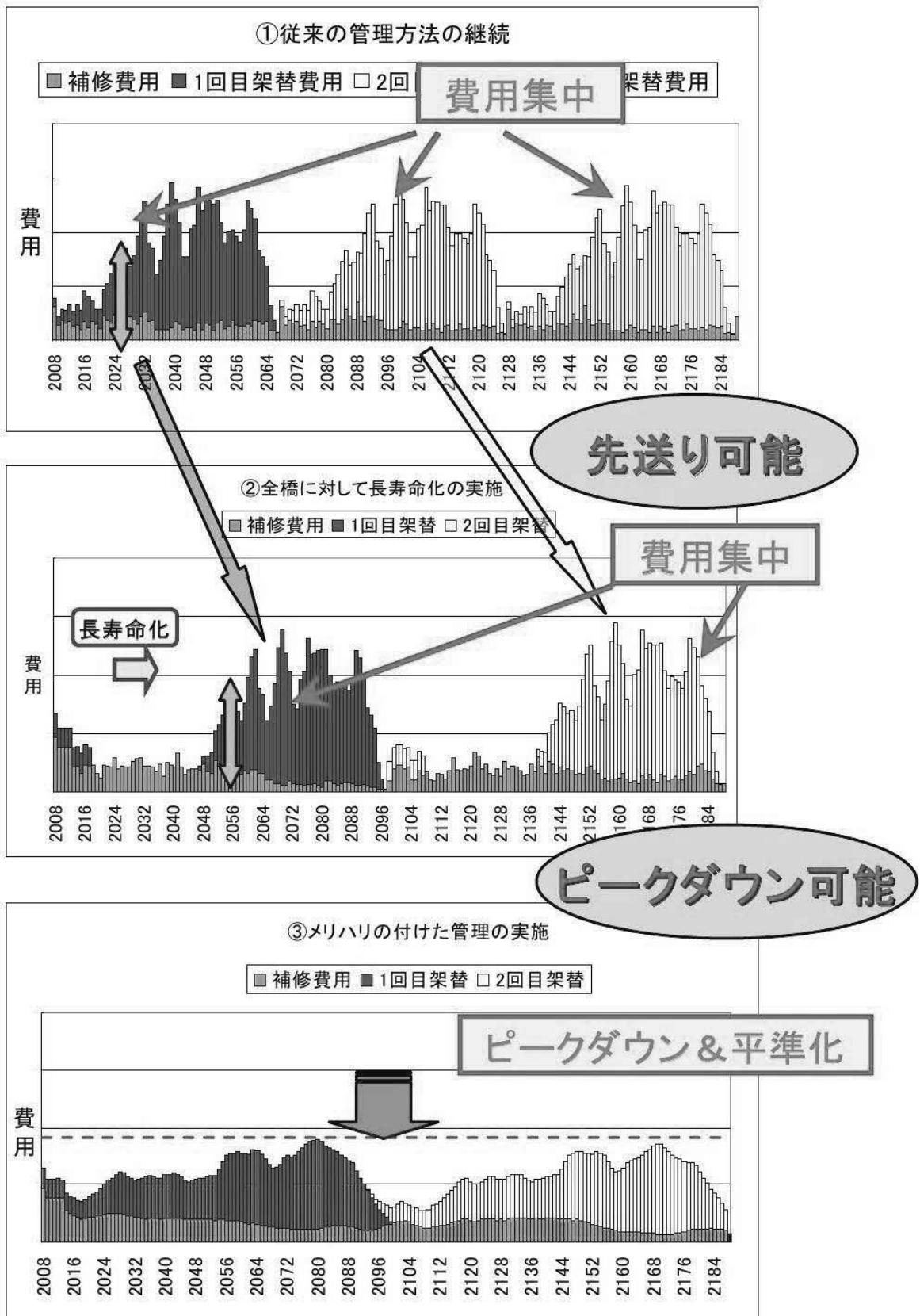
県では、平成 19 年度より「山形県橋梁長寿命化修繕計画」を策定し実行している。

この計画において、県は、既存橋梁のうち、積極的に長寿命化を図る橋梁を「予防保全型管理橋梁」と位置づけ、その寿命を 90 年（「対症療法型管理橋梁」は従来どおり 60 年）に延命することを目標として補修を行うことに加え、計画的な架替を併せて実施することにより、コスト削減効果を 100 年間で 2,000 億円削減できると試算している。コストとは補修費および架替費を指す。

従来管理 80 億円 / 年	-	最適管理 60 億円 / 年
----------------	---	----------------

= 20 億円 / 年の削減

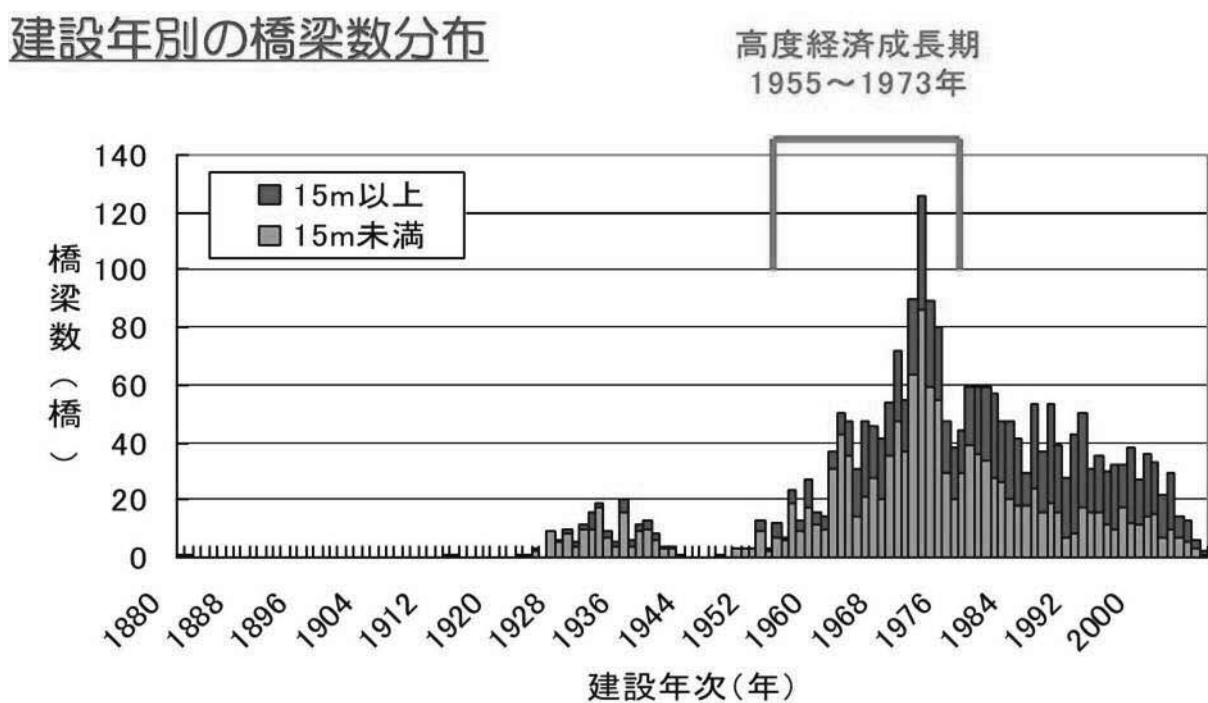
各管理方法の総事業費の推移



この計画において、次のように述べられている。

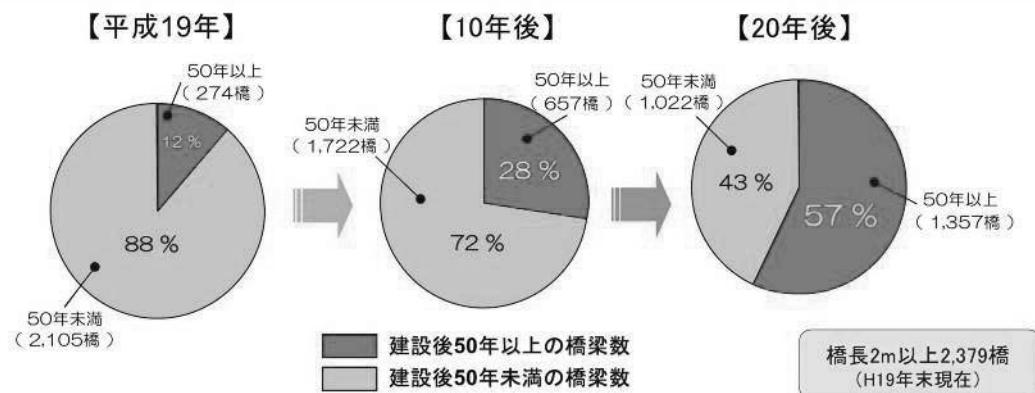
①背景及び目的について

- ・山形県は平成 23 年 4 月現在で 2,349 橋の橋梁を管理している。このうち、昭和 30 年～昭和 50 年ころの高度成長期に大量に架けられた橋梁が、今後急速に高齢化が進むことで、従来の『傷んでから治す管理』を継続した場合、近い将来、維持管理コストが膨大となり、道路利用者へ安全・安心なサービスを提供することがだんだん難しくなる。
- ・今後も限られた予算の中で①安全性を確実に確保し、従来の『傷んでから治す管理』から『傷みが小さいうちから計画的に対策を実施することで長寿命化（長持ち）させる管理』に移行することで②コスト縮減を図りつつ、併せて橋ごとに適切な手法を使い分ける管理で③必要予算の平準化を図るために、長寿命化修繕計画を策定する。



建設後50年以上の橋梁（老朽化橋梁）の増加

橋梁の寿命が平均60年程度と言われているなか、建設後50年以上を経過した老朽化橋梁は、20年後に全管理橋梁の約6割となり、今後、架替費など膨大な費用が必要となることが予想されます。



②計画策定に向けた基本的な方針

- ・「安全・安心の確保」、「長期的なコスト縮減」および「予算の平準化」を基本方針とし、長期的な視点に立ち複数の管理方法を仮定して、将来かかる費用をシミュレーションすることで最適な管理方法を選定し、その考え方に基づいた計画を策定する。
- ・具体的には、対症療法型管理方法と予防保全型管理方法を使い分けたメリハリある維持管理の実施を最適な管理方法として選定している。

③具体的な取り組み方針

- ・早期かつ的確な状態の把握
 - 道路パトロールによる通常点検と5年に1回の頻度で橋毎に行う定期点検により、橋梁の状態を早期かつ的確に把握する。
- ・日常的な維持管理の徹底
- ・市町村との連携
 - 市町村に対する技術的支援を行う。
- ・緊急時の対応
- ・山形の気象条件に対する劣化対策の推進
 - 鉄の錆やコンクリートの劣化原因となる水の供給を防ぐことが長寿命化のために有効である。
 - 沿岸地域の橋梁の劣化原因のひとつである塩分浸透に対する対策が有効である。
 - 風や低気温等の気象条件に対する対策が有効である。
- ・手間のかからない橋への架替
 - 新たに建設する橋梁については、これまでの劣化や損傷の経験を生かした、傷みに

くい設計とすることで、長寿命化・コスト縮減に努める。

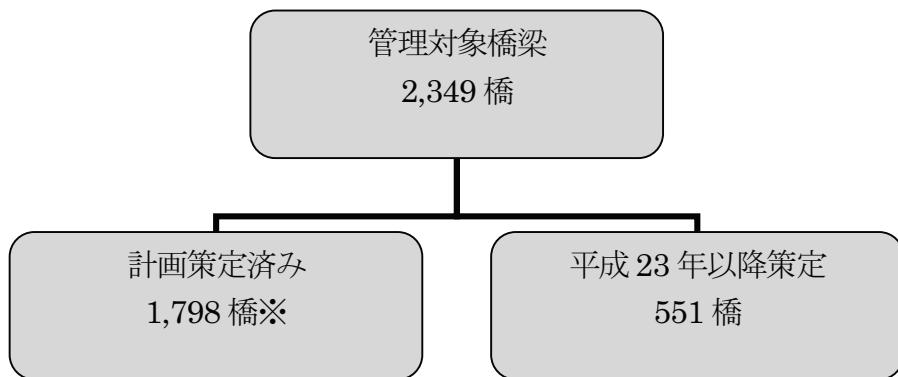
④平成 23 年度版（平成 22 年度策定）の計画内容

・対象橋梁

平成 22 年度は、山形県が管理する道路橋 2,349 橋のうち、平成 21 年度までに点検した 1,798 橋について長寿命化修繕計画を策定した。今後、すべての橋を対象に計画を策定する。

また、点検、計画は 5 年サイクルで継続することとしており、平成 22 年度は、114 橋について 2 巡目の計画を策定した。

・計画の具体的な内容



※計画策定済みの内訳

区分	橋数	比率	摘要
早期対策	70 橋	4%	
要対策	762 橋	42%	うち再劣化対策必要 9 橋
次回点検（5 年サイクル）まで対策不要	966 橋	54%	うち平成 23 年 3 まで対策実施 361 橋
計	1,798 橋	100%	

・具体的なプロセス

標準点検

- ・径間ごと、位置ごと（桁端と支間中央）、部材ごと（床板、主構、支承、など）、損傷種類ごと（腐食、ひびわれ、など）について、3 段階の損傷等級で評価する。

評価区分の例：鋼材の腐食

区分	形状・損傷の特徴	劣化の程度
A	損傷がないか、錆の発生が表面的であり、板厚に減少は視認できない。 また、損傷箇所の面積も小さく局部的である。	(相対的に) 良
B	錆は表面的であり、板厚の減少は視認できないが、着目部分の全体に錆が生じているか、着目部分に抜がりのある発錆箇所が複数ある。	
C	鋼材表面に著しい膨張が生じているが、または明らかな板厚減少が視認できる（腐食面積の大小は問わない）。	(相対的に) 悪

診断・計画

- ・管理区分の決定（予防保全型か対症療法型かの選択）

架替計画の有無、損傷の進行状況、建設後の経過年数、機能の十分性等を総合的に判断して決定する。
- ・診断書の作成 → 橋梁ごとの補修計画

点検結果を基に、部材別（主桁、床版、支承、下部工、伸縮装置、地覆高欄）に、対策区分を設定する。

必要な対策と概算工事費を設定する。

部材別対策区分の最悪値を橋全体の対策として評価し、補修方針を決定する。

(対策区分)

対策区分	内容	備考
I	緊急対応が必要	
II+	早期に対策が必要	概ね2年以内 ※次年度すぐに設計
II	次回点検までに対策が必要	概ね5年以内
III	予防的な対策が望ましい	概ね10年内 ※予防保全のみ該当
OK	次回点検まで対策不要	

計画の公表

上記の結果を、学識者の意見を聴取したうえで、毎年、対策区分毎の橋梁数ならびに

前年度までに対策が完了した橋梁および当年度に対策を実施する予定の橋梁を公表する。

対策工事の実施

既述のとおり、既に計画が策定されこれに従った計画実行の仕組みが構築され、運用されている。

今後も計画にしたがい実行されていくことが望まれる。また、計画を修正しなければならない新たな事実の発見や知見が生じた場合は、それに応じて適時に計画を修正することが必要である。

また、計画未策定の橋梁については、速やかに点検を行ったうえで計画策定が必要である。【意見】

なお、平成 24 年度版（平成 23 年度策定）「山形県橋梁長寿命化修繕計画」によれば、平成 23 年度において県管理対象 2,334 橋のうち 2,311 橋の計画が、この年度までに策定されている。

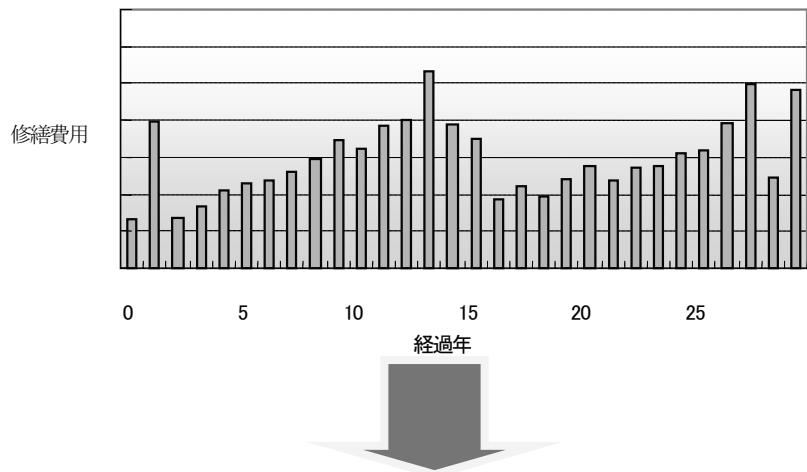
(2) 舗装

県では、平成 23 年度に「山形県道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し実行している。

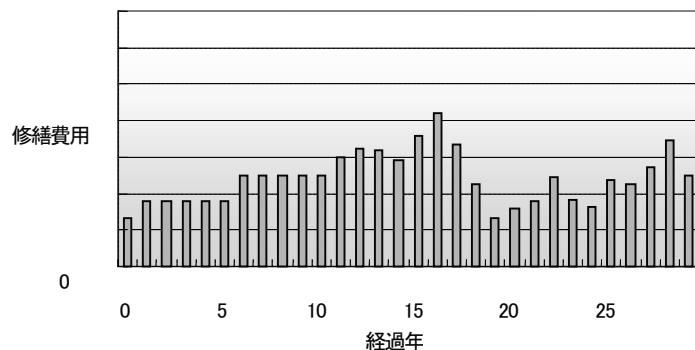
この計画において、県は、コスト削減効果を今後 30 年間で約 2 割削減できると試算している。コストとは総修繕費を指す。

(山形県道路舗装長寿命化修繕計画より)

①従来の対症療法型の修繕

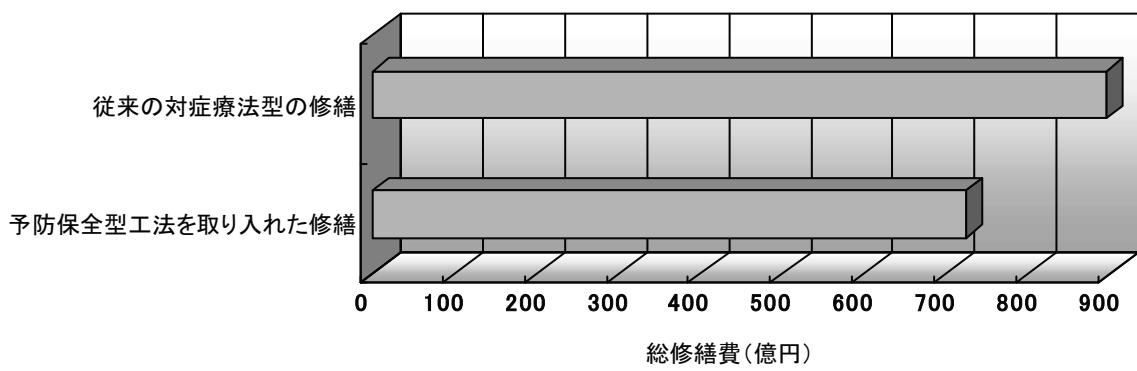


②予防保全型工法を取り入れた修繕



③30年間の総修繕費比較

30年間の総修繕費比較

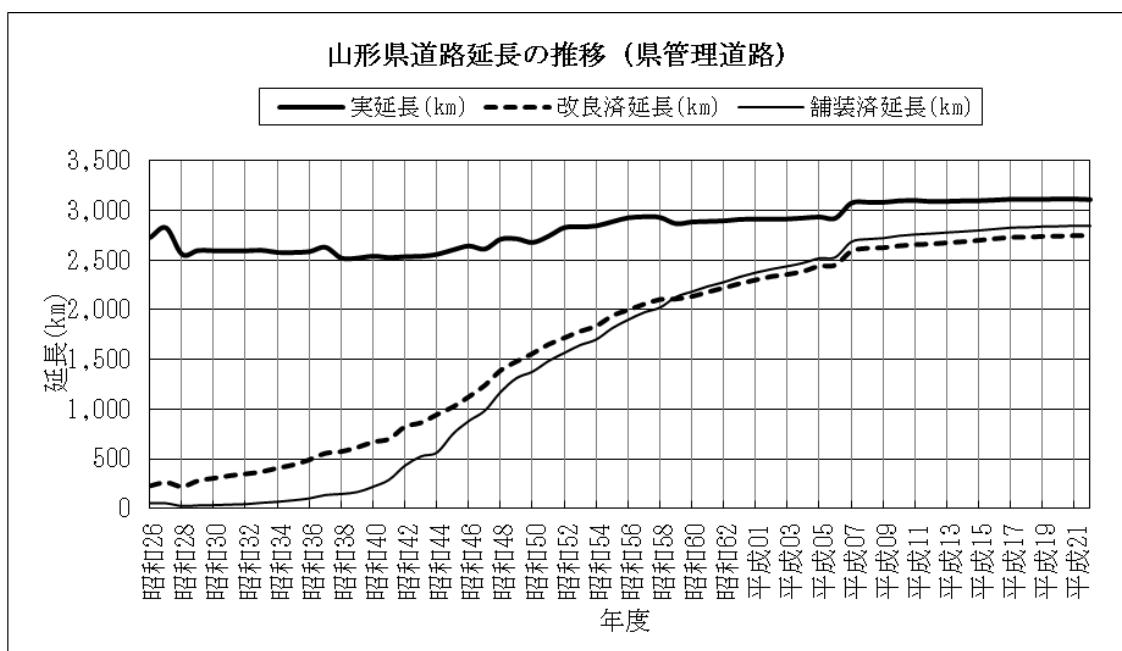


この計画において、次のように述べられている。

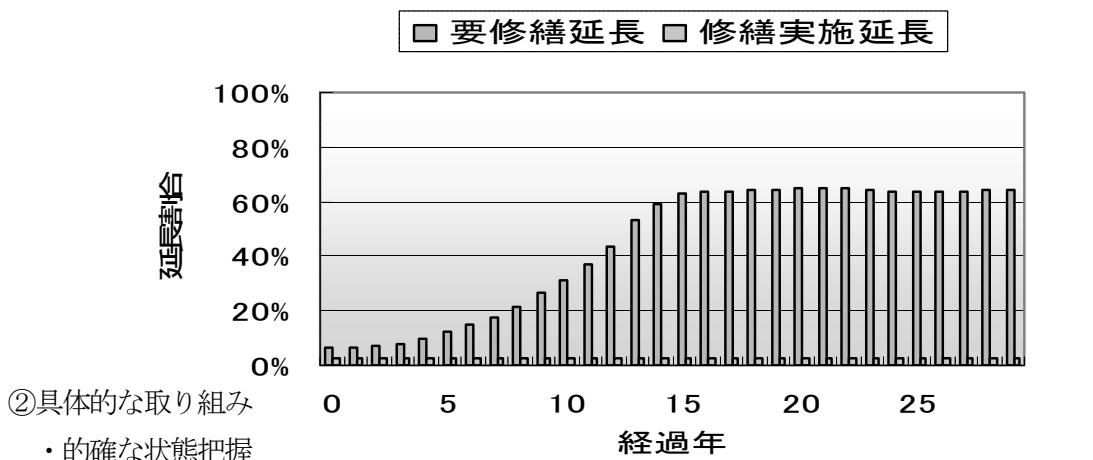
①背景について

山形県は、平成23年4月1日現在で3,090kmの道路延長を管理しており、そのうち舗装延長は2,830kmとなっている。舗装の維持管理には、限られた予算でこれまで以上に効果的・効率的な対策が求められている現状に鑑み、道路の安全性を十分に確保したうえで長期的なコスト縮減を図るため、舗装長寿命化修繕計画を策定した。

(山形県の道路延長の推移)



(現在の予算・管理では)



日常パトロールのほか、路面の損傷度を定量的に把握することを目的とした路面性

状調査を5年に1回の頻度で実施する。

- ・道路特性に応じた管理

舗装の損傷に影響する大型車両の交通量に応じた管理水準を設定し、メリハリある管理を実施すること。

舗装の管理水準

交通量区分	大型車交通量 (台 / 日・方向)	管理水準
N5 交通以上	250 以上	MCI:4.0 以上
N4	100 以上 250 未満	MCI:3.5 以上
N3 以下	100 未満	MCI:3.0 以上

MCI (Maintenance Control Index 維持管理指数)

路面特性を表すひび割れ率、わだち掘れ量、平たん性(縦断凹凸)の3つの要因を組み合わせて舗装の破損程度を10点満点で総合評価した指数

- ・予防保全を基本とした修繕の実施
- ・舗装管理データベース(DB)による管理

③平成23年度計画内容

- ・舗装状況

(単位: km)

MCI 交通量 区分	早急に修繕が 必要	修繕が必要	修繕が必要	望ましい管理 水準	総計
	0.0~3.0	3.1~4.0	4.1~4.9	5.0 以上	
N4 以下	63.4	142.3	251.0	1,447.9	1,904.6
N5 以上	9.4	39.9	113.1	599.4	761.8
計	72.8	182.2	364.1	2,047.3	2,666.4

路面性状調査結果からは、早急に補修が必要な区間は全体の2.7%である72.8kmと、比較的少ない。しかし、夏暑く冬は豪雪という舗装路面には過酷な本県気象条件を考えれば、適時・適切な管理を怠れば、今後補修を要する区間が急増することも予想される。

- ・修繕工法の選定

県では、「山形県アスファルト舗装修繕に関するガイドライン」に基づき適切な工

法を選択し、対処していく。

なお、これらの取組みにより、舗装後、再舗装するまでの期間を10年と想定している。

既述のとおり、既に計画が策定されこれに従った計画実行の仕組みが構築され、運用されている。

今後も計画にしたがい実行されていくことが望まれる。また、計画を修正しなければならない新たな事実の発見や知見が生じた場合は、それに応じて適時に計画を修正することが必要である。

(3) トンネル

県管理のトンネルは62箇所である。これらを完成年度順に並べると次のとおりである。

路線名	名称	所在地	延長m	完成年度
日和田松川線	白岩隧道	寒河江市陣ヶ森	38	S. 06
菅野代堅苔沢線	五十川北隧道	鶴岡市五十川	227	S. 27
狸森上山線	山元隧道	上山市狸森	72	S. 28
余目温海線	釜谷坂隧道	鶴岡市温海	155	S. 29
国道344号	青沢第一隧道	酒田市北青沢	54	S. 37
藤島由良線	加茂浦隧道	鶴岡市加茂	50	S. 42
国道344号	青沢隧道	真室川町差首鍋	649	S. 43
米沢飯豊線	屏風岩	飯豊町高峰	345	S. 47
藤島由良線	油戸	鶴岡市油戸	123	S. 48
鶴岡村上線	笹根隧道	鶴岡市大鳥	430	S. 50
尾花沢最上線	山刀伐	尾花沢市～最上町	538	S. 52
米沢猪苗代線	西吾妻	米沢市関	330	S. 53
余目温海線	一霞	鶴岡市一霞	94	S. 54
白滝宮宿線	太郎隧道	朝日町常盤	210	S. 55
余目温海線	下向1号	鶴岡市温海川	238	S. 57
山形永野線	西藏王	山形市藏王上野	102	S. 58
余目温海線	萩野平	鶴岡市温海川	101	S. 58
国道347号	母袋	尾花沢市母袋	135	S. 59
余目温海線	下向2号	鶴岡市温海川	723	S. 59
国道345号	大日坂	鶴岡市田川	495	S. 60
藤島由良線	油戸南	鶴岡市油戸	80	S. 60
新庄戸沢線	升形	新庄市升形	178	S. 61
尾花沢関山線	常盤隧道	尾花沢市延沢	220	S. 62

路線名	名称	所在地	延長m	完成年度
国道347号	鍋越	尾花沢市母袋	387	S. 63
国道345号	小名部	鶴岡市小名部	116	S. 63
藤島由良線	由良	鶴岡市由良	230	S. 63
山形永野線	横倉	上山市蔵王開拓	41	H. 元
楯下高畠線	柏木	上山市楯下	322	H. 元
大江西川線	大井沢	大江町柳川	1,565	H. 元
国道348号	白鷹	白鷹町滝野	1,004	H. 元
国道112号	庄内空港地下道	酒田市浜中	358	H. 元
国道345号	関川	鶴岡市関川	291	H. 元
国道458号	肘折	大蔵村肘折	595	H. 02
山形朝日線	鳥海	山辺町大字大蕨	195	H. 03
国道121号	八谷	米沢市入田沢	85	H. 03
国道345号	鬼坂	鶴岡市鬼坂	717	H. 03
国道348号	棚林	上山市小白布	192	H. 04
国道348号	境小滝	南陽市～上山市	1,248	H. 04
国道121号	大峠	米沢市入田沢	2,205	H. 04
綱木米沢停車場線	蟹屋敷	米沢市築沢	210	H. 05
国道345号	鍋倉	鶴岡市鼠ヶ関	255	H. 05
木地山九野本線	高蹴(タカヘグリ)	長井市平野	497	H. 07
国道345号	楠	鶴岡市温海川	250	H. 07
長井大江線	松程	朝日町松程	387	H. 08
長井大江線	三中	朝日町三中	137	H. 09
国道113号	田沢	高畠町二井宿	205	H. 09
国道113号	二井宿第一	高畠町二井宿	800	H. 09
国道113号	二井宿第二	高畠町二井宿	961	H. 09
国道344号	北青沢	酒田市北青沢	545	H. 09
木地山九野本線	御神輿	長井市平野	83	H. 11
国道344号	愛の侯	酒田市北青沢	206	H. 11
米沢猪苗代線	船坂	米沢市関	168	H. 12
川西小国線	子持	小国町大滝	975	H. 13
鶴岡村上線	大鳥	鶴岡市大鳥	159	H. 13
国道458号	長谷堂	山形市本沢	935	H. 14
玉川沼沢線	叶水	飯豊町叶水	811	H. 14
木地山九野本線	岩切	長井市平野	544	H. 15

路線名	名称	所在地	延長m	完成年度
国道112号	加茂	鶴岡市菱津	777	H. 15
温海川木野俣大岩川線	あつみ温泉	鶴岡市大岩川	852	H. 18
鶴岡村上線	荒沢	鶴岡市荒沢	648	H. 19
木地山九野本線	西柄平	長井市平野	344	H. 20
米沢高畠線	長手	米沢市万世町	254	H. 22
計	62		26,141	

トンネルは次の構造により構成されている。

- ・トンネル本体工（履工、坑門、天井板、内装版、排水施設、路肩およびトンネル内路面）
- ・内部施設（換気施設、照明施設、通報施設、非常用施設、消火施設その他）

従来、トンネルについては、日常パトロール等を実施し、問題が発見されれば対症療法型の補修・修繕を実施してきた。

今後は、平成25年2月策定の「山形県道路トンネル長寿命化基本方針」および「山形県道路トンネル定期点検要領」により実施されることとなっている。この中で「初回定期点検」は、新設道路トンネルの建設後に実施する点検および平成23年度から山形県が管理する全トンネルに対して初めて行う予定の点検をいう、と規定されているように、トンネルについての体系的な点検は今後進められるものである。

県は、当該要領に従った「初回定期点検」を進めており、平成24年12月末時点での進捗状況は次のとおりである。

状況	トンネル数
初回定期点検 完了	31
初回定期点検 未着手	31
計	62

県は、この初回点検を平成27年度までに完了させる方針としていたが、トンネルの安全性に対して社会的関心が高まっている状況もあり、残る31箇所のうち他県や公社等が実質管理している4箇所を除く27箇所について、平成25年度内に完了させることとしている。この点検により、緊急性を要すると判断される不具合が発見されたならば、迅速な対応を行うことが必要である。

さらに、県管理トンネルの全てに対しこの点検が行われた後には、速やかに将来の長寿命化修繕計画を策定し、計画に従った施策を講じる必要がある。この際、トータルのコストを

削減し、将来にわたり平準化するように検討する必要がある。【指摘事項】

なお、県は平成24年12月2日に発生したNEXCO中日本株式会社が管理する中央自動車道路・笛子トンネルでの天井板落下事故を受け、緊急点検を実施している。

平成24年12月5日リリースの「県管理トンネルにおける緊急点検の結果について」より

1.点検内容

- (1) 点検月日 平成24年12月3日～4日
- (2) 対象トンネル 県管理トンネル 62箇所のうち冬期閉鎖により調査不可能な1箇所を除く61箇所
- (3) 点検内容 換気施設や照明施設、非常用施設などのトンネル付属施設の落下に対する安全性
- (4) 点検方法 目視点検

2.点検結果

落下のおそれがある施設はなし。

3.老朽化への対応

老朽化への対応としては、平成23年度から実施している長寿命化対策の取組みの中で、引き続き詳細点検（近接目視、打音、漏水調査等）を実施し、計画的に補修を行うこととしている。

5. 現地調査

(1) 対象

県道268号線 柏下高畠線

- ・起点 上山市大字柏下字赤裏1394番、終点 高畠町大字二井宿1957
- ・認定年月日 昭和47年6月12日
- ・管理事務所 村山総合支庁
- ・総延長 4,513m (柏木トンネルより南側6,338mは置賜総合支庁にて管理)
- ・区分

(道路台帳より作成)

区分	延長	摘要
道路	4,084m	
橋梁（永久橋）	107m	7橋（赤山二ノ橋、滑岩橋、小渕橋、追分橋、荒蒼橋、高道橋、柏木橋）
トンネル	322m	1箇所（柏木トンネル）
計	4,513m	

(2) 点検

舗装、橋梁、およびトンネルについて、それぞれの実施要領等に基づき次の点検がなされる。

- ・通常点検
- ・定期点検（5年毎）
- ・異常点検

(3) 点検結果の現状についての特記事項およびその対応について

- ・舗装

特記事項はない。

・橋梁

名称	橋長 (m)	架設年度	供用年数	最新点検年次	対応
赤山二ノ橋	27.0	2001	11	2008	<ul style="list-style-type: none">・橋梁診断によりⅢ判定の対策判定・2013年度において伸縮交換を予定。
滑岩橋	34.0	2005	7	2009	<ul style="list-style-type: none">・橋梁診断によりⅢ判定の対策判定・2013年度において伸縮交換を予定。
小渕橋	12.6	1973	39	2009	<ul style="list-style-type: none">・橋梁診断によりⅡ判定の対策判定・2012年度において地覆高欄等の交換を実施。
追分橋	5.0	1974	38	2008	<ul style="list-style-type: none">・橋梁診断によりⅡ判定の対策判定・2012年度において地覆高欄の交換を実施。
荒蒼橋	11.2	1974	38	2009	<ul style="list-style-type: none">・橋梁診断によりⅡ判定の対策判定・2011年度において地覆高欄等の交換、下部工補修等を実施。
高道橋	10.1	1974	38	2009	<ul style="list-style-type: none">・橋梁診断によりⅡ判定の対策判定・2012年度において地覆高欄等の交換、下部工補修等を実施。
柏木橋	7.0	1986	26	2008	<ul style="list-style-type: none">・橋梁診断によりOK判定の対策判定・2013年の2巡目点検まで対応不要と判断している。

当該橋梁については、概ね、「山形県橋梁長寿命化修繕計画」に従った対応がなされているものと考えられる。



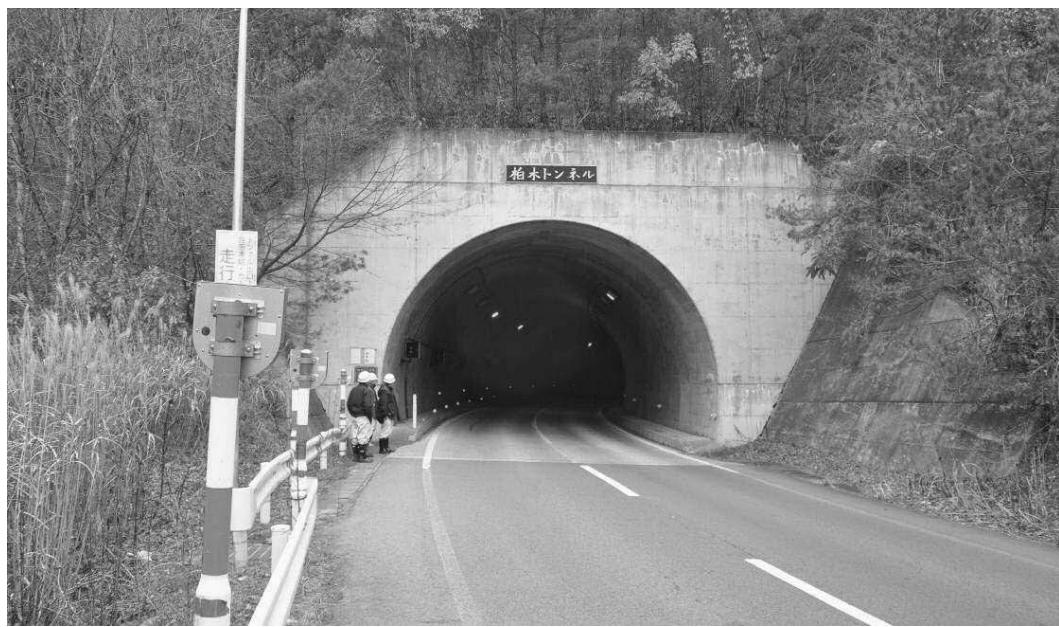
小渕橋 「長寿命化計画」に基づき補修工事中(平成24年11月の状況)。

・トンネル

柏木トンネル

有効幅員 (延長) m	有効高 竣工年度	素掘履工の別	路面舗装の別	内部施設の状況
8.5 (322)	4.7m 平成元年度	陸上トンネル 堀進工法	セメント系	【有】 照明 【無】 換気、通報、非常、消火、その他

平成23年度において定期点検を実施しており、今後、「長寿命化計画」に沿った取り組みが進められる予定である。



柏木トンネル

県道橋下高畠線の同トンネル入口を高畠町方向より

6. 不用物件について

道路が区域変更または供用廃止となり（道路法第18条第1項および第2項）、道路敷地が不用物件となることがある。こうした不用物件については、「不用物件処理台帳」により管理され、できるだけ早期に売却等により処分するよう努めている。

不用物件処理台帳によれば、平成24年3月末現在の状況は次のとおりである。

No.	路線名	所在	廃道告示	面積 (m ²)	摘要
1	酒田温海線	酒田市浜中分散山 (2筆)	昭和29年11月 25日・第838号	107.02	
2	新庄次年子村 山線	村山市本飯田柳堤	平成14年2月8 日・第94号	146.00	
3	長井大江線	白鷹町高玉西遅沢 (2筆)	昭和60年11月 15日・第1477号	65.51	
4	酒田鶴岡線	鶴岡市茨新田砂山 (41筆)	平成3年4月1 日・第378号	4875.08	
5	大江西川線	西川町大井沢原 (3筆)	平成9年2月28 日・第200号	48.17	
6	345号	鶴岡市本町三丁目	平成13年6月5 日・第455号	0.21	

No.	路線名	所在	廃道告示	面積 (m ²)	摘要
7	東山七浦線	山形市七浦北川原 (2筆)	平成17年7月5 日・第606号	41.29	
8	287号	河北町西里両所 (3筆)	平成20年7月1 日・第622号	78.74	
9	287号	朝日町中沢中沢原 (8筆)	平成21年11月 13日・第988号	382.00	
10	347号	大石田町今宿鷺の 原	平成22年1月29 日・第76号	-	

保有することにより固定資産税負担等の金銭支出を伴う負担が生じるわけではないが、管理業務が生じる等の負担はある。できるだけ速やかに、非常に面積の小さい物件もあることから効率的に処分することが必要である。【意見】

このうち、最も面積が大きい次の敷地について、詳細にヒアリングを行った。

(1) 概要

(所在) 鶴岡市茨新田字砂山地内 (担当部局は庄内総合支庁)

(面積) 41筆・4,875.08 m² (延長約320m、幅約15m)

(地目) 公衆用道路

(財産種類) 普通財産 (県土整備部道路課所管)

(取得年度) 昭和48年度

(その他) 当該敷地を所有していることにより、支出を伴う負担は生じない。

(2) 廃道となった経緯

昭和48年度、当時の酒田大山線の道路改良事業（現道のショートカット、県単独事業）を計画し、道路用地の一部として5,298.1 m²を3,055,720円で取得した。さらに同地内の用地取得を進めていく予定であったが、庄内空港建設とそのアクセス道路整備に関連して、昭和60年度に、別途、バイパス計画案（国補助事業）が採択された。このため、当初の道路改良事業が中止となり、その後の用地買収も取りやめとなった。なお、現在、このバイパスは主要地方道酒田鶴岡線として供用されている。

このように当初計画に変更が生じたため道路が建設されないまま、平成3年4月に「道路の区域の変更」の県告示が行われた。また、平成4年3月に、山形県公有財産規則第25条第2項に基づき、総務部から土木部（当時、現県土整備部）に対し廃道の処分依頼が行われ、同年4月に土木部より庄内総合支庁へ処分依頼された。

(3) 処分に関して現状

地元住民に対して売却の打診・折衝をすすめてきたが、今まで買い手はないままになっている。

(4) 今後の見通し

平成 21 年 4 月に、この廃道敷地を含む隣接地において、西郷北部土地改良事業が採択された。この事業は、平成 21 年度から平成 26 年度までの 6 年間において、306ha のほ場を整備するものである。廃道をこのほ場整備事業の地区に編入することが決定されている。

廃道敷地については、今後、地元による買取交渉を進める方針としている。もし不調に終わった場合には、換地処分後に、庄内空港にも近接していることから災害時等の駐車場となるなど行政財産として利用していく方針である。

(5) 意見

既述のように当該敷地については処分または活用の見通しが立っていると考えられる。

しかし、廃道とされてから結果的に 20 年以上を経過している。不用道路については、早期に対応し、可能な限り所有しないように努める必要がある。

なお、P-77 の記述を参照のこと。

IV 河川管理施設（ダムを含む）

1. 担当部局

河川管理施設の管理部局は、県土整備部河川課である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

河川管理施設については、河川法（昭和39年7月10日法律第167号。以下、「河川法」という。）に規定されている。

河川法第1条では、次のとおり規定されている。

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

河川法第3条では、河川について次のとおり規定されている。

この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帶状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

山形県の一級河川および二級河川は、次の表のとおりである。このうち、河川法第9条第2項および第10条の規定により、一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間、および二級河川について山形県知事が管理を行っている。

『河川の概要（山形県ホームページ「平成23年度山形県の県土整備より」）』

平成23年6月1日現在

級別	水系	河川数	流路延長	摘要
一級河川	最上川	429	2,482,620m	1 国土交通大臣管理区間 323,825m 幹川…1河川 205,988m 山形河川国道事務所 114,988m 新庄河川事務所 60,000m 酒田河川国道事務所 31,000m 支川…27河川の一部と 117,837m 3河川の全部 2 知事管理区間 426河川 2,158,795m
	赤川	44 (大鳥池を含む)	277,340m (大鳥池 1,125m を含む)	1 国土交通大臣管理区間 48,006m 幹川…1河川 33,016m 酒田河川国道事務所 33,016m 支川…4河川の一部 14,990m 2 知事管理区間 44河川 (1池を含む) 229,334m
	荒川	23	168,995m	1 国土交通大臣管理区間 支川…2河川の一部 9,200m 2 知事管理区間 23河川 159,795m
	計(3水系)	496	2,928,955m	国土交通大臣管理区間延長 381,031m 知事管理区間延長 2,547,924m
二級河川	月光川	11	49,700m	知事管理区間
	日向川	15	74,724m	"
	新井田川	6	35,330m	"
	岡町川	1	750m	"
	油戸川	1	920m	"
	楯下川	1	660m	"
	三瀬川	4	15,331m	"
	五十川	6	27,600m	"
	温海川	3	18,300m	"
	庄内小国川	4	26,100m	"
	巖沢川	1	1,200m	"
	出口沢川	1	1,200m	"

級別	水系	河川数	流路延長	摘要
二級河川	早田川	1	1,100m	〃
	鼠ヶ関川	1	15,700m	〃
	村上川	1	250m	〃
	長者川	1	475m	〃
	天竜川	1	530m	〃
	計 (17 水系)	59	269,870m	〃
合計 (20 水系)	555	3,198,825m		

これらの山形県知事が管理を行っている河川に係る河川管理施設のうち、主要なものは、ダム、堰および水門・樋門等の河川構造物であり、概要は次のとおりである。

(1) ダム

河川法第 44 条において、ダムとは、河川の流水を貯留し、又は取水するため河川管理者の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが 15m 以上のものと定義されている。

山形県には、平成 23 年度末時点で 33 のダムがあり、そのうち、基本的には洪水調節を主目的として、次に示す 12 のダムを県土整備部が管理している。

『ダムの概要（山形県ホームページ「平成 24 年度山形県の県土整備より」）』

ダム名	位置	目的 (※)	竣工年月	経過年数
荒沢	鶴岡市（旧朝日村）	F、N、P	昭和 30 年 12 月	56 年
木地山	長井市	F、N、P	昭和 36 年 3 月	51 年
高坂	真室川町	F、P	昭和 42 年 3 月	45 年
蔵王	山形市	F、N、W	昭和 45 年 3 月	42 年
月光川	遊佐町	F	昭和 54 年 3 月	33 年
前川	上山市	F、N	昭和 58 年 3 月	29 年
温海川	鶴岡市（旧温海町）	F、N、P	昭和 61 年 2 月	26 年
白水川	東根市	F、N、A	平成 3 年 3 月	21 年
神室	金山町	F、N、W	平成 5 年 10 月	18 年
田沢川	酒田市（旧平田町）	F、N、W	平成 14 年 3 月	10 年
綱木川	米沢市	F、N、W	平成 19 年 5 月	4 年
留山川	天童市	F、N	平成 23 年 6 月	0 年

※F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 P：発電 W：上水道用水 A：かんがい

この他、現在、県土整備部が建設中のダムとして、平成 20 年度に建設に着手した最上小国川ダムがあるが、その他に新たに計画しているダムはない。

ダムは、コンクリート構造のダム本体部分については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）によれば鉄筋コンクリート造の水道用ダムの耐用年数が 80 年とされており、長期間使用可能と考えられる。しかし、ダム用ゲート設備およびそれを制御する設備等については、そこまで長期間使用することはできないと考えられる。

建設後 30 年経過しているダムが約半数あり、今後、老朽化への対応が必要となり、施設の維持管理に要する費用が年々増加していくことが想定される。

また、ダム貯水池には上流からの土砂が堆積し（以下、「堆砂」という。）、特に出水があるとより多くの堆砂が貯水池にたまることになる。当初は貯水池に流入する土砂量（堆砂容量）を 100 年として設計している。しかし、地球温暖化に伴う気候変動により、山形県内でも日降水量、時間降水量が観測記録を更新するなど、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、このように大雨・出水が頻発すると、当初の計画を上回るスピードで堆砂が進み、実際の堆砂量が堆砂容量を上回る可能性がある。

堆砂容量を超えた場合、ダム設置の目的である洪水調節、流水の正常な機能の維持、発電、上水道用水、かんがいといった機能を低下させることになるため、堆砂対策も必要になってくる。

今回の包括外部監査においては、田沢川ダム（酒田市）を対象として、現地調査を実施している。

（2）堰、水門、樋門等

河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）（平成 20 年 3 月国土交通省総合政策局建設施工企画課および河川局治水課）によれば、堰、水門、樋門の定義は次のとおりである。

堰とは、河川の流水を制御するために、河川を横断して設けられるダム以外の施設であって、堤防の機能を有しないものをいう。

水門とは、河川または水路を横断して設けられる制水施設であって、堤防の機能を有するものをいう。

樋門とは、河川または水路を横断して設けられる制水施設であって、堤防の機能を有し、堤体内に暗渠を挿入して設けられるものをいう。

山形県の管理する堰、水門、樋門の数は、平成 21 年度末現在 1,093 基で、水門およびゲートのない樋門や簡易ゲート（フラップゲート）を除くと、595 基ある。これらを設置年

別にまとめると次のとおりである。

設置年	設置数量（基）
昭和 39 年以前	27
昭和 40 年～	170
昭和 50 年～	204
昭和 60 年～	164
平成 10 年～	30
合 計	595

これらの河川管理施設の多くは、高度経済成長時の昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半にかけて建設され、現在では建設後 30 年～40 年を超えており、今後は老朽化により整備・更新が必要となる施設が増加するものと予想される。

今回の包括外部監査においては、新井田川「新橋排水樋門（1）」（酒田市）および牛渡川「吹浦排水樋門（5）」（遊佐町）の 2ヶ所を対象として、現地調査を実施している。

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

ダムおよび堰、水門、樋門等の河川管理施設は、河川を適切に利用するための施設であるが、洪水、高潮等による災害発生の防止、流水の正常な機能の維持という機能を有し、人命と安全な生活に必須の施設という性質上、いったん建設したら現有機能を維持しなければならない。

よって、建設後に適正規模とするための取組みを行うことは、これらの施設の性質にそぐわず、それよりも建設前に十分に必要性を検討することが重要と考える。

ただ、人口減少・過疎化の進行等の結果、対象地域にある河川管理施設の社会的影響が低下した場合、将来の更新計画の策定・見直しの際には、優先度を下げる等により適正規模としていくことが必要である。【意見】

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

河川法第 12 条において、河川管理者は、河川現況台帳及び水利台帳を調整し、保管しなければならないと規定されている。

河川現況台帳には、水系、延長、指定年月日、関係事務所、河川の概況、主要な河川管理施設の概要、日水位、日流量、水利台帳、平面図、地積図等が記載されており、この中の主要な河川管理施設として、各河川に関連する堤防、灌漑排水、排水樋門・樋管等の概要が把握され

ている。

上記の台帳等を基本として、ダムおよび堰、水門、樋門等について、それぞれ次のとおり現状把握のための調査等を実施している。

(1) ダム

①台帳管理

ダムは、ダム本体、貯水池のみならず、ダム管理用制御処理設備、取水・放流設備、テレメータ放流警報設備、ダム諸量処理設備、発電設備等の各種設備から構成されている。

実際に維持管理を行っている各総合支庁では、河川現況台帳よりさらに詳しい設備台帳を整備しており、各種設備の購入製品名、メーカー、取得年月等の情報を保管している。

②現状把握のための調査等の実施状況

河川法第14条において、河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならないと規定されている。

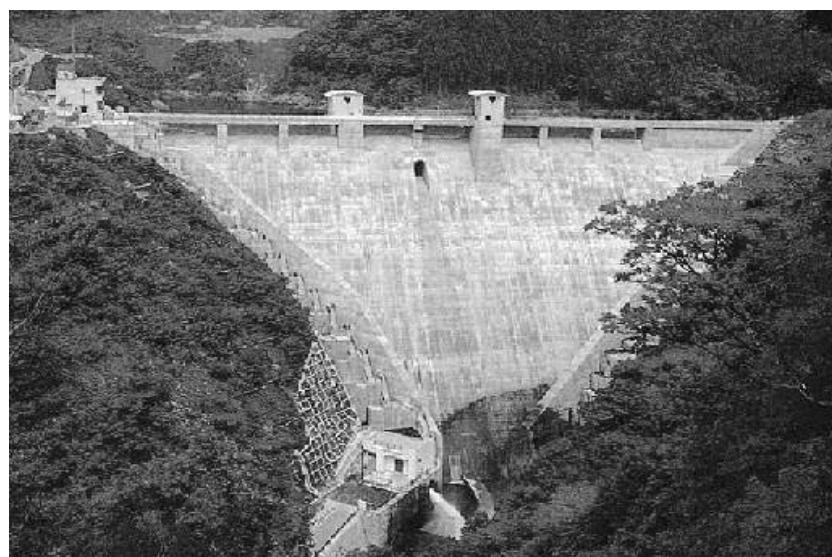
今回、現地調査をした田沢川ダムについても、「田沢川ダム操作規則」（平成14年3月29日山形県訓令第8号）を整備しており、田沢川ダム操作規則第21条で次のとおり定めている。

建設部長は、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

田沢川ダムでは、上記の操作規則にもとづき日次の巡回点検および月次の点検を実施している。

また、通信警報観測設備、取水放流設備、および発電設備については、毎年、保守点検業務を外部に委託し、点検を行い、故障・要交換等の報告を受けている。

『田沢川ダム（田沢川ダムパンフレットより）』



③堆砂状況

ダムの堆砂状況については、「国土交通省所管の多目的ダムに係るダム管理年報について」(平成14年2月19日国河環第102号)により、毎年国に堆砂状況を報告する義務があり、河川法第14条に定めるダムの操作規則により堆砂状況の点検が規定されている。

平成23年度末時点の県土整備部管理ダムにおける堆砂状況は次のとおりである。

ダム名	経過年数	①総貯水量 (千m ³)	②堆砂容量 (千m ³)	③累加堆砂量 (千m ³)	堆砂率 ③/① (%)	堆砂割合 ③/② (%)
荒沢	56年	41,420	5,375	4,319	10.4	80.4
木地山	51年	8,200	1,800	1,261	15.4	70.1
高坂	45年	19,050	2,840	2,673	14.0	94.2
蔵王	42年	7,300	2,100	723	9.9	34.4
月光川	33年	1,780	110	110	6.2	100.7
前川	29年	4,400	300	2	0.1	0.8
温海川	26年	5,700	1,300	390	6.9	30.0
白水川	21年	5,300	700	18	0.3	2.6
神室	18年	7,400	1,600	261	3.5	16.4
田沢川	10年	9,100	1,200	406	4.5	33.8
綱木川	4年	9,550	1,250	124	1.3	10.0
留山川	0年	1,120	120	4	0.4	3.8

(2) 堰、水門、樋門等

①台帳管理

河川法第12条に基づく河川現況台帳に加え、平成21年度に、県管理のみならず、土地改良区管理、市町村管理の堰、水門、樋門等も含めた河川管理施設の写真台帳を整備している。

当該写真台帳は、河川名、施設名称、管理者、位置、材質、函体構造、門扉構造、平面図、写真（全景）、管理委託者、設置年、施行会社を網羅しており、さらに、重要な修繕等があった場合には備考に事実を記載している。

写真台帳は、県主管課と各総合支庁において、それぞれで保管している。

②現状把握のための調査等の実施状況

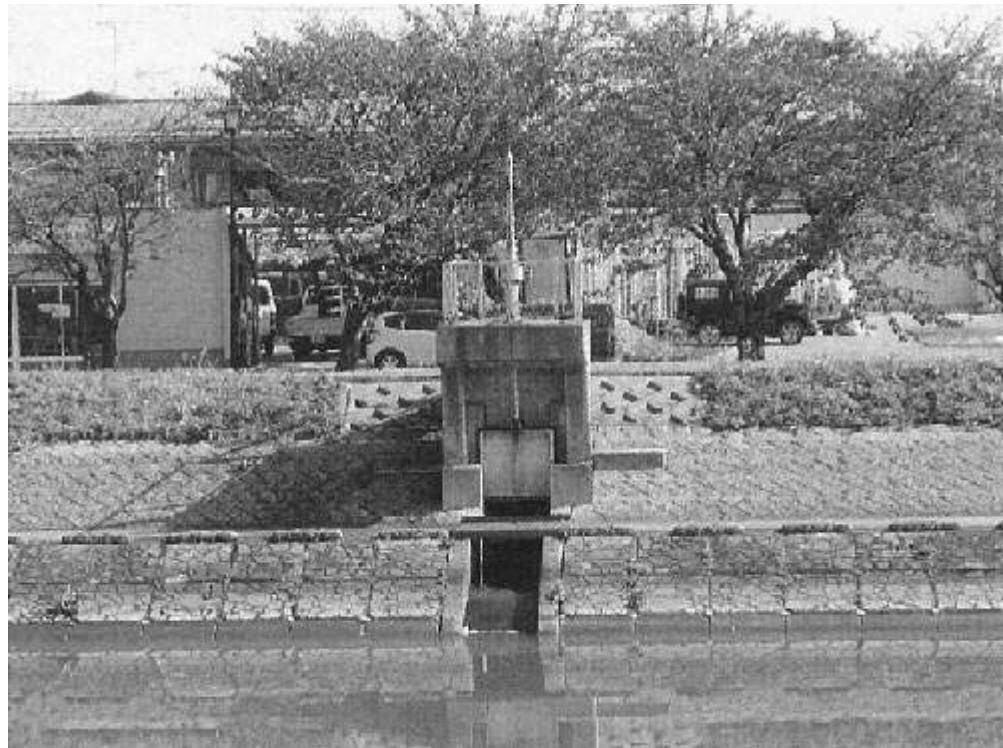
堰、水門、樋門等の現状把握のための調査については、山形県河川維持管理計画（平成23年6月山形県県土整備部）にもとづいて点検が行われている。

今回、現地調査をした新井田川「新橋排水樋門（1）」および牛渡川「吹浦排水樋門（5）」についても次のとおりの点検が行われている。

- ・河川巡視員による通常巡視
- ・庄内総合支庁河川砂防課による排水樋門・樋管台帳と現物の突き合わせ
- ・樋門管理受託者による動作確認

上記に加え、特に重要な樋門等については毎年、そうでない箇所はローテーションで、外部に調査を委託し、詳細な保守点検を行っている。なお、平成 23 年度の庄内総合支庁が委託した調査点検は 21ヶ所である。

『新井田川「新橋排水樋門（1）」（排水樋門・樋管台帳より）』



『牛渡川「吹浦排水樋門（5）」（排水樋門・樋管台帳より）』



5. 上記の調査結果に対する対応状況について

(1) ダム

ダムの各種設備については、定期点検および保守点検業務報告書により発見された故障や要修繕箇所等について、重要性・緊急度に応じて予算化して対応している。

ただし、長期間使用している各種設備の中には、故障等により修理や部品交換が必要となった場合、業者の修理対応期間が 10 年等で打ち切りになっており対応できず、中古部品を探したり、他の県管理のダムで同じ部品がないかを問い合わせることが必要となる場合も生じている。

ダムは、洪水等の被害から県民の生命および財産を守る重要な施設であり、いざ洪水のおそれがある時に、故障等によりダムの機能を果たさないという状況は避けなければならない。よって、ダムの設備台帳は各総合支庁で保管するのみならず、県が一括して管理し、いざ故障が発生した時に代替部品を即座に融通できるよう部品管理のデータベース利用を検討する必要がある。【意見】

堆砂状況に対する県の対応は次のとおりである。

「月光川ダム」は累加堆砂量が堆砂容量を超過しているため、計画的に堆砂排出を実施

している。

堆砂割合が高くなっている「高坂ダム」と「月光川ダム」について、主に洪水調節容量部分に堆積している土砂を撤去し、必要容量を確保する目的で、平成 24 年度から「ダム洪水調節強化事業」を実施し、貯水池の上流部に貯砂ダム等の貯砂捕捉施設の整備を検討している。

(2) 堰、水門、樋門等

各総合支庁では、毎年、点検結果および修繕等の実施に応じて写真台帳を更新している。

しかし、県主管課では、総合支庁からそのデータを入手しておらず、写真台帳が更新されていない状況である。平成 24 年度までの修繕について平成 25 年度に更新予定とのことであるが、台帳は常に最新の状態であるべきで、毎年、県として保管する写真台帳も更新する必要がある。【意見】

また、現在は、規則等で定められているわけではないため、重要な修繕等があった場合にのみ「備考」に補修内容を記載している状況であるが、修繕内容、年度、金額規模等の履歴を残すようにして、将来の修繕計画を策定する際の補修間隔および補修金額の根拠データとして活用することが必要である。【意見】

6. 将来計画の策定状況について

県は、平成 22 年 3 月に『県民の生命（いのち）と暮らしを守る防災プラン（やまがた水害・土砂災害対策中期計画）』（以下、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画」という。）を策定し、今後、概ね 10 年間の河川・砂防政策の将来像（方向性、施策指標、目標値）を示している。

「やまがた水害・土砂災害対策中期計画」は、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、全国的に頻発している記録的な集中豪雨やそれによる災害の多発化、加速度を増して進んでいる人口減少・少子高齢化社会、低経済成長時代における公共投資の抑制や社会资本整備のあり方そのものの見直しなど、これまで経験したことのない状況の中で、県民生活を下支えするためには、しっかりととした「自然災害への対応」を行っていくことが重要との認識のもと、策定されたものである。

「やまがた水害・土砂災害対策中期計画」では、次の 2 つを今後の自然災害から県民を守るために柱と定めている。

柱1：「生命」を守るための県民の備えの充実により、犠牲者ゼロを目指す

…人命被害だけは最小限回避できるように、緊急避難システムを確立する。

柱2：「生命と財産」を守るための防災基盤の充実を図る

…人命を守ることは当然のことであるが、被災すれば生活再建に壊滅的な影響を受ける、

住宅や土地等の財産を確実に守る河川の堤防や砂防えん堤等の施設整備を行う。

また、既存施設の適正な維持管理につとめ、良好な防災機能の保持を行う。

このうち、**柱2**の「既存施設の適正な維持管理」につとめるため、洪水時の浸濫被害を軽減し、生命と財産を守るために、河川の流下能力を最大限に発揮させる維持管理が重要であり、従来の対症療法型から予防保全型の維持管理に転換する必要がある、と基本的な考え方を示している。

なお、対症療法型とは、施設の劣化が進み、損傷が顕在化してから修繕などの対応をする方法である。予防保全型とは、軽微な損傷の段階での計画的な補修により、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減、対策費用の平準化を図っていく方法である。

上記の基本的考え方を推進するための具体的な施策を、ダムと堰、水門、樋門等のそれについて次のとおり示している。

(1) ダム

具体的な施策	ダムの長寿命化
説明	ダムに係る各種施設の計画的な維持管理により、各種施設（機能）の長寿命化を図るとともに、各種施設の有効活用が図れるよう、ダムに係るアセットマネジメントを取り入れた「ダム維持管理計画書」を策定する。

現時点では、上述のアセットマネジメントを取り入れた「ダム維持管理計画書」が策定されていない。

多くの県管理ダムが竣工後 20～30 年を経過し、ダム管理用制御処理設備および取水・放流設備等各種設備の更新時期を迎えるにあたり、できるだけ速やかに「ダム維持管理計画書」を策定する必要がある。【意見】

なお、策定に当たっては、栃木県のダムに関する長寿命化の取り組みが参考になると考
える。具体的には、平成 24 年 10 月 27 日付けの読売新聞栃木版によれば、各ダムごとに詳細な点検を実施し、ダムの水門や弁、電気・機械設備等の部品ごとに優先順位を定めた補修計画を立て、計画的に補修を進めることで、コストの縮減と年度ごとの必要予算の平

準化を図っている。

具体的な施策	ダム堆砂対策による洪水調節の確保
説明	ダム堆砂対策については、毎年の堆砂測量結果に基づき、貯砂ダムの設置、浚渫（しゅんせつ）等の適切な堆砂対策等を検討し、ダムの洪水調節容量を確保して、洪水調節機能の長寿命化を図る。

現時点では、高坂ダム、月光川ダム以外のダムについては、堆砂対策に係る計画が策定されていない。

しかし、県管理のダムには、上記2つのダムほど高くはないが累加堆砂量／堆砂容量の割合が70～80%を超えており、計画堆砂量を100年として設計しているにもかかわらず計画を上回るスピードで堆砂が進んでいるダムがある。これらのダムの堆砂対策時期が集中しないよう、洪水調節機能の長寿命化・予算平準化を目的とする堆砂対策に係る計画を策定する必要がある。【意見】

具体的な施策	ダム管理用設備のコスト縮減
説明	ダム管理用設備については、新規ダムの建設時又は管理ダムの設備更新時において、ハード面及びソフト面から、設備費及び維持管理費のコスト縮減に繋がるよう検討する。

県では、ダム管理用制御処理設備が15年程度で更新時期を迎えるとの想定のもと、確実に更新するために、全ての県管理ダムについて、今後10年間の当該設備に係る更新計画を策定している。

(2) 堰、水門、樋門等

具体的な施策	水門・樋門の長寿命化
説明	水門・樋門の老朽化により、今後、更新時期が集中し、補修・更新費用が急増することから、長寿命化・予算平準化を目的とした「水門・樋門の長寿命化計画」による効率的な補修・更新を行い、コスト縮減を図る。

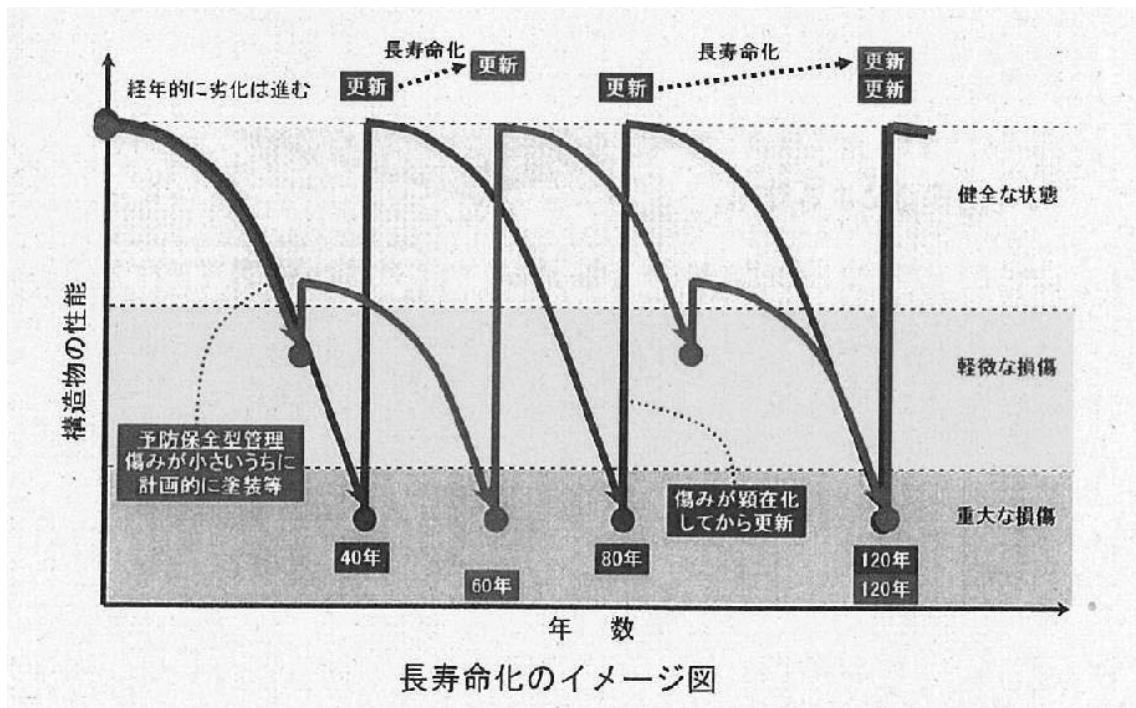
県では「2010年 山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」を策定している。

当該計画によれば、樋門等の寿命が平均40年程度といわれるなか、山形県管理の樋門等は整備後30～40年経過した施設が多く、対象樋門等の26%が整備後40年を過ぎており、このまま推移すれば、20年後には対象樋門等全体の86%を占めることとなり、対症療法型

の管理を続ければ、今後、更新費などの膨大な費用が必要となることが予想される。

そのため、次のイメージ図に示すように、従来の対症療法型の管理から予防保全型管理に移行して、傷みが小さいうちに計画的に対策を実施し、長持ちさせることでコスト縮減を図りつつ、併せて優先順位をつけることで必要予算の平準化を図ることを計画したものである。

『「2010年 山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」より抜粋』



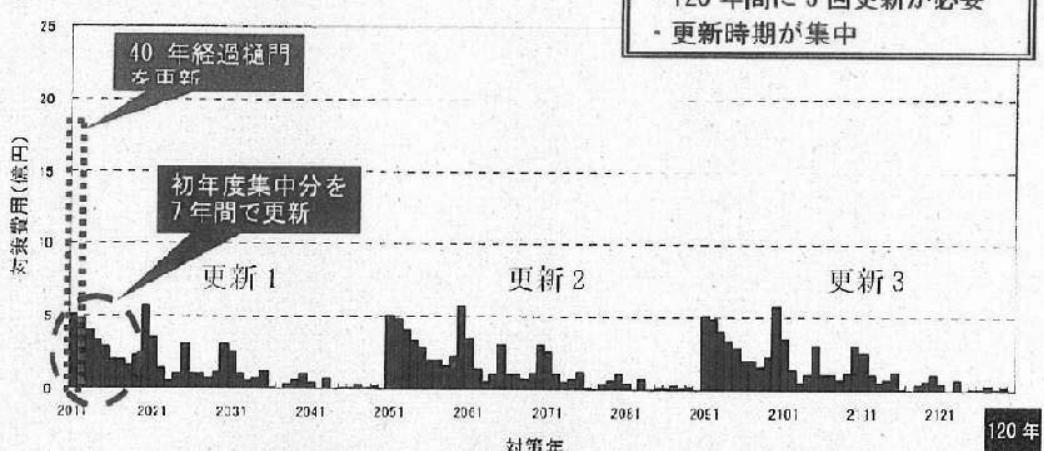
当該計画を実行していくことにより、今後120年のライフサイクルを考えた場合、次とおり必要予算の平準化が可能になることが見込まれている。

『「2010年 山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」より抜粋』

○予防保全型管理による最適管理のシナリオ

◆対症療法による管理（従来とおり）

- ・120年間に3回更新が必要
- ・更新時期が集中



長寿命化計画

- ①予防保全型管理により長寿命化し、更新時期をコントロール
- ②計画的な点検
- ③樋門毎の管理計画

◆予防保全による管理

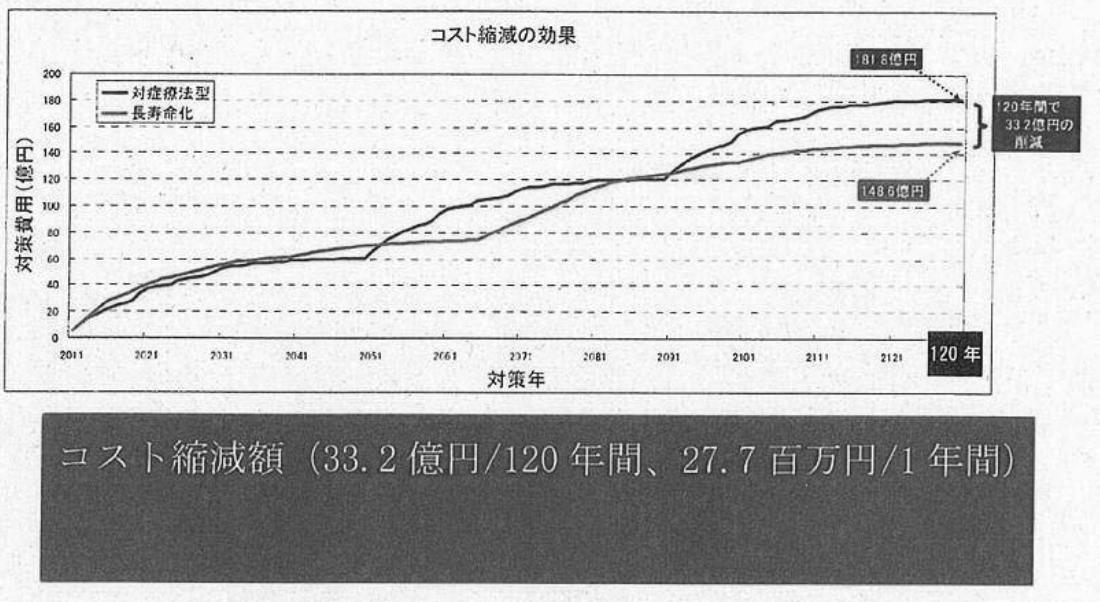
計画的な塗装等を行うことで樋門の耐用年数を40年→60年に延びる
 ・120年間の取替 3回⇒2回
 突出する対策費用を平準化
 ・事業費のピークダウン



さらに、次のとおり、120年間で33.2憶円、1年間当たり27.7百万円のコスト縮減効果があると見込まれている。

『「2010年 山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画』より抜粋』

○コスト縮減効果



当該計画では、安全・安心を確実に確保し、かつ、必要予算の平準化を図るために、優先順位を付けて計画的な更新等を行う計画となっている。

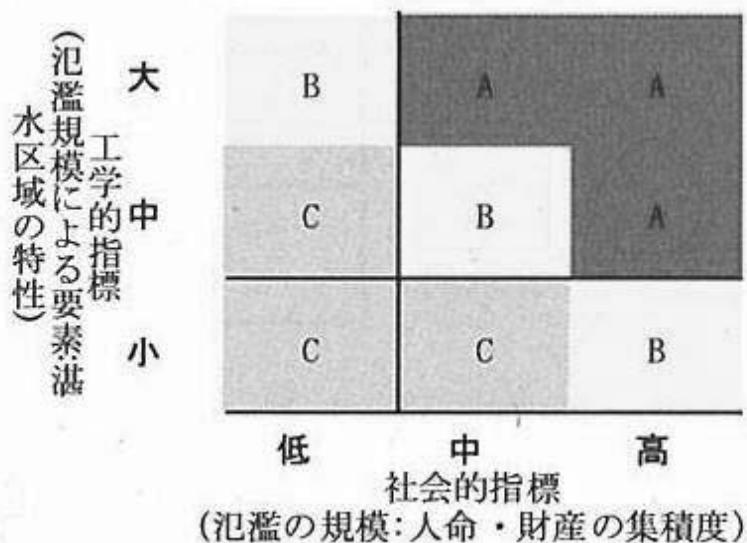
優先順位は、全体健全度の評価と、工学的指標と社会的指標による総合評価の結果により決められている。

全体健全度とは、鋼部材およびRC部材の損傷の度合いであり、劣化状況から対策の緊急性を、次のとおり5段階評価したものである。

A	早期に対策が必要な箇所
B	5年以内に対策が必要な箇所
C	速やかに対策が必要な箇所 (5年程度以内支障なし)
D	状況に応じて対策が必要な箇所
E	損傷が軽微・無し

工学的指標とは想定氾濫面積の広さで、社会的指標とは想定氾濫面積における資産評価額の多さであり、次の組み合わせにより3段階評価したものである。

『「2010年 山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」より抜粋』



当該計画は、平成21年度末現在で1,093基ある県管理の水門等河川管理施設のうち、水門およびゲートのない樋門や簡易ゲート（フラップゲート）を除く595基を対象として策定されたものである。

これらの595基の樋門等について、全体健全度評価と上記の総合評価により優先度を付けた結果が次の表の「①計画数」である。

この計画にもとづき、平成21年度から計画的な更新等を行った結果、平成24年度（予定を含む）までの4年間の対応状況は次の表の「②対応数」となっている。

表：「2010年山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」に対する対応状況

平成21年度時点の全体健全度評価		①計画数	②対応数	未対応数
A	早期に対策が必要な箇所	28	20	8
B	5年以内に対策が必要な箇所	241	80	161
C	速やかに対策が必要な箇所(5年程度以内支障なし)	30	6	24
D	状況に応じて対策が必要な箇所	59	8	51
E	損傷が軽微・無し	237	19	218

対応箇所の選定については各総合支庁が行っているが、県主管課である県土整備部河川課においても長寿命化計画の優先度どおりに修繕していることを確認している。

上の表で、優先度が低い「C」、「D」、「E」に対する更新等が実施されているのは、突発的な施設の破損により、樋門等操作に支障をきたしている等の個別事由によるものであり、基

本的には長寿命化計画の優先度どおりに修繕していることを県主管課として確認している。

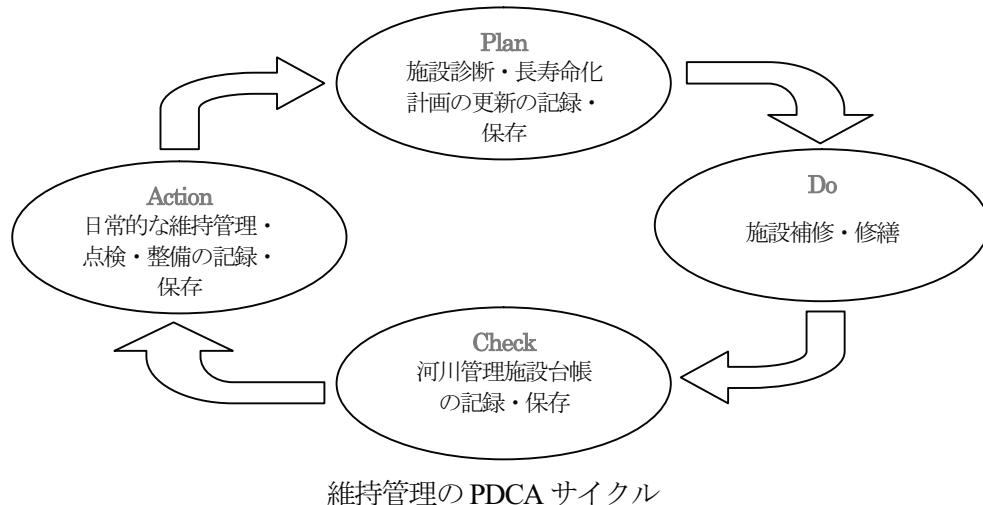
ただ、4年経過時点で、「A：早期に対策が必要な箇所」が8ヶ所、「B：5年内に対策が必要な箇所」が161ヶ所、未対応となっており、実績と計画に乖離が生じており、これらをあと1年以内に全て対応することは現実的に困難であると認められる。

山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画の中で言及している「維持管理のPDCAサイクル」をしっかりと回して、長寿命化計画を見直す必要がある。【指摘事項】

なお、原因は次の2つの理由によるものと考えられる。

- ・厳しい財政状況のなか、長寿命化のための山形県単独予算「河川管理施設機能確保事業費」を十分に確保することができない。
- ・「やまがた水害・土砂災害対策中期計画」によると、県管理河川の想定はん濫区域（洪水、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水する恐れのある区域）内の保全対象人口は約26万9千人であり、平成20年度末の保全人口は約15万6千人、県管理河川整備率は約50.6%となっている。そのため、厳しい財政状況のなか、施設整備と既存設備の維持管理の両面から災害対策を行う必要がある。

『「2010年 山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」より抜粋』



また、水門、樋門等には、山形県が管理するものと土地改良区が管理するものがあり、河川の密集した範囲に両者が管理する施設が混在する場合もある。そのなかで、山形県管理のものは山形県国土整備部河川課の策定した「山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」にもとづき、土地改良区管理のものは農業水利施設のストックマネジメントの考え方にもとづき、それぞれ優先度を付けて、それぞれの管理者の予算で維持管理を行っている。

同一河川の同一地域で洪水が発生した場合、山形県管理の樋門等と土地改良区管理の樋門

等の両方の機能が維持されていなければ、「洪水時の氾濫被害の軽減」という樋門等の存在意義を發揮することはできない。

よって、既存設備の維持管理に当たっては、引き続き、両者の計画を連携し実施していくべきだ。

V 港湾施設

1. 担当部局

港湾の管理部局は、県土整備部空港港湾課である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

港湾については、港湾法（昭和25年5月31日法律第218号。以下、「港湾法」とする。）により規定されている。

港湾法第4条では、地方公共団体は、単独で又は共同して、定款を定め、港湾局を設立することができると規定されており、同第12条において港湾局の行う業務が規定されている。また、第33条において、地方公共団体は、港湾局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となることができる旨、規定されている。

県の場合は、港湾局を設立していないので、単独で港湾管理者となっている。この場合、港湾法第33条および第34条の規定により、同第12条の業務を行わなくてはならない。

港湾法第12条第1項第2号においては、「港湾区域及び港湾局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他汚染の除去を含む。）」と規定されている。

さらに港湾法第56条の2において、水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（技術基準対象施設）は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない、と規定されている。

これらにより、県は管理する港湾を良好な状態に維持する義務および技術基準に適合するように維持する義務を負うものである。

港湾法より抜粋

第四条 現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

第十二条 港務局は、次の業務を行う。

一 港湾計画を作成すること。

- 二 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）。
- 三 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全のため必要な港湾施設（第十一号の三に掲げる施設以外の廃棄物処理施設を除く。）の建設及び改良に関する港湾工事をすること。
- 三の二 前号に掲げるもののほか、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。
- 四 委託により、国又は地方公共団体の所有に属する港湾施設（港湾の運営に必要な土地を含む。）であつて一般公衆の利用に供するものを管理すること。
- 四の二 水域施設の使用に関し必要な規制を行うこと。
- 五 一般公衆の利用に供する係留施設のうち一般公衆の利便を増進するため必要なものを自ら運営し、及びこれを利用する船舶に対し係留場所の指定その他使用に関し必要な規制を行うこと。
- 五の二 港湾区域内における入港船又は出港船から入港届又は出港届を受理すること。
- 六 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフエンス、薬剤その他の資材を備えること。
- 七 港湾の開発、利用及び保全のため必要な調査研究及び統計資料の作成を行い、並びに当該港湾の利用を宣伝すること。
- 八 船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が、他の者によつて適當かつ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。
- 九 港務局が管理する港湾施設で、一般公衆の利用に供することを要せず、又は自ら運営することを適當としないものを貸し付けること。
- 十 港務局が管理する上屋、荷役機械等の港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制すること。
- 十一 港湾運営に必要な役務の提供をあつせんすること。
- 十一の二 前号に掲げるもののほか、港湾区域及び臨港地区内における貨物の積卸し、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつせんすること。
- 十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設（船舶若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十号に規定する海洋施設において生じた廃棄物（同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。）又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。）、廃油処理施設（同法第三条第十四号に規定する廃油処理施設をいう。）及び排出ガス処理施設（同法第四十四条に規定する排出ガス処理施設をいう。）を管理運営すること。

十二 船舶乗組員又は港湾における労働者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。

十三 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

第三十三条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項 若しくは第三項 の地方公共団体を設立することができる。港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。

2 第四条第二項から第十三項までの規定は、前項の場合に、同条第四項から第九項までの規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を変更する場合に、第九条第一項の規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を定め、又はこれを変更した場合に準用する。この場合において、第四条第三項中「港務局の設立を発起する関係地方公共団体」とあるのは「単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者としての地方自治法第二百八十四条第二項 若しくは第三項 の地方公共団体の設立を発起する関係地方公共団体」と読み替えるものとする。

第三十四条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条及び第十三条の規定を準用する。

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能について国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 技術基準対象施設であつて、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定めるものを建設し、又は改良しようとする者（国を除く。）は、その建設し、又は改良する技術基準対象施設が技術基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は次条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）の確認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合は、この限りでない。

3 前項の規定による確認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は登録確認機関に確認の申請をすることができる。

4 前二項に定めるもののほか、確認の申請書の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

県が港湾法に基づき港湾管理者となっている港湾は下記のとおりである。

- ・酒田港
- ・加茂港
- ・鼠ヶ関港

各港湾の概要は次のとおりである。

(平成 24 年刊 山形県勢要覧より)

港名	所属地名	港格*1	泊地水深 (m)	泊地面積 (m ²)
酒田港	酒田市	重要港湾	大型船泊地 -4.5~-13.0	1,561,442
			小型船泊地 -2.0~-4.0	218,617
加茂港	鶴岡市	地方港湾	大型船泊地 -4.5~-4.5	33,810
			小型船泊地 -2.0~-4.0	17,350
鼠ヶ関港	鶴岡市	地方港湾（避難）	大型船泊地 -5.0~-5.0	120,000
			小型船泊地 -2.0~-4.0	41,610

*1 港湾法に基づく分類である。重要港湾とは、「国の利害に重大な関係を有する港湾」であり、全国で 112 港が指定されている。地方港湾とは、「重要港湾以外の港湾」であり、全国で 966 港が指定されている。避難港とは、「地方港湾のうち、小型船舶の避難港として指定された港湾」であり、全国で 35 港が指定されている。

県は、山形県告示第 304 号（平成 19 年 3 月 30 日）において、県が港湾管理者である港湾に係る施設の概要を開示している。

県が管理する港湾のうち、最も規模が大きく、かつ、重要港湾に指定されている酒田港について、現地視察を行った。

酒田港の施設概要、入港船舶実績および輸移出入実績は次のとおりである。

・施設概要（平成 23 年度末）

区分	延長 (m)
防波堤	北防波堤（本港）
	第 2 北防波堤（北港）
	南防波堤（本港）
	袖岡船だまり防波堤
	第 1 酒田 PBS 防波堤
	第 1 船だまり防波堤
	北防波堤（北港）

区分	延長 (m)	
防波堤	波除堤 (北港)	75
	古湊木材泊地防波堤	170
	宮海船だまり防波堤	95
	第2酒田PBS防波堤	44
	波除堤 (漁港区)	20
防砂堤	防砂堤 (本港)	48
	第1船だまり防砂堤	26
	防砂堤 (外港)	285
護岸	(総延長)	7,723
取付護岸	(総延長)	632
海岸	突堤	10基 546
	護岸	2,963
	離岸堤	8基 1,360
その他	導流堤	2,870

・入港船舶実績

区分	総数		外航船舶		内航船舶	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
平成19年度	2,567	2,953,828	193	1,930,225	2,374	1,023,603
平成20年度	2,745	2,993,997	171	1,874,368	2,574	1,119,629
平成21年度	2,194	2,432,535	142	1,487,399	2,052	945,136
平成22年度	2,031	2,673,372	153	1,582,254	1,878	1,091,118
平成23年度	2,904	3,394,267	230	2,133,618	2,674	1,260,649

・輸移出入貨物品種別実績

(単位: トン)

区分	輸移出		輸移入	
	平成22年	平成23年	平成22年	平成23年
総数	692,628	742,681	2,459,714	3,030,505
農水産品	289	182	7,644	10,183
林産品	1,686	7,424	16,873	31,091
鉱産品	337,238	262,495	1,787,111	2,135,843
金属機械工業品	4,390	6,704	10,831	37,321
化学工業品	237,828	313,727	607,306	742,313

区分	輸移出		輸移入	
	平成 22 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 23 年
軽工業品	1,814	6,083	20,861	34,723
雑工業品	2,988	2,372	6,677	15,255
特殊品	106,261	143,590	2,351	23,730
分類不能なもの	134	104	60	46



酒田港

酒田北港岸壁より北方向をのぞむ。

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

港湾の設置に関しては、制度上、国の判断によるところが大きいため、県として特段の取組みはない。

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

港湾法第 49 条の 2 第 1 項に基づき、港湾管理者は「港湾台帳」を調製しなければならず、同第 2 項において、必要な事項は国土交通省令で定めるとされている。港湾法施行規則（昭和 26 年 11 月 22 日運輸省令第 98 号）第 14 条において、港湾台帳は帳簿及び図面をもって組成す

るとされ、記載すべき事項が規定されている。

(1) 帳簿

- ・港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別
- ・港湾における潮位
- ・港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するためには必要な事項
- ・港湾に関する条例、規則等

(2) 図面

- ・区域平面図
- ・施設位置
- ・施設断面図

県では、これらの法令等に基づき港湾台帳を調製している。法令等では、港湾台帳には修繕履歴を記載することが求められていないこともあり、現状、過去の修繕履歴が一元的かつ網羅的な記録が残されていない。

この点、過去の修繕履歴を一元的かつ網羅的に記録する必要がある。【意見】

維持管理計画の対象となる技術基準対象施設は次のように整理できる。

港湾施設名（大分類） 港湾法第2条第5号		港湾施設名（小分類） 港湾法第2条第5号	技術基準対象施設 港湾法施行令第19条	
第1号	水域施設	航路	第1号	
		泊地		
		船だまり		
第2号	外郭施設	防波堤	第2号	
		防砂堤		
		防潮堤		
		導流堤		
		水門		
		閘門		
		護岸		
		堤防		
		突堤		
		胸壁		

港湾施設名（大分類） 港湾法第2条第5号		港湾施設名（小分類） 港湾法第2条第5号	技術基準対象施設 港湾法施行令第19条	
第3号	係留施設	岸壁	第3号	
		係船浮標		
		係船くい		
		桟橋		
		浮桟橋		
		物揚場		
		船揚場		
第4号	臨港交通施設	道路	第4号	
		駐車場		
		橋梁		
		鉄道		
		軌道		
		運河		
		ヘリポート		
第5号	航行援助施設	航路標識		
		船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設		
第6号	荷さばき施設	固定式荷役機械	第5号	
		軌道走行式荷役機械		
		荷さばき所		
		上屋		
第7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設	第8号	
		手荷物取扱所		
		待合所		
		宿泊所		
第8号	保管施設	倉庫	第6号	
		野積場		
		貯木場		
		貯炭場		
		危険物置場		
		貯油場		

港湾施設名（大分類） 港湾法第2条第5号		港湾施設名（小分類） 港湾法第2条第5号	技術基準対象施設 港湾法施行令第19条	
第8の2号	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く）	第7号	
		船舶修理施設		
		船舶保管施設		
第9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設		
		公害防止用緩衝地帯		
		その他の港湾における公害の防止のための施設		
第9の2号	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸	第9号	
		廃棄物受入施設		
		廃棄物焼却施設		
		廃棄物破碎施設		
		廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く）		
第9の3号	港湾環境整備施設	海浜	第10号	
		緑地	第11号	
		広場		
		植栽		
		休憩所		
		その他の港湾の整備のための施設		
第10号	港湾厚生施設	船舶乗務員及び港湾における労働者の休憩所、診療所その他の福利厚生施設		
第10の2号	港湾管理施設	港湾管理事務所		
		港湾管理用資材倉庫		
		その他の港湾の管理のための施設（第14号に掲げる施設を除く）		
第11号	港湾施設用地	前各号の施設の敷地		
第12号	移動式施設	移動式荷役機械		
		移動式旅客乗降用施設	第8号	

港湾施設名（大分類） 港湾法第2条第5号		港湾施設名（小分類） 港湾法第2条第5号	技術基準対象施設 港湾法施行令第19条	
第13号	港湾役務提供用移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶		
		船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両		
		廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両		
第14号	港湾管理用移動施設	清掃船		
		通船		
		その他の港湾の管理のための移動施設		

上記の施設の維持管理計画策定について、「港湾施設長寿命化計画策定事業」として、現在は国の交付金の交付対象となっている。このこともあり、県では、平成21年度以降順次、当該交付金の交付対象となる施設（係留施設、外郭施設（防波堤）、臨港交通施設（橋梁））より、維持管理計画策定のための現状把握調査および具体的な計画策定を進めている。

交付金対象となった施設以外についても、維持管理計画策定のための現状把握調査および具体的な計画策定を進める必要がある。【意見】

実際に維持管理を行っている港湾事務所は週1回程度、主に目視点検によるパトロールを実施し、不具合箇所の把握に努めている。

なお、維持管理計画の対象となる技術基準対象施設は457件（平成23年度末時点）あり、以下のとおり分類される。

国有港湾施設	20件
補助対象施設（*）	119件
それ以外	318件

*補助対象となる119件について、進行状況等は次のとおりである。

実際に施工中の案件	4件	
平成24年度までに計画策定させる案件	115件	・うち78件は平成23年度までに計画策定が完了している。 ・うち37件は平成24年度に計画策定を完了するとしている。
計	119件	

なお、維持管理計画策定業務についての事業費は以下のとおりである。

- ・平成 23 年度実績 28 箇所 22,197,000 円
- ・平成 24 年度当初予算 37 箇所 23,968,000 円

また、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成 19 年 3 月 26 日国土交通省告示 364 号）により、港湾施設の維持管理計画の具体的な策定方法や、それに基づく対策の実施が明確化されている。

このほか、「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き」（財団法人港湾空港建設技術サービスセンター。監修：国土交通省港湾局。）が、具体的な計画策定方法についての基準となっている。

5. 上記の調査結果に対する対応状況について

平成 22 年度および平成 23 年度に実施された港湾施設修繕に係る工事は次のとおりである。

No.	工事名	施設名	工事内容	工期（完成年月日）	最終契約額（百万円）	対応状況等
1	平成 22 年度酒田港整備事業費（港湾改修（統合補助））酒田港岸壁改良工事（酒田市新町外地内）	・東ふ頭新町岸壁 ・宮海船だまり物揚場	・矢板補修 ・矢板補修	H22.11.5～H23.10.12 (H23.10.4)	31	・22 年度繰越明許 ・維持管理計画に基づく対応
2	平成 22 年度酒田港整備事業費（港湾改修（統合補助））酒田港北港古湊ふ頭防舷材及び車止め更新工事（酒田市古湊地内）	・古湊ふ頭第 1 号岸壁 ・古湊ふ頭第 2 号岸壁 ・古湊ふ頭第 3 号岸壁	・防舷材更新、車止更新	H22.12.21～H23.4.28 (H23.4.7)	29	・22 年度繰越明許 ・国監査指摘事項に対応する工事
3	平成 23 年度（明許）酒田港整備事業費（港湾改修（統合補助））酒田港古湊ふ頭鋼矢板防食工事（酒田市古湊地内）	・古湊ふ頭第 3 号岸壁	・電気防食工事	H24.3.27～H24.6.29 (H24.6.8)	13	・23 年度繰越明許 ・維持管理計画に基づく対応

No.	工事名	施設名	工事内容	工期（完成年月日）	最終契約額（百万円）	対応状況等
4	平成23年度酒田港整備事業費（統合補助）酒田港東ふ頭新町岸壁改良工事（酒田市新町地内）	・東ふ頭新町岸壁	・電気防食工事ほか	H23.9.30～H24.5.31 (H24.5.22)	76	・23年度繰越明許 ・維持管理計画に基づく対応
5	平成23年度酒田港整備事業費（港湾改修(統合補助)）酒田港古湊ふ頭岸壁改良工事（酒田市古湊地内）	・古湊ふ頭第1号岸壁 ・古湊ふ頭第2号岸壁 ・古湊ふ頭第3号岸壁	・車止更新 ・コンクリート舗装	H23.11.4～H24.9.4 (H24.8.28)	59	・23年度繰越明許 ・国監査指摘事項に対応する工事

6. その他

港湾整備事業特別会計について

当該特別会計は、「山形県港湾整備事業特別会計条例」（平成3年3月19日山形県条例第30号）に基づき設置されている。同条例第1条によれば、当該条例は、港湾整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的としている。

当該特別会計の対象としている事業は、港湾施設の整備事業のうち国の補助を伴わない事業であり、県の単独事業として行う事業である。

過去の推移は次のとおりである。公債費にかかる歳出は、使用料ではまかぬことができないため、一般会計からの繰入によりまかねわれている状況と認識される。

金額単位 千円

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入	使用料	106,665	85,189	75,030	76,115	87,837
	繰入金*1	455,643	528,637	544,651	466,599	546,016
	繰越金	3,355	4,324	50,017	47,451	4,754
	諸収入	40,041	27,558	26,051	22,033	19,622
	県債	-	-	-	-	28,900
	合計	605,706	645,710	695,750	612,198	644,823
歳出	管理費*2	88,738	82,180	131,824	126,830	154,071
	整備費	-	-	-	-	29,032
	公債費*3	510,180	511,016	513,953	478,173	435,933
	合計	598,918	593,196	645,778	605,004	619,037

*1 一般会計からの繰入金である。

*2 施設管理費、施設運営費および施設維持修繕費からなる。

*3 元金および利子からなる。

VI 農業水利施設

1. 担当部局

農業水利施設の担当部局は農林水産部農村整備課である。ただし、他の県有財産と異なり、施設の所有・管理者は土地改良財産を譲り受けた者（受益者である土地改良区等）である。

(1) 農業水利施設の所有について

山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和48年3月24日山形県条例第23号）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、土地改良財産の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 県営土地改良事業 次に掲げる事業で県が行うものをいう。

イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業

ロ 土地改良法第2条第1項に規定する農用地及び同条第2項第1号に規定する土地改良施設の高度な利用を行うための事業

ハ 農村の生活環境を総合的に整備し、又は保全する事業でイに掲げる事業と一体となって実施されるもの

（2） 土地改良財産 次に掲げるものをいう。

イ 県営土地改良事業によって生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利

ロ 県営土地改良事業のために取得した土地、権利又は工作物その他の物件

ハ 県有の土地、権利又は工作物その他の物件で県営土地改良事業の用に供されたもの

（3） 土地改良区等 土地改良区、土地改良区連合、地方公共団体その他知事が特に必要と認めるものをいう。

（土地改良財産の管理委託）

第3条 知事は、県営土地改良事業の工事の全部又は一部が完了したときは、当該事業に係る土地改良財産の管理を土地改良区等に委託することができる。

（土地改良財産の譲与）

第4条 知事は、土地改良財産を引き続きその用に供すること及び規則で定める期間内にその用途を廃止したときは無償で県に返還することを条件として、土地改良区等に対し、当該土地改良財産を譲与することができる。

(補償に代える土地改良財産の譲与)

第5条 知事は、県営土地改良事業の施行に伴い当該事業の利害関係人がその事業によって受けるべき損失の補償に代え、当該県営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を当該補償を受けるべき者に譲与することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和48年3月26日山形県規則第19号）

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和48年3月県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 農林水産部長は、条例第2条第2号に規定する土地改良財産の管理及び処分に関する事務を処理しなければならない。ただし、当該事務の一部を県営土地改良事業に係る事務を担当する総合支庁長又はその所属の職員に分掌させることを妨げない。

(管理委託)

第3条 条例第3条の規定による管理委託は、委託を受けようとする者の申出に基づき当該委託に関する契約を締結することによって行なうものとする。

2 前項の申出は、土地改良財産管理委託申出書（別記様式第1号）によりしなければならない。

(管理受託者の義務)

第4条 土地改良財産の管理の委託を受けた者（以下「管理委託者」という。）は、当該受託に係る土地改良財産（以下「管理受託財産」という。）を、その用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、管理受託財産について、水害、盜難、損壊その他当該管理受託財産の管理上支障のある事故が発生したときは、当該管理受託財産の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(他目的使用)

第5条 管理受託者は、知事の承認を受けて管理受託財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、又は使用させることができる。

2 前項の承認を受けようとするときは、土地改良財産他目的使用承認申請書（別記様式第2号）によりしなければならない。

(滅失等の場合の報告)

第6条 管理受託者は、天災その他の事故により、管理受託財産が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく土地改良財産滅失・損傷報告書（別記様式第3号）により知事に報告しなければならない。

(改築等の制限)

第7条 管理受託者は、管理受託財産の原形に変更を及ぼす改築工事又は追加工事をしようとするときは、土地改良財産改築・追加工事承認申請書（別記様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、天災その他の事故のため応急の措置をとるときは、この限りでない。

(管理台帳の備付)

第8条 管理受託者は、管理受託財産について、第19条に規定する土地改良財産台帳に準じて、管理台帳を作成し、その主たる事務所に備え付けておかなければならない。

(管理費の負担等)

第9条 管理受託者は、管理受託財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 管理受託財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、管理受託財産の状況又はその管理の状況について、管理受託者から報告を徴し、又は調査することがある。

(管理委託の取消)

第11条 知事は、次に掲げる事由が生じたときは、管理委託を取り消すものとする。

(1) 天災その他の事故により管理受託財産が滅失したとき。

(2) 農用地の転用等に伴い、管理受託財産がその本来の用途又は目的に従って管理する必要がなくなったとき。

(3) 他の土地改良事業その他の公共の用に供する必要が生じたとき。

(4) 他の土地改良区等に管理を委託し、又は譲与することが適当であると認められるに至ったとき。

(5) 管理受託者が受託に係る義務に違反した場合であつて知事が管理委託の取消しを相当と認めるとき。

2 管理受託者は、前項第5号の規定による取消しがあつたときは、知事の指示するところにより当該管理受託財産を原状に回復して又は現状のまま知事に返還するものとする。この場合において、同号に規定する義務に違反したことによって県に損害を与えたときは、知事は損害賠償を請求することがある。

(譲与)

第12条 条例第4条の規定による譲与は、譲与を受けようとする者の申請に基づき当該譲与に関する契約を締結することによって行うものとする。

2 前項の申請は、土地改良財産譲与申請書（別記様式第5号）によりしなければならない。

3 条例第4条の規定により定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間とする。

(処分の制限)

第13条 土地改良財産の譲与を受けた者（以下「譲受者」という。）は、当該譲受に係る土地改良財産（以下「譲受財産」という。）を譲渡し、交換し、貸し付け、譲受財産に地上権若しくは賃借権その他の権利を設定し、又はその管理を委託してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(かし担保責任)

第14条 譲受者は、当該譲与契約の締結の後において譲受財産に数量の不足又はかくれたかしがあることを発見した場合であっても、当該譲与契約を解除し、又は県に対して損害賠償を請求することができない。

(用途廃止)

第15条 譲受者は、譲受財産の全部又は一部の用途を廃止しようとするときは、土地改良財産用途廃止通知書（別記様式第6号）によりあらかじめ知事に通知しなければならない。

(譲与契約の解除)

第16条 知事は、譲受財産が次の各号の一に該当したときは、当該譲与契約を解除するものとする。

- (1) 天災その他の事故により譲受財産が滅失したとき。
 - (2) 譲受財産の全部又は一部の用途を廃止したとき。
 - (3) 譲受者が譲与契約に違反した場合であつて、知事が譲与契約の解除を相当と認めるとき。
- 2 第11条第2項の規定は、前項第2号及び第3号の規定により譲与契約を解除した場合に準用する。

(管理委託に関する規定の準用)

第17条 第6条の規定は譲受財産が滅失した場合について、第8条及び第10条の規定は譲受者及び譲受財産について、それぞれ準用する。

(譲与の処分制限等の特例)

第18条 第12条第3項に規定する期間を経過した譲受財産については、第13条、第15条、第16条及び前条の規定は、適用しない。

(台帳の作成)

第19条 農林水産部長及び総合支庁長は、土地改良財産台帳（別記様式第7号）を作成し、これを管理しなければならない。

(工事完了前の他目的使用)

第20条 県営土地改良事業の工事の全部又は一部が完了する前にその事業に係る土地改良財産の他目的使用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可の申請は、土地改良財産他目的使用許可申請書（別記様式第8号）によりしなければならない。

(書類の経由)

第21条 この規則により知事に提出する書類は、所轄の総合支庁長を経由しなければならない。

上記条例第4条において「土地改良区等に対し、当該土地改良財産を譲与することができる。」とあるが、実務上はすべての農業水利施設については、完成後すみやかに受益者に譲渡している。よって、農業水利施設の所有者は譲与を受けた者となる。

(2) 農業水利施設の管理について

土地改良財産譲与契約書（様式15号）抜粋

- 第6条** 乙は、農林水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令18号）別表に掲げる期間（以下「用途指定期間」という。）中は、譲与物件を本来の用途に供しなければならない。
- 2 乙は、譲与物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理台帳を備え常にその物件の状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 乙は、用途指定期間内に譲与物件を譲渡し、交換し、貸し付け、譲与物件に地上権若しくは賃貸権その他の権利を設定し、又は管理委託してはならない。ただし、甲が特にやむを得ないものとして承認した場合には、この限りではない。

甲：山形県知事 乙：受益者

上記契約書第6条2項において「譲与物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理台帳を備え常にその物件の状況を明らかにしておかなければならない。」と記載されており、農業水利施設の管理責任は譲与を受けた者であることが明確になっている。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

農業水利施設の所有・管理者は、土地改良財産を譲り受けた者（受益者である土地改良区等）であるが、農林水産省の「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領」により、山形県では受益面積100ha以上のものについて、機能診断と機能保全計画の策定及び対策工事を行っている。

今回の包括外部監査では、機能診断と機能保全計画の策定に関して、村山総合支庁管轄のダム2件（上山市土地改良区）、幹線用水路1件（寒河江川土地改良区）、揚水機送水管1件（村山東根土地改良区）について資料閲覧、ヒアリングを行った。

(1) 農業水利施設の修繕について

基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1855号）

第1 趣旨

国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用用排水路等の基幹的な農業水利施設は、食料生産基盤としての機能だけでなく、地下水のかん養や洪水防止等の多面的機能を有し、国民全体に便益をもたらす社会共通資本となっている。

これら基幹的な農業水利施設（以下「施設」という。）の相当数は戦後集中的に整備されてきたことから、老朽化の進行とともに、近年、更新を必要とする時期を迎える施設が増加してきている。この増加する更新需要に対して、施設の長寿命化を図ることにより、財政負担を平準化しつつ、施設の有効活用を図ることが不可欠となっている。

このため、既存施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断（以下「機能診断」という。）を行い、当該機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）の作成及び当該計画に基づく対策工事等を一貫して行う基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。併せて、突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等の措置を講ずることにより、本事業の円滑な運用を図ることとする。

第2 事業内容

- 1 都道府県営土地改良事業により造成された施設（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）
- 2 国営土地改良事業により造成された施設（以下「国営造成施設」という。）についての国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）に従って策定する機能保全計画に基づく対策工事及び都道府県営造成施設についての1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、第2の1については都道府県、第2の2及び第2の3については都道府県、市町村又は当該施設を管理する者とする。

第4 対象施設

本事業の対象となる施設は、国営造成施設及び都道府県営造成施設とする。

第5 採択要件

- 1 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 2 都道府県知事（以下「知事」という。）が、第2の1に掲げる機能保全計画の策定を行うとする都道府県営造成施設を選定しているとともに、その50パーセント以上につき、当該計画の策定に関する実施方針を策定していること。

- 3 第2の2については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。
- 4 第2の2につき、第6の2の手続により実施する場合にあっては、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項第1号の2の農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。
- 5 都道府県営造成施設について第2の3を実施するときは、2により都道府県知事が選定した施設であること。

第6 事業実施手続

- 1 第2の1、第2の2（2に掲げる場合を除く。）及び第2の3を実施する場合

（1）知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとするとき又は土地改良区等から対策工事を実施したい旨の申請があり、これを適当であると認めるときは、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、事業計画書（第2の2に掲げる内容を実施する場合は事業計画書及び機能保全計画の概要）を添えて地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由して農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））に提出するものとする。

ただし、年度途中に第2の3に掲げる内容を実施するために事業の申請を行う場合は、原則として当該年度に提出するものとする。

（2）地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄にあっては沖縄総合事務局長）は、（1）の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において、国庫補助金を助成して当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、その旨を知事（北海道にあっては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。

（3）土地改良区等が対策工事を実施する場合にあっては、知事は、（2）の規定により通知を受けたときは、遅滞なくその旨を土地改良区等に通知するものとする。

- 2 第2の2を実施するに当たって、土地改良法施行令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合

（1）事業実施主体は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令による所要の手続を経るものとする。

（2）知事は、本事業を実施しようとするときは、関係市町村と協議の上、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して事業計画の概要及び機能保全計

画の概要を添付した事業採択申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

- (3) 地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、(2)の規定により事業採択申請書が提出されたときは、これに添えて提出された事業計画の概要の審査を行い、その審査結果を取りまとめの上、事業採択申請書及び事業計画の概要を添えて農林水産大臣に進達するものとする。
- (4) 農林水産大臣は、(3)の規定により進達された審査結果をもとに（北海道にあっては(2)の規定により提出された事業計画の概要を審査の上）、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認めるとときは、事業実施の採択を決定し、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して知事に採択通知書を交付するものとする。

3 都道府県が新たに本事業を開始する場合においては、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出するものとする。

第7 事業計画の変更

1 知事は、第6の1の規定により採択された事業について、次のいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

(1) 事業計画の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 知事は、第6の2の規定により採択された事業について、事業計画の変更を行ったときは、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成12年11月30日12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

第8 助成

国は、本事業の実施に要する事業費及び事務費につき、別に定めるところにより予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

第9 事業実施状況の報告

第6の1に掲げる手続を経て事業を実施した場合は、事業実施主体は農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業実施結果を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

第10 その他

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めると

ころによる。

上記の「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領」のとおり、受益者に譲与された農業水利施設であっても、基幹的な農業水利施設は、食料生産基盤としての機能だけでなく、地下水のかん養や洪水防止等の多面的機能を有し、国民全体に便益をもたらす社会共通資本となっていることから、補修・更新による維持管理を都道府県が担うことが明確となっている。

(2) 用語の定義

(ストックマネジメントとは)

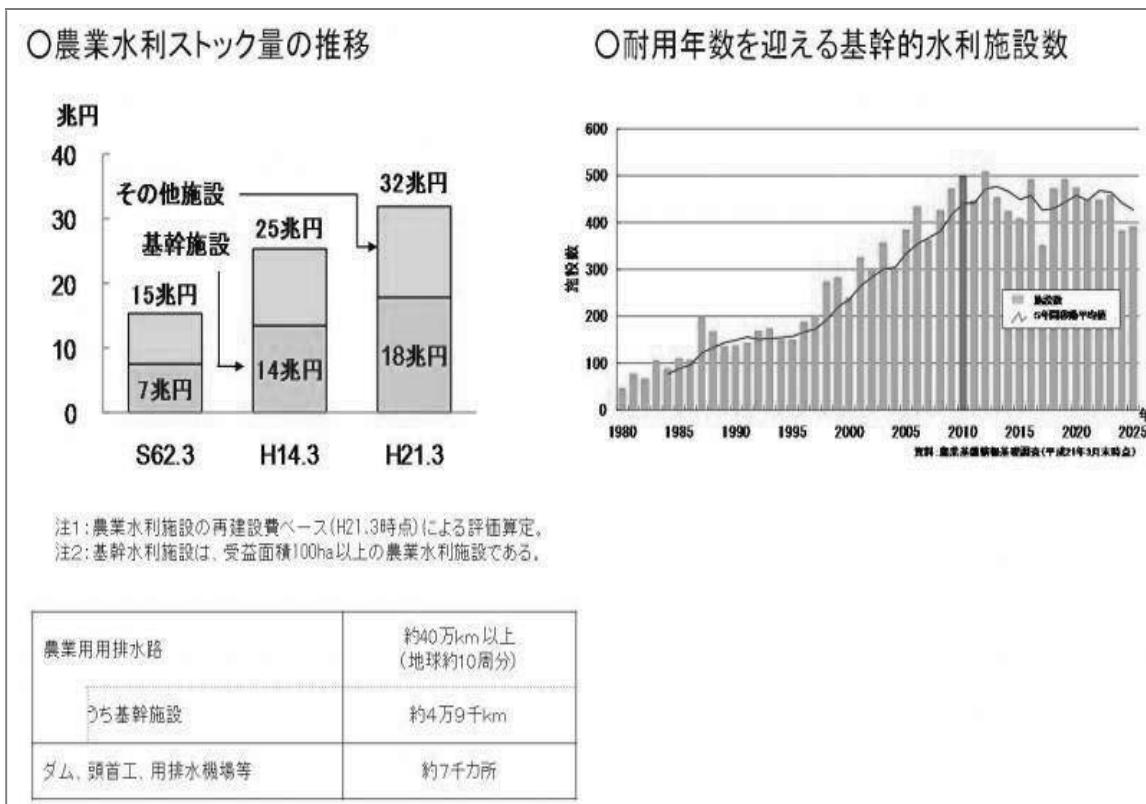
ストックマネジメントとは、農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び手法の総称です。

膨大な農業水利ストックの機能を適切かつ効率的に発揮させるためには、深刻な機能低下が発生する前に、施設の劣化状況を把握する機能診断に基づく適切な予防保全対策を行うストックマネジメントの取り組みが有効です。

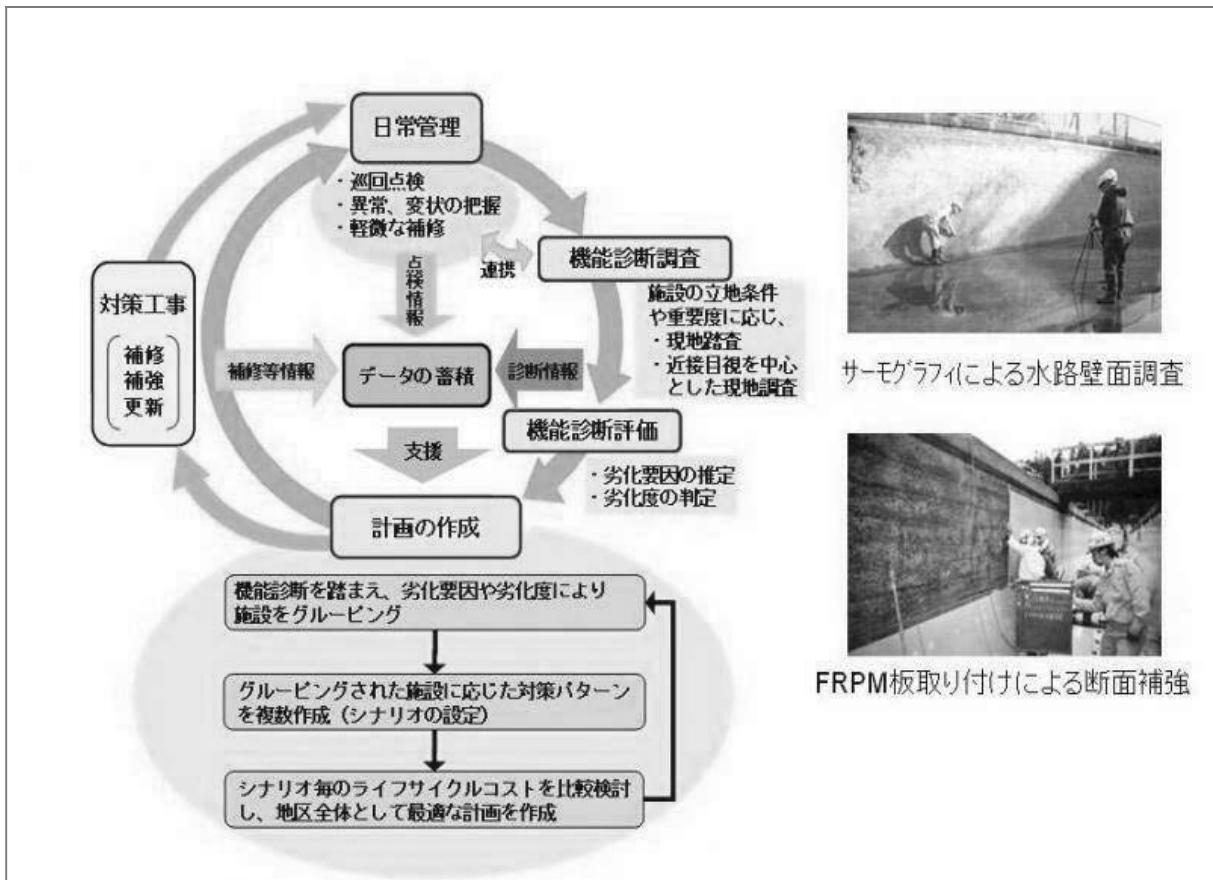
ストックマネジメントは、管理者による日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測の劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するものです。

(農林水産省ホームページより)

(3) 農業水利ストック量の推移及び耐用年数を迎える基幹的水利施設数

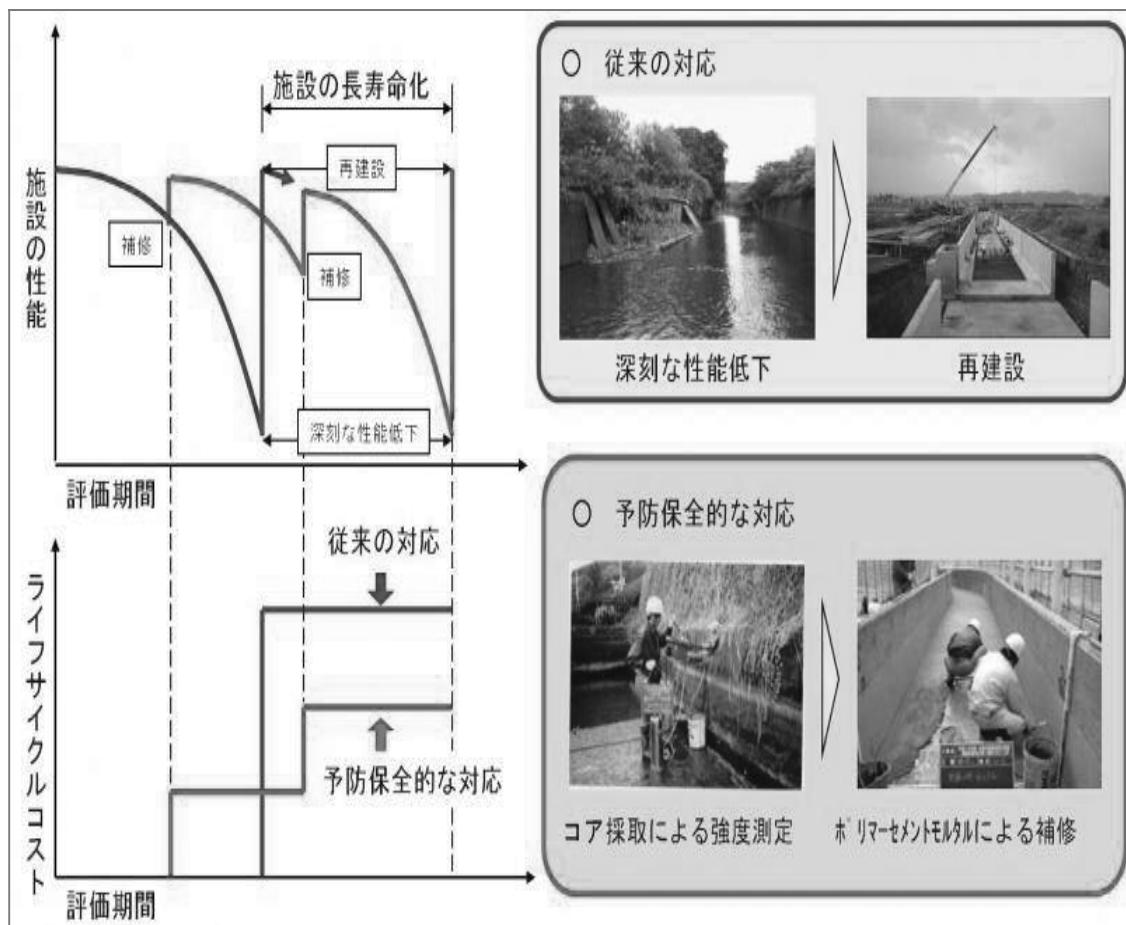


(4) ストックマネジメントのしくみ



(農林水産省ホームページより)

(5) ストックマネジメントの導入効果



(農林水産省ホームページより)

3. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

県では、「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱」（平成19年3月30日付け18農振第1855号）および「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領」（平成19年3月30日付け18農振第1856号）の発効を受けて、平成19年度以降、以下の取り組みを行っている。

- ・基幹水利施設の基本情報や補修履歴等の情報を蓄積したデータベースの構築を進めている。
- ・土地改良区等からの申請により、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行っている。
- ・機能診断結果に基づき、施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画を策定している。
- ・機能保全計画に基づく対策工事を実施している。

※基幹水利施設：受益面積100ha以上の農業水利施設

※機能保全計画の内容：

- ・対策工法、時期等を判断するため、シナリオごとの概算費用の見積もり、比較
- ・評価期間に発生する再整備費や修繕費を加えた総費用の算定 等

※費用負担

機能診断・機能保全計画策定：国、県

対策工事：国、県、市町村、土地改良区等

(対象施設の概要)

管轄	施設分類	件数（単位：件）
村山総合支庁	開水路	105
	取水樋門	3
	ダム	8
	ため池	16
	調整池	10
	頭首工	25
	トンネル	1
	排水機場	2
	パイプライン	42
	水管理施設	15
小計	用水機場	32
		259
最上総合支庁	開水路	22
	ダム	1
	ため池	2
	調整池	2
	頭首工	4
	排水機場	1
	パイプライン	14
	水管理施設	1
	用水機場	7
		54
置賜総合支庁	開水路	73
	取水樋門	1
	ダム	2
	ため池	3
	頭首工	8

置賜総合支庁	排水機場	2
	パイプライン	20
	水管理施設	1
	用水機場	10
小計		120
庄内総合支庁	開水路	271
	取水樋門	5
	ため池	5
	調整池	2
	頭首工	12
	トンネル	6
	排水機場	10
	排水樋門	5
	パイプライン	24
	水管理施設	3
	用水機場	80
小計		423
合計		856

(造成年度別)

管轄	造成年度	件数（単位：件）
村山総合支庁	1960年まで	3
	1961年から1970年まで	20
	1971年から1980年まで	51
	1981年から1990年まで	105
	1991年から2000年まで	65
	2001年から	15
	小計	259
最上総合支庁	1960年まで	3
	1961年から1970年まで	6
	1971年から1980年まで	6
	1981年から1990年まで	13
	1991年から2000年まで	18
	2001年から	8
	小計	54

置賜総合支庁	1960年まで	1
	1961年から1970年まで	15
	1971年から1980年まで	37
	1981年から1990年まで	56
	1991年から2000年まで	9
	2001年から	2
小計		120
庄内総合支庁	1960年まで	6
	1961年から1970年まで	44
	1971年から1980年まで	144
	1981年から1990年まで	126
	1991年から2000年まで	90
	2001年から	13
小計		423
合計		856

県では、土地改良区等からストックマネジメント事業の申請があった場合、施設の劣化状況を調べる施設の機能診断を行い、この結果に基づき、最も経済的な長寿命化対策として機能保全計画を策定し、土地改良区等へ通知している。対策が必要な場合は、機能保全計画に基づく対策工事を実施している。ただし、農業水利施設の所有・管理者が土地改良区等であるため、対策工事に関する強制力はない。土地改良区等の財政負担の問題等により必要な対策が適時に行われない場合があり、優先度をつけてストックマネジメントに取り組むように指導を徹底されたい。【意見】

※費用負担

機能診断・機能保全計画策定：国、県

対策工事：国、県、市町村、土地改良区等

機能診断および機能保全計画策定の実施状況は以下のとおりである。

管轄	対象施設数	平成19年～23年度 (実施済み)	平成24年～28年度 (計画)	平成29年度以降 (未計画)
村山総合支庁	259	74	69	116
最上総合支庁	54	15	6	33
置賜総合支庁	120	65	30	25
庄内総合支庁	423	78	79	266
合計	856	232	184	440

山形県では、平成19年度から23年度を第1クール、平成24年度から28年度を第2クールと位置づけ、耐用年数や老朽度を勘案し計画的に機能診断および機能保全計画策定を実施している。

しかし、総数が856件と膨大でありすべての機能診断の実施には相当期間を要する。既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するというストックマネジメントの概念を考慮すれば、早期にすべての施設の機能診断が行われるよう計画を進められたい。

【意見】

4. 実地調査

(1) 菖蒲川ダム（上山土地改良区）

所在地 山形県上山市大字菖蒲

受益面積 269ha

造成 1973年

耐用年数 80年（ダム・ため池、農林水産省ホームページより）

①機能診断の結果

現地調査の結果、長期供用ダムマニュアルに基づく施設機能の診断では、早急な対策を必要と判断される状況は認められなかった。堤体コンクリートの圧縮強度試験では、設計強度に比較し小さな傾向を示したが、堤体の最大主応力に対して十分な余裕があること。堤体の安定性を左右する単位体積重量は設計値相当であるため、堤体の安定性は確保されていると判断した。施設機械は、基本的に性能低下は見られなかった。

②機能保全計画の策定

現在の施設運用水準を維持するため、標準耐用年数による定期更新を基本に計画。ダム管理施設については、機能低下を許容しないため、対策の必要な変状を日常管理で発見した段階で対応する。施設機械については、定期点検整備修繕業務の結果によって判断することとして、保全計画では耐用年数によって更新することとした。

③機能保全コストの算定

今後40年間に発生するコストを割引計算により現在価値を算定し、シナリオ1からシナリオ3までのシナリオの提出を受けている。

シナリオ1 今回調査で対策工が必要と判断した項目に対して、検討した対策工の機能保全コストが最も安価となる組合せ。

シナリオ2 今回調査上記対策工で、機能保全の高価な対策を組合せた上方予測。

シナリオ3 今回調査上記対策工のうち、監査廊排水溝の自動観測を「生居川ダム」で使用している会社の製品を設置した場合の組合せ。

どのシナリオを採用するかは、緊急性が低いため今後検討する。

(2) 生居川ダム（上山土地改良区）

所在地 山形県上山市上生居

受益面積 544ha

造成 1991年

耐用年数 80年（ダム・ため池、農林水産省ホームページより）

①機能診断の結果

長期供用ダムマニュアルによる施設診断では、ダムの機能低下が懸念されるような緊急な対策を要する変状は確認されなかった。また、ストックマネジメントマニュアルの開水路、トンネル水路の帳票に基づく、洪水吐水路、取水トンネルの施設健全度は「S-3」と評価された。施設機械については、「頭首工 ゲート設備」編により「S-4」と評価された。

②機能保全計画の策定

現在の施設水準を維持するため、標準耐用年数による定期更新を基本に計画。ダム管理施設については、機能低下を許容しないため、対策の必要な変状を日常管理で発見した段階で対応する。

③機能保全コストの算定

今後40年間に発生するコストを割引計算により現在価値を算定し、シナリオ1からシナリオ2までのシナリオの提出を受けている。

シナリオ1 今回調査で対策工が必要と判断した項目に対して、検討した対策工の機能保全コストが最も安価となる組合せ。

シナリオ2 今回調査上記対策工で、機能保全の高価な対策を組合せた上方予測。

どのシナリオを採用するかは、緊急性が低いため今後検討する。

(3) 新堰幹線用水路（トンネル）（寒河江川土地改良区）

所在地 山形県寒河江市大字柴橋地内

受益面積 210ha

造成 1987年

耐用年数 10年から40年（用排水路（土水路）、農林水産省ホームページより）

①機能診断の結果

現地調査の結果、卷立てトンネルは耐用年数が間近であり、コンクリート強度試験・中性化試験の結果、コンクリートの強度は著しく低下しているため、施設維持を目的とした補強・補修等が必要と評価した。また、素掘りトンネルは、耐用年数を大きく超えており、漏水・落盤の痕跡が残る箇所が数多く見られ、覆工等の対応が必要と評価した。

②機能保全計画の策定

現在までの劣化の進捗状況を考慮し、更新を行った30年後に補修を実施することとした。性能低下予測と対策工法の検討結果より機能保全対策時期を供用開始から33年目、63年目に設定した。

③機能保全コストの算定

今後40年間に発生するコストを割引計算により現在価値を算定し、シナリオ1からシナリオ2までのシナリオの提出を受けている。

シナリオ1 標準耐用年数毎に更新

シナリオ2 標準耐用年数50年以内（30年後）に補修で40年延命

機能保全コストでシナリオ2の負担が大きいが、シナリオ検討期間40年以降の対策等を総合的に評価し、シナリオ2による機能保全対策工事を採用した。

④その他

当該案件は緊急性が高いため、平成25年度新規採択希望案件として、更新を検討中である。「平成25年度新規採択希望地区説明書」によれば、コンクリート部分・素掘り部分を合わせた総事業費の見積もりは925百万円である。

機能保全コスト算出の際は、コンクリート部分・素掘り部分を合わせた施設の補修・更新を目的とした費用として395百万円と算出されている。

本地区は事業計画段階の詳細な地質調査において、岩盤の風化等により補修・更新では施設機能を維持できないことが判明したため、機能強化を目的とした施設の整備を行うこととして事業計画中である。

対象が幹線用水路（トンネル）と特殊であること、詳細な調査の結果、補修・更新では維持できないことが判明したこと等の考慮が必要であるが、概算費用の大幅な乖離は将来のス

トックマネジメントサイクルの参考値としての判断を誤らせるおそれがある。今後の機能保全コストの算定においては、より正確なものとすることが必要である。【意見】

なお、当該整備事業の工事負担割合は、国 55%、県 29%、市町村 14%、地元 2%となつている。

(4) 北村一段揚水機場 3・4 号機送水管（村山東根土地改良区）

所在地 山形県東根市、村山市

受益面積 1・2 号機とあわせて 689ha

造成 1957年

耐用年数 20から40年（用排水路（コンクリート2次製品、管路、矢板）、農林水産省ホームページより）

当該案件については、機能診断は未実施である。接続する北村一段揚水機場1・2号機送水管で平成20年に実施済みであり、同時に更新の事業化を予定しているためである。

VII 漁港施設

1. 担当部局

漁港の管理部局は、農林水産部生産技術課水産室である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

漁港については、漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号。以下、「漁港法」とする。）により規定されている。

漁港法第1条では次のように規定されている。

この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

漁港法第3条は、漁港施設を次に掲げる施設であって、漁港の区域内にあるものと規定されている。

1. 基本施設	イ 外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
	ロ 係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場
	ハ 水域施設	航路及び泊地
2. 機能施設	イ 輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
	ロ 航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
	ハ 漁港施設用地	各種漁港施設の敷地
	二 漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
	ホ 補給施設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設
	ヘ 増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設

2.機能施設 (続き)	ト 漁獲物の処理、 保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、 製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場
	チ 漁業用通信施 設	陸上無線施設、陸上無線電話及び気象信号所
	リ 漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生 施設
	ヌ 漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その 他の漁港の管理のための施設
	ル 漁港浄化施設	公害防止のための導水施設その他の浄化施設
	ヲ 廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設
	ワ 廃船処理施設	漁船の破碎その他の処理のための施設
	カ 漁港環境整備 施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のため の施設

山形県が管理者となっている漁港は、下記のとおり、6か所ある。

漁港名	区分 *1	所在地	漁港指定時期
飛島漁港	第4種	酒田市飛島	昭和26年7月10日
由良漁港	第2種	鶴岡市由良	昭和26年7月10日
堅苔沢漁港	第2種	鶴岡市堅苔沢	昭和26年11月14日
吹浦漁港	第1種	遊佐町吹浦	昭和26年7月10日
小波渡漁港	第1種	鶴岡市小波渡	昭和27年12月29日
米子漁港	第1種	鶴岡市温海	昭和26年11月14日

*1 漁港法第5条により、漁港の種類が規定されている。

第1種漁港	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種漁港	その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しない もの。
第3種漁港	その利用範囲が全国的なもの。
第4種漁港	離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必 要なもの。

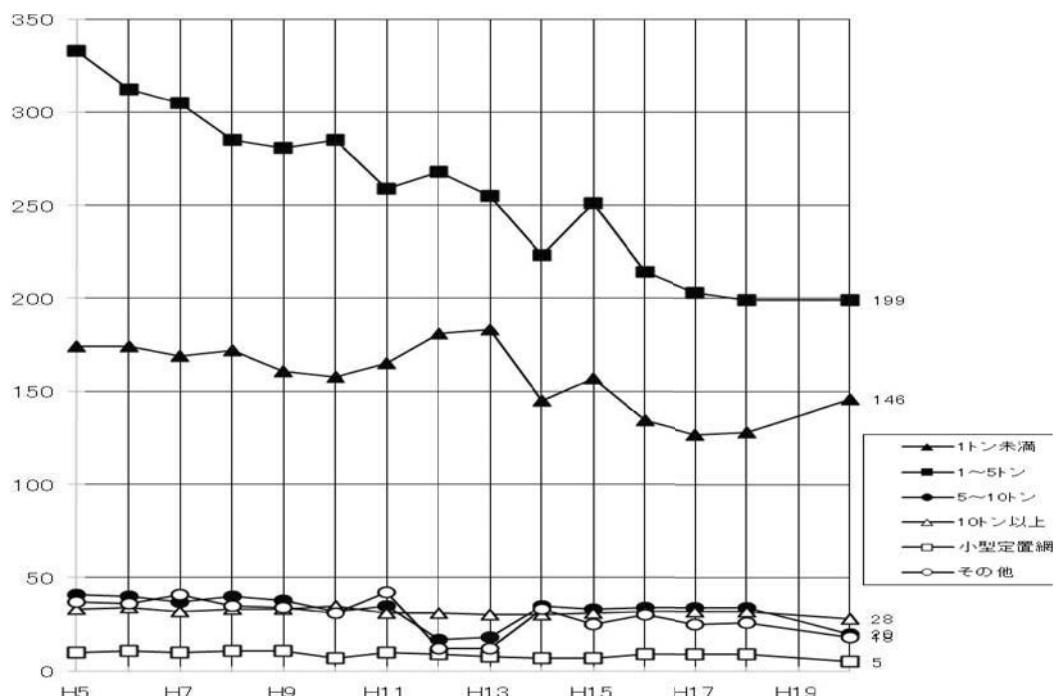
各漁港の港勢は次のとおりである。

平成 23 年度

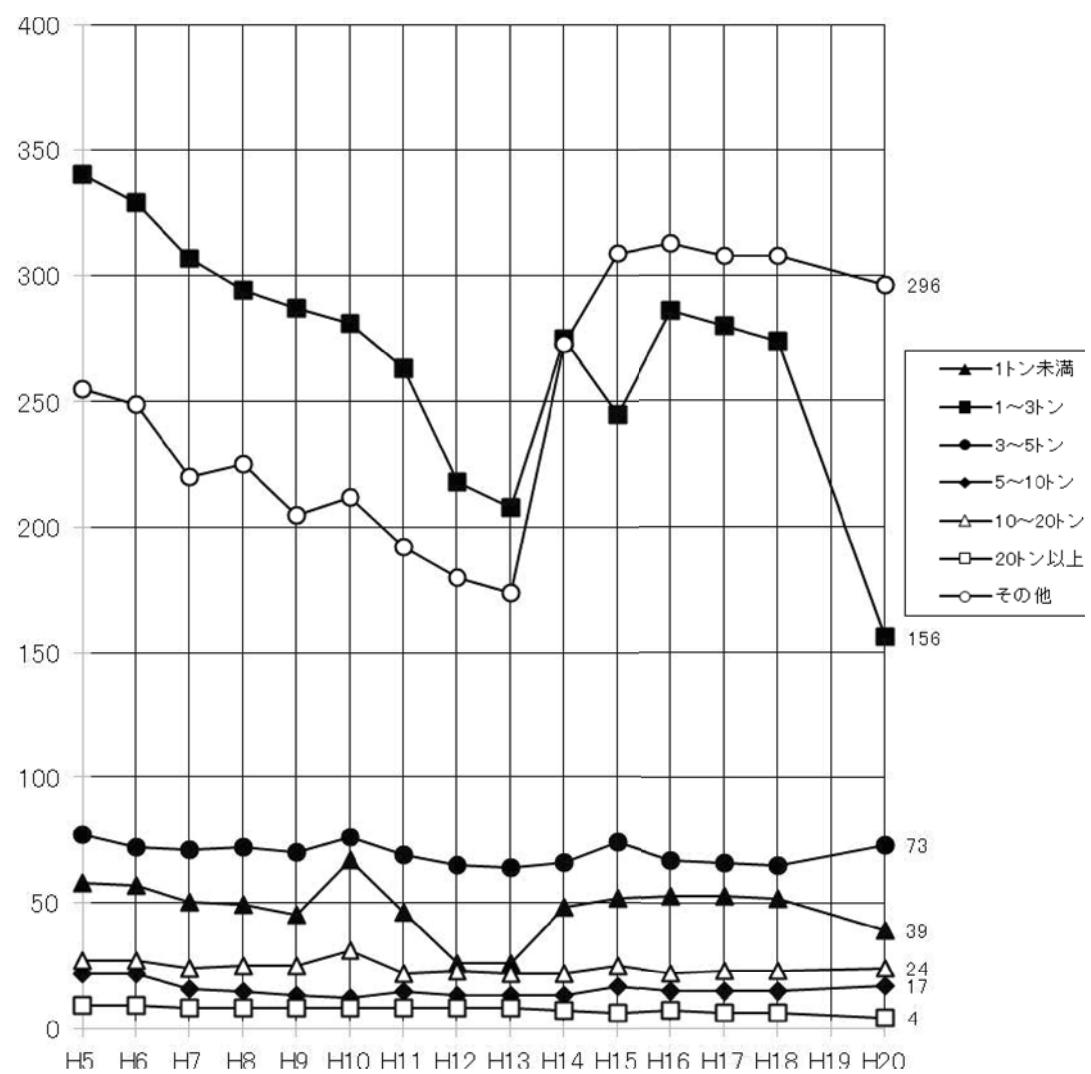
漁港名	漁港地区 人口	漁協組合 員数	漁船総登録漁船 数 (利用漁船数)	属地陸揚金額・ 陸揚量
飛島漁港	247	141	177 (237)	142 百万円 253 トン
由良漁港	1167	199	74 (95)	386 百万円 852 トン
堅苔沢漁港	434	59	33 (49)	195 百万円 405 トン
吹浦漁港	1869	167	65 (69)	160 百万円 361 トン
小波渡漁港	470	59	35 (48)	35 百万円 39 トン
米子漁港	56	12	6 (21)	55 百万円 51 トン

なお、上記 6 漁港の漁業勢力について、過去からの推移を示すと次のとおりである。

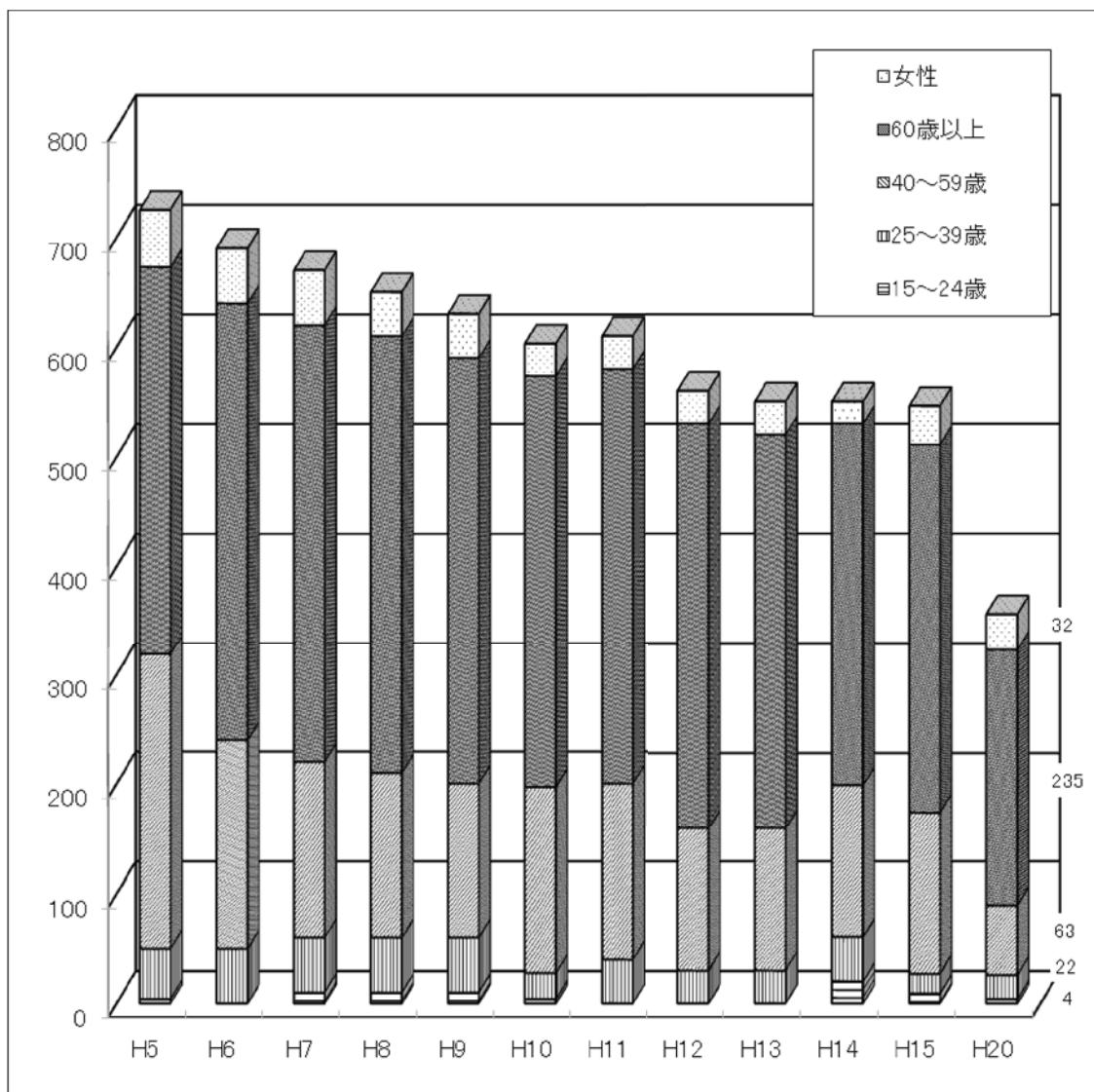
(1) 漁業経営体数



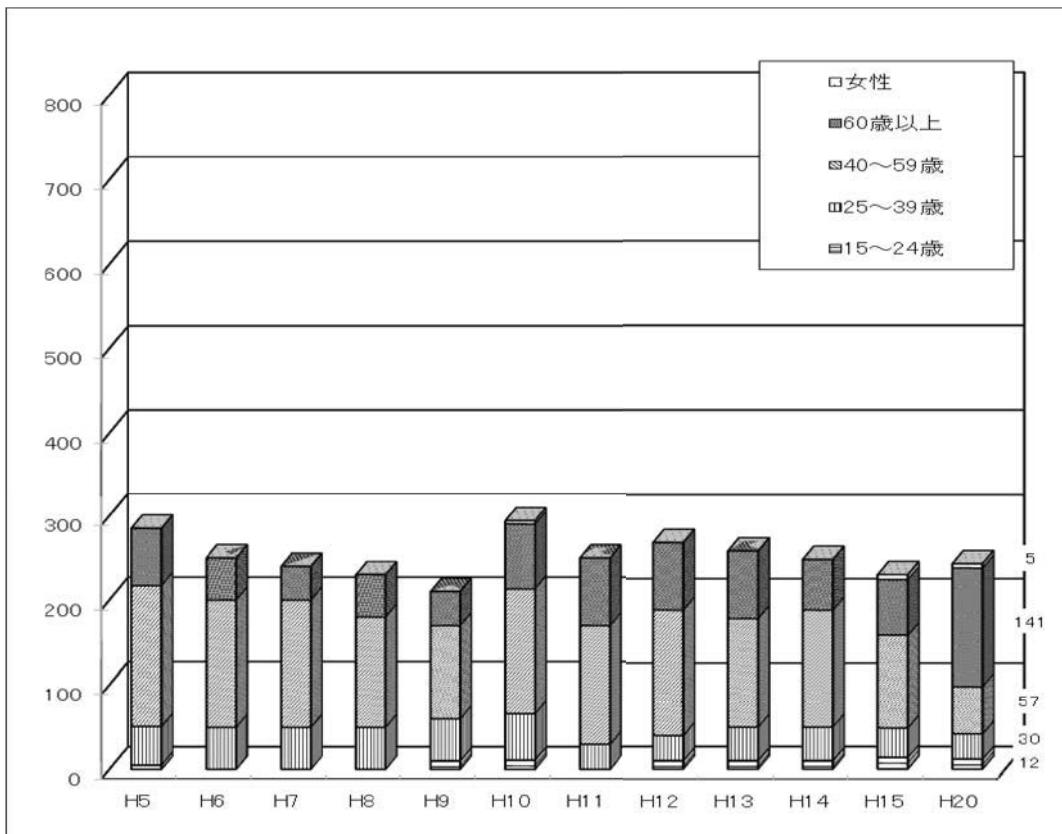
(2) 漁船隻数



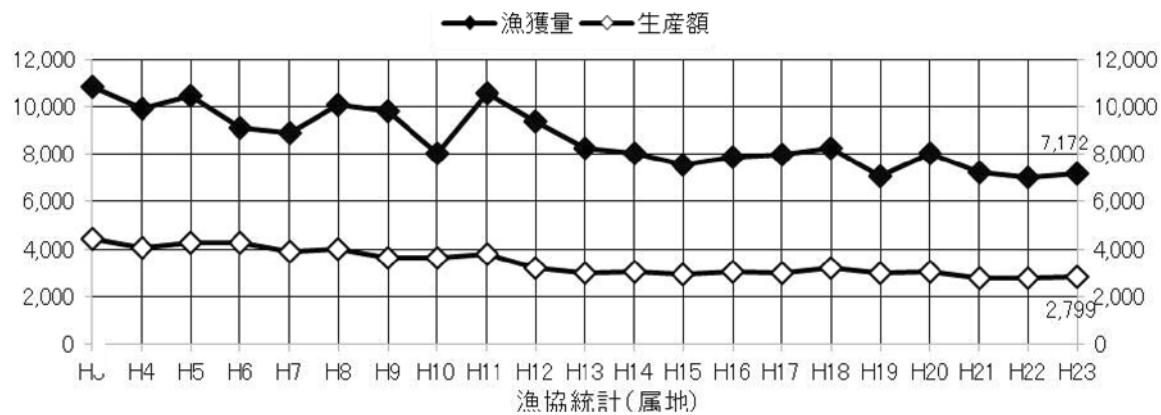
(3) 自営漁業就労者数



(4) 漁業雇われ就業者数



(5) 漁獲量



上記のとおり、平成 3 年度から平成 23 年度までの推移を比較すると、いずれの数値も減少している。

なお、漁業勢力を増加させるために、漁業者が中心となりヒラメおよびアワビの魚種で、つくり育てる漁業（栽培漁業。稚魚を栽培し、一定の大きさまで育った稚魚を海に放流し、数年

を経過後した後に漁獲する。) を進めている。

今回の包括外部監査においては、上記の漁港のうち、第2種漁港であり陸揚量が最も大きい由良漁港を対象として、現地調査を実施している。

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

既述のとおり、比較的小規模な漁港が、比較的近接した地域に複数あると認識できなくはない。また、この他にも、市町が管理者となっている第1種漁港が9港存在している。

現時点では、これら漁港の統廃合については検討されてはいない。

比較的小規模な漁港が比較的近接した地域に複数あり、また、漁港の勢力が減少している現状にある。漁港の数が多くなると、将来において負担することになる維持コストも増大するわけであるから、県は、漁業振興政策等も十分に考慮しながら漁港のあり方について検討する必要があると思われる。

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

水産庁は、平成21年度より、「水産物供給基盤機能保全事業」を進めている。当該事業は、「近年、整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る」ことを趣旨としており、具体的には、漁港管理者（都道府県、市町村）が実施した、漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定（施設の機能診断を含む。）及び保全工事に対し二分の一等の補助を行うものである。また、当該事業対象は、一定の要件を満たす第1種漁港または第2種漁港、第3種漁港および第4種漁港の次の施設とされている。

施設名	具体的内容
漁港施設	外郭施設、係留施設、輸送施設（道路、橋）、漁港施設用地（用地護岸、人工地盤に限る。）
漁場施設	増殖場（消波施設、中間育成施設に限る。）、養殖場（消波施設、区画施設に限る。）

県では、当該保全事業を受け、平成 22 年度より対象となる漁港について、施設の現状把握、機能診断を行い、機能保全計画の策定を進めてきた。県が管理者となっている漁港についてこれらの機能保全計画の策定状況は次のとおりである。

漁港名	状況
飛島漁港	平成 23 年度において、機能保全計画を策定済み。
由良漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
堅苔沢漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
吹浦漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
小波渡漁港	平成 22 年度において、機能保全計画を策定済み。
米子漁港	機能保全計画は未策定であるが、平成 25 年度において機能保全計画を策定する予定。

このように、米子漁港を除き、機能保全計画は策定済みである。すなわち、機能保全計画が策定済みの漁港については、施設の現状は把握され、現時点で必要とされる修繕は把握されているものと考えられる。

対象外となっている米子漁港は比較的最近まで整備事業が行われたことや、日常点検をもとに、県では老朽化への対応策を早急に実施する必要性は低いと考えている。しかし、時間の経過とともに、将来、機能保全のための対応が必要となってくると考えられる。従って、必要な対応をいつ行うか検討することが必要である。【意見】

なお、米子漁港については、平成 25 年度に機能保全計画を策定する予定である旨の説明を受けた。

また、機能保全計画が策定済みの漁港については、既述のとおり補助事業の対象となる施設が限定されている。

漁港の機能維持のために重要な次の施設については、職員や管理業務委託先（指定管理者）によるパトロールや漁業者等からの通報等により、施設の現状把握がなされており、従来型の対症療法による機能維持がはかられている。

- ・車留め（車両等が海中へ落下することを防止する機能を有する。）
- ・防舷材（停泊中の船舶が岸壁に接触することを防止する機能を有する。）
- ・灯標
- ・照明灯



由良漁港

5. 上記の調査結果に対する対応状況について

(1) 機能保全計画で早急な対策が必要とされた施設

平成 23 年度までに策定された機能保全計画において、早急な対策が必要とされた施設は次のとおりである。

漁港名	地区	施設名	件数	主な対策工法	対応状況等
由良漁港	-	西第 2 防波堤	1 件	コンクリート充填	平成 23 年度 対策済み
堅苔沢漁港	-	第 5 防波堤	1 件	・水中コンクリート 補強	平成 25 年度 対策予定
	-	西桟橋	1 件	上部工撤去工事、下 部工補強	平成 24 年度 対策済み
小波渡漁港	-	防波堤	1 件	U カット・充填	平成 25 年度 対策予定

漁港名	地区	施設名	件数	主な対策工法	対応状況等
小波渡漁港	-	東防波堤	1 件	・コンクリート充填、断面修復	平成 25 年度 対策予定
	-	西防波堤	1 件	コンクリート充填、断面修復	平成 25 年度 対策予定
	-	東防砂堤	1 件	・コンクリート打換	平成 24 年度 対策済み
飛島漁港	勝浦地区	中防波堤	1 件	コンクリート嵩上げ・拡幅	平成 25 年度 対策予定
		東防波堤 (B)	1 件	コンクリート拡幅、上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		東第 3 防波堤	1 件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		南護岸	1 件	上部工表層はつり、断面修復	平成 25 年度 対策予定
	中村地区	南第 2 防波堤	1 件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
	法木地区	中防波堤	1 件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		-2.0M 物揚場	1 件	コンクリート舗装・基礎碎石の撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		突堤	1 件	上部工撤去更新	平成 25 年度 対策予定
		北第 3 防波堤	1 件	上部工はつり、断面修復	平成 25 年度 対策予定

(2) 由良漁港の調査結果

由良漁港で調査対象となったのは次の施設である。

種類	名称等	規模
防波堤	西防波堤 (A)	50.0m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	西防波堤 (B)	170.6m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (A)	106.1m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (B)	211.4m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (C)	72.8m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	東防波堤 (D)	106.7m (直立堤コンクリート単塊式)
防波堤	西第2防波堤	91.0m (混成堤ケーソン塊式)
岸壁	-4.5m岸壁	50.0m (セルラーブロックおよび直立消波式)

策定された機能保全計画において、施設の機能診断結果が記載されている。機能診断の結果、対策の必要性が高いものを「Aランク」とし、「Dランク」までランク付けされている。

上記の対象結果、西第2防波堤・本体工のコンクリートの劣化・損傷について、早急な補修対策を要する事項が認識された。

記載を引用すると次のとおりである。

「中詰材が流出するほどの穴開きが2箇所確認され、防波堤の機能に影響を及ぼす変状と判断される。」

「このまま放置すると、さらに状態が悪化すると推察され、早急な補修対策が必要である。」

この、調査結果を受け、平成23年度完成の「平成22年度（繰越明許）農山漁村地域整備交付金 由良地区 イワガキ増殖施設設置（第2工区）外工事事業」（総額 69,707,400円、うち当該西第2防波堤修繕工事部分 10,900,050円）において、対策工事がなされた。

6. 将来計画の策定状況について

現状、県管理漁港 6 漁港のうち、5 漁港について機能保全計画は策定済みである。1 漁港については、平成 25 年度中に機能保全計画を策定する予定である。

なお、P-136 の記述も参照のこと。

7. その他

現在、県は、プレジャーボートを除いた漁船から、泊地や係留施設の使用料を徴取していない。

漁港の機能維持管理のためにコストが発生していることから、利用者の受益と負担の関係について、県は、漁業振興政策等も十分に考慮しながら検討する必要がある。【意見】

なお、東北地域においては、青森県が第 3 種漁港に限定して、県の管理する漁港施設の利用者は使用料を支払うことと規定している。

VIII 庁舎等（警察施設を含む）

1. 担当部局

県庁舎および支庁舎の管理部局は、県庁舎については総務部管財課、支庁舎は各総合支庁総務企画部総務課である。

警察施設の管理部局は、警察本部会計課である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

平成24年3月31日現在、庁舎および支庁舎の状況は次のとおりである。

名称	所在地	建築構造等	建築時期	経過年数	建築延べ面積（m ² ）	摘要
山形県庁舎	山形市松波二丁目 8番1号	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上16階・地下2階	1975年	36年	38,292.17	
村山総合支庁本庁舎	山形市鉄砲町二丁目19番68号	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階・地下1階	1984年	28年	14,487.67	
村山総合支庁西庁舎	寒河江市大字西根字石川西355番地	鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階	1978年	33年	10,522.25	
村山総合支庁北庁舎	村山市楯岡笛他四丁目5番1号	鉄筋コンクリート造、地上5階	1991年	20年	11,154.51	
最上総合支庁舎	新庄市金沢字大道上2034番地	鉄筋コンクリート造、地上5階	1986年	26年	10,588.97	
置賜総合支庁本庁舎	米沢市金池七丁目1番50号	鉄筋コンクリート造、地上5階	1988年	23年	9,281.91	
置賜総合支庁西庁舎	長井市高野町二丁目3番1号	鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階	1981年	30年	9,474.08	
庄内総合支庁舎	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号	鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階	1969年	43年	11,426.55	

※ 建築構造等、建築時期は、庁舎の主たる建物を記載している。

これらは、山形県公有財産規則第23条に基づき、「公有財産台帳」により管理されている。なお、これらの台帳には、過去の修繕履歴の全ては記載されていない。

県庁舎および、支庁舎のうち置賜総合支庁本庁舎を対象として、現地調査を実施した。

県庁舎について、最近5年間の主な改修工事は次のとおりである。

年度	工事額合計 (千円)	主な内容
平成19年度	80,645	電気設備・県庁舎変圧器更新工事（2年目） 48,300千円 衛生設備・県庁舎給排水管改修工事（2年目） 18,376千円
平成20年度	23,890	建築設備・県庁ロビーライフ工事 16,115千円
平成21年度	115,137	衛生設備・県庁舎給排水管改修工事（3年目） 35,746千円 電気設備・県庁舎照明器具省エネ対応工事 38,727千円 電気設備・県庁舎地上デジタル対応工事 21,825千円 構築物・議会南棟屋上防水改修工事 18,839千円
平成22年度	88,560	衛生設備・県庁舎給排水管改修工事（4年目） 27,823千円 電気設備・県庁舎バッテリー更新工事 12,758千円 構築物・議会南棟壁面補修工事 47,979千円
平成23年度	48,511	衛生設備・県庁舎便所等改修工事（5年目） 31,315千円

置賜総合支庁本庁舎については、これまで新築後、年数が比較的経過していなかったこ

とから、大規模な修繕は発生していない。最近の修繕のうち主なものは次のとおりである。

年度	内容
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none">・電気設備・電灯設備安定器改修工事 (本庁舎・西庁舎) 17,340 千円・電気設備・真空遮断器及び蓄電池更新工事 7,331 千円
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none">・電気設備・非常電源改修工事 14,022 千円
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none">・建築・外部改修工事 5,483 千円



置賜総合支庁本庁舎 同庁舎正面を南西方向より。

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

庁舎の性質から特記すべき事項はない。

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等が実施されている。

この点検の結果、平成 23 年度時点での、置賜総合支庁本庁舎に関する結果は次のとおりである。

区分	内容	ランク	当初認識時期	対応状況
建築	建具 講堂前のトップライトのガラスにひび割れがある。	B	平成 17 年	平成25年度に対応予定。
	内装 内部クラック発生によると思われる内装ビニールクロス等のヨレ等がある。	C	平成 17 年	経過観察中
	外壁 コンクリートひび割れ・塗装剥離がある。	B	平成 23 年	平成23年度対応済み
	外構 正面玄関西側歩道床タイルが剥がれている。	A	平成 23 年	平成23年度対応済み
昇降機	制御用インバータの耐用年数が過ぎている。	B	平成 23 年	予算要求中
空調・排煙設備	冷却塔 架台に腐食がある。	B	平成 23 年	予算要求中
電気設備	受変電設備 VCB 遮断機は耐用年数を経過している。	B	平成 23 年	平成24年度実行中
	自家発電設備 始動用蓄電池及び蓄電池触媒は、耐用年数を経過している。	B	平成 23 年	平成25年度に対応予定

なお、このランクについては、第 3.II.2. (3) ②の記述を参照のこと。

5. 将来計画の策定状況について

現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。

長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。【指摘事項】

なお、計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。例えば、「安全・安心の確保」、「長期的なコスト縮減」および「予算の平準化」等である。

また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定しシミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。具体的には、対症療法型管理方法と予防保全型管理方法を使い分けることも重要である。【意見】

6. 警察施設について

警察関係の庁舎等については、平成24年4月1日現在、次のとおりである。

所管	庁舎・警察署数	交番数	駐在所数
本部	4	-	-
山形	1	10	14
寒河江	1	3	8
上山	1	1	-
村山	1	3	5
天童	1	2	4
尾花沢	1	-	5
新庄	1	1	18
米沢	1	4	12
長井	1	1	5
南陽	1	2	6
小国	1	-	4
鶴岡	1	5	19
酒田	1	6	17
庄内	1	-	2
計	18	38	119

これらの施設の管理業務については、山形県公有財産規則第10条により、警察本部長が補助執行している。同規則第23条に規定する公有財産台帳により管理されている。

現状では、警察本部会計課が、経年、老朽化状況、修繕要望等をふまえ現地調査を行い優先順位をつけ、給排水管、エレベーター、空調等の設備について改修計画を策定している。警察施設については、先に記述した「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等

の対象とはなっていない。

警察施設という特殊性はあるものの、可能な限り、他の庁舎と同様の現状把握の実施、修繕計画の策定等長寿命化の取組みを行うことが効率的である。【意見】

IX 公舎

1. 担当部局

知事部局の公舎の管理部局は、総務部管財課および各総合支庁総務企画部総務課である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

公舎については、福利厚生制度の一環として、地方公務員法（昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号。以下、「地方公務員法」とする。）第 42 条に基づき、山形県公舎管理規則（昭和 43 年 4 月 1 日山形県規則第 18 号。以下、「山形県公舎管理規則」とする。）により県の事務又は事業の円滑な運営に資する目的で、昭和 33 年頃から整備されてきた。

地方公務員法より抜粋

第42条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

山形県公舎管理規則より抜粋

第2条 この規則において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県に勤務する常勤の一般職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職をいう。）の職員（企業局及び病院事業局に勤務する職員を除く。）
 - (2) 山形県警察に勤務する常勤の国家公務員
- 2 この規則において「公舎」とは、県がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的をもつて、職員の居住の用に供する建物（当該建物に係る敷地及び工作物を含む。以下同じ。）をいう。

平成24年4月1日現在、公舎の状況は次のとおりである。

管理部局	棟数	戸数	入居戸数	入居率 (%)	摘要
村山総合支庁本庁	22	295	253	85.8	最も古い建築時期 昭和47年
村山総合支庁西庁	2	30	24	80.0	最も古い建築時期 昭和62年
村山総合支庁北庁	2	42	31	73.8	最も古い建築時期 昭和58年
最上総合支庁	6	103	94	91.3	最も古い建築時期 昭和54年
置賜総合支庁本庁	7	121	119	98.3	最も古い建築時期 昭和54年
置賜総合支庁西庁	3	60	39	65.0	最も古い建築時期 昭和58年
庄内総合支庁	15	256	186	72.7	最も古い建築時期 昭和44年
県外 (借上公舎を除く。)	2	26	24	92.3	最も古い建築時期 昭和59年
計	59	933	770	82.5	

公舎については、山形県公有財産規則第23条に基づき、「公有財産台帳」により管理されている。また、公舎管理のために「山形県職員公舎台帳」を作成している。なお、これらの台帳とは別に、各公舎毎に「山形県職員公舎カルテ」を作成し、公舎の修繕履歴を把握している。

公舎に関して、最近5年間の修繕・改修工事は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
修繕改修費用	53,164	54,058	124,111	125,467	107,486
うち修繕費用	53,164	45,196	44,101	44,997	41,171
うち大規模改修費用	-	8,862	80,010	80,470	66,315

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

全国的に、公舎を縮小する方向にあるとの現状認識を持ち、職員数の動向、通勤のための道路整備事情、住宅環境に関する職員意識を考慮し、公舎の適正規模を達成するように努め

ている。

具体的には、老朽化著しい物件や入居率の低下が著しい物件については、廃止している。

年度	廃止件数	摘要
平成 15 年度	3	南陽第 1 号職員アパートほか
平成 16 年度	1	新庄第 4 号職員アパート
平成 17 年度	3	村山第 1 号公舎ほか
平成 18 年度	1	新庄第 3 号公舎
平成 19 年度	11	大石田第 1 号公舎ほか
平成 20 年度	2	村山第 9 号公舎ほか
平成 21 年度	3	山形第 4 号職員アパートほか
平成 22 年度	0	-

平成 23 年度末での実績は次のとおりである。

- ・村山総合支庁所管の山形第 5 号職員アパートおよび山形第 9 号職員アパートを、老朽化および入居率の低下が著しいため、廃止している。

また、平成 24 年 5 月 1 日付で、次のとおり廃止している。

- ・庄内総合支庁所管の三川第 3 号職員アパートを、入居率の低下が著しいため、廃止している。

4. 現地調査について

山形第 7 号職員アパートを対象として現地調査を実施した。

その概要は次のとおりである。

①所在地	山形市南栄町
②公舎指定年月日	昭和 48 年 4 月 1 日
③完成年月	昭和 48 年 5 月
④構造	RC
⑤階数	3 階
⑥戸数	24 戸
⑦専用面積	43.94 m ²
⑧用途	一般職員世帯、単身、独身
⑨世帯数	・戸数 24 戸 ・入居 24 戸
⑩入居率	100.0%

この物件は、建築後、相当年数を経過し、かつ今後も公舎としての必要性があることか

ら、平成 22 年度において、約 72 百万円をかけ大規模改修工事を実施した。

5. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等が実施されている。

この点検の結果は次のとおりである。なお、このランクについては、第 3.II.2. (3) ②の記述を参照のこと。

管理部局	平成 22 年度				平成 23 年度			
	A	B	C	計	A	B	C	計
村山総合支庁本庁	17	2	2	21	12	3	0	15
村山総合支庁西庁	1	0	0	1	0	0	0	0
村山総合支庁北庁	1	0	1	2	0	0	0	0
最上総合支庁	13	1	1	15	0	4	1	5
置賜総合支庁本庁	0	4	20	24	6	5	4	15
置賜総合支庁西庁	0	0	4	4	2	2	4	8
庄内総合支庁	8	18	3	29	7	14	2	23
県外 (※)	0	0	7	7	0	1	2	3
計	40	25	38	103	27	29	13	69

※ 「県外」には借上公舎は含まない。

平成 23 年度 A ランクに判定された 27 件については、平成 24 年度中に対応を完了する予定である。

6. 将来計画の策定状況について

現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。

個々の公舎の必要性を十分検討したうえで、今後も維持すると判断された物件については、長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。【指摘事項】

なお、計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。例えば、「安全・安心の確保」、「長期的なコスト縮減」および「予算の平準化」等である。

また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定しミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。具体的には、対症療法型管理方法と予防保全型管理方法を使い分けることも重要である。【意見】

X 学校

1. 担当部局

学校の管理部局は、県立高等学校および県立特別支援学校を所管する教育庁総務課等である。

2. 管理対象資産の概要および個別に調査対象とした資産の概要

山形県学校名鑑（山形県教育庁）によると、平成24年5月1日現在、県立学校数は次のとおりである。

高等学校	46校
特別支援学校	11校
大学	1校
短期大学	1校
専修学校	1校

平成23年度 岁入歳出決算書附属書類・財産に関する調書より行政財産として管理されている学校の面積等を再掲すると次のとおりである。

(単位：m²)

区分	土地（地積）	建物			
		木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計	
公共用財産	学校	3,340,635.80	22,148.86	752,936.37	775,085.23

監査人は、県立学校中、学校数が最も多い高等学校について手続を実施した。

高等学校は、学校教育基本法（昭和22年3月31日法律第26号）に基づき設置されている。また、高等学校設置基準（平成16年3月31日文部科学省令第20号）により高等学校を設置するために必要な最低の基準が定められている。

高等学校設置基準の第四章の施設及び設備においては、一般的基準、校舎の面積、運動場の面積、校舎に備えるべき施設、その他の施設、校具及び教具、および他の学校等の施設及び設備の使用について規定されている。

校舎の面積については、法令に特別の定めがある場合等を除き、設置に必要な最低面積が定められている。

収容定員	最低面積 (m ²)
120人以下	1,200
121人以上480人以下	$1,200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3,360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

また、運動場の面積については、全日制・定時制の別又は収容定員にかかわらず、体育館等の屋内運動施設を備えている場合等を除き、原則8,400 m²以上とされている。

高等学校設置基準より抜粋

第四章 施設及び設備

(一般的基準)

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積 (平方メートル)
一二〇人以下	1 2 0 0
一二一人以上四八〇人以下	$1 2 0 0 + 6 \times (\text{収容定員} - 1 2 0)$
四八一人以上	$3 3 6 0 + 4 \times (\text{収容定員} - 4 8 0)$

(運動場の面積)

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室 (普通教室、特別教室等とする。)

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

県教育委員会では、県立高校の将来の在り方を検討するために、「県立高等学校将来構想委員会」を設置し、同委員会より平成16年3月に報告書が提出されている。これを踏まえ県教育委員会では、「第5次山形県教育振興計画」の中で、時代の進展に対応した高校の整備に関する基本的な考え方を示すとともに、高校教育改革に関する具体的な取組内容を表した「県立高校教育改革実施計画」を策定している。

この計画では、今後概ね10年間を見通した上で、当面取り組むべき点を示しており、特に、個々の学校の在り方については個別に検討を行い、その先3か年分の再編整備計画を具体的に明示するとともに、それ以降の大まかな方向性を検討課題として示すこととし、その内容を毎年一部改訂している。

(中学校卒業者数等の推移)

「県立高校教育改革実施計画」資料より抜粋

年度	中学校卒業者 (人)	高校等進学者 (通信制を含む) (人)	高校等進学率 (%)
昭和 36	22,027	11,605	52.7
46	24,056	19,814	82.4
56	16,431	15,901	96.8
平成元	18,363	17,903	97.5
10	15,697	15,283	97.4
15	13,935	13,680	98.2
21	11,841	11,734	99.1
22	12,064	11,955	99.1
23	11,343	11,264	99.3
26	10,853	10,777	99.3
30	10,362	10,289	99.3

平成 26 年および平成 30 年は推計値

(学校数・学級数の推移)

年度	平成 16	17	18	19	20	21	22	23
学校数	48	48	48	48	48	48	48	48
学級数	235	228	221	221	218	215	212	207

新庄北高等学校および新庄北高等学校最上校の2校を対象として現地調査を実施した。それぞれの概要は以下のとおりである。

平成24年度 学校要覧より抜粋

事項	新庄北高等学校	新庄北高等学校最上校
所在地	新庄市大字飛田字備前川61	最上郡最上町大字向町字水上 869-2
学校沿革（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・明治33年旧制中学として設置 ・昭和23年新学制により高等学校に改称 ・昭和48年～昭和50年現校舎移転改築（第1期～第3期工事） ・昭和63年校舎増築 ・平成6年校舎大規模改造成工事 ・平成18年～平成22年耐震補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和23年前身である最上郡町村組合立最上農林高等学校向町分校として発足 ・昭和23年～昭和27年 三度の学校合併・統合・分離を実施し、新庄北高等学校向町分校となる ・昭和41年新庄農業高等学校向町分校となる ・昭和54年新庄北高等学校向町分校 ・昭和56年～昭和57年 現校舎および体育館竣工 ・平成9年 新庄北高等学校最上校
職員数（非常勤を含む）	全日制50名 定時制16名（うち、校長は全日制と兼務）	19名（うち3名は、新庄北高等学校と兼務）
設置学科	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制 普通科 ・定時制 普通科 	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制 普通科
生徒数および学級数	全日制 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒数591名（定員600名） ・3学年 15学級 定時制 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒数41名（定員160名） ・4学年4学級 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒数72名（定員120名） ・3学年 3学級

事項	新庄北高等学校	新庄北高等学校最上校
校地および校舎（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・校地総面積 54,140 m² ・校舎総面積 9,787 m² (主な建物 普通教室棟、特別教室棟、管理棟、第2管理棟、体育館) 鉄筋コンクリート造・3階建 ・建設時期 昭和49年～昭和51年 	<ul style="list-style-type: none"> ・校地総面積 39,351 m² ・建物総面積 5,595 m² (うち校舎面積 3,093 m²) 鉄筋コンクリート造・3階建 ・建設時期 昭和56年～昭和57年



新庄北高等学校

同校校舎をグランド側より。



新庄北高等学校最上校　　同校校舎正面を南方向より。

公立学校施設については、公立学校施設の実態調査要領（昭和 29 年 4 月 2 日文部大臣裁定）中、「3 公立学校施設台帳作成提要」による「台帳」が作成されている。

また、山形県公有財産規則第 23 条に基づき「公有財産台帳」が作成されている。

これらの台帳においては、上記の規則等に基づく記載のほか、大規模と判断した耐震改修工事、応急補強工事および大規模修繕については記録が残されているとのことであるが、すべての修繕記録が網羅的に残されている状況ではない。

この点については、第 3.II.2. (3) の指摘事項の記述を参照のこと。

3. 管理対象資産について適正規模とするための取組みについて

高校教育改革に関する具体的な取組内容を表した「県立高校教育改革実施計画」の中で、県内を東学区、北学区、南学区および西学区の 4 学区に分け、中学校卒業者数の見込み等に基づき、その先 3 か年分の再編整備計画を具体的に明示している。実際に、この計画に従い、「学校の統廃合に関する基本方針」に基づき、学級数の削減や学校間の統合が実施されている。

平成 23 年度には県内全体で 5 学級を減少させている。また、平成 24 年度には県内全体で県立 3 校と市立 1 校の統合、4 学級の減が行われている。

高等学校設置基準に基づき、高等学校を設置するためには広大な土地・建物が必要であり、同時にこれらの維持のためのコストも必要である。また、比較的容易に将来の中学校卒業人數の予測をたてることが可能であると考えられる。

今後も継続して、高校入学者数に対して適正規模の学校数・学級数を実現するため、高等学校をとりまく環境を十分に評価し「再編計画」を更新していく必要がある。

平成24年10月時点で、使用していない教育財産は次のとおりである。これらはいずれも平成24年度より使用していない状態になったものである。

旧校名	区分	用途	現在の状況 (平成24年10月)	処理方針
旧酒田北高等学校	土地	敷地	未使用（旧校舎等が現存）	利活用方法を検討中。
	施設	校舎	同窓会館の一部を使用	現在使用中の部分を除き、今後、解体予定。
		体育館	平成24年度のみ 新設の酒田光陵高等学校で使用	今後、解体予定。
旧酒田工業高等学校	土地	敷地	未使用（旧校舎等が現存）	利活用方法を検討中。
		野球場	未使用	利活用方法を検討中。
	施設	校舎、体育館	未使用	今後、解体予定。
旧鶴岡中央高等学校温海校	土地	敷地	未使用（旧校舎等が現存）	地元民間による利活用の構想があるので、具体的な進展に応じた対応をとる。
		運動場	未使用	
	施設	校舎・屋内運動場	部活動等で一部を使用	

現在、利活用方法を検討している物件については、使用していない状況が長期化しているとは認められないが、県は、速やかに方針を決定しその方針に従った対応を進めが必要である。【意見】

なお、平成19年度～平成23年度、売却等処分のため総務部に移管した教育財産が1件（元県立高等学校共用グラウンド（鶴岡市）3,291.42m²）あるが、平成23年度中に売却されている。

4. 現状把握のための調査等の実施状況およびその結果について

校舎の状況については、「県有施設の維持保全推進連絡会議規約」に基づき、「定期点検等」

がなされている。

この「定期点検等」により学校で要修繕と認識している箇所について、建築の専門的見地より修繕の要否や緊急度等を検討している。

なお、このランクについては、第3.II.2. (3) ②の記述を参照のこと。

平成24年度直近の調査結果は次のとおりである。

(新庄北高等学校)

ランク別	件数	摘要
A	4件	このうち、2件は平成24年度予算措置され、対応済みとなっている。また、他の2件は、平成25年度中に対応する予定である。
B	1件	平成24年度における対応予定は無い。
C	1件	平成24年度における対応予定は無い。
要調査	0件	-

(新庄北高等学校最上校)

ランク別	件数	摘要
A	1件	平成25年度中に対応予定である。
B	3件	平成24年度における対応予定は無い。
C	0件	-
要調査	0件	-

5. 上記の調査結果に対する対応状況について

ランクAに該当すると判断された案件であっても、必ずしも対応がなされている訳ではない。予算措置には毎年度限界があることから、すべての案件について至急の対策ができないため、早急な対策が必要とされた施設に関して、そのなかでも機能維持や安全性の点から至急対策を要すると判断された案件より対策工事等が行われているのが実情である。

しかし、監査時点において未対応の案件の中には、体育館や校舎の天井の一部が落下する危険性があるものもあり、安全性の点から至急の対応を要するものも含まれる。こうした事情より、ランクAと分類されたものから速やかに対応することが必要である。【意見】

なお、安全性の確保のため平成24年度中に対応が必要と判断された案件については、必要な対応がなされている。

6. 将来計画の策定状況について

現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。

文部科学省では「老朽化対策検討特別部会」を立ち上げ、児童・生徒が急増した時期に一斉に整備された学校施設が、今後、一斉に老朽化することが予想されることから、特に公立小・中学校を対象として、老朽化した学校施設の再生・整備の在り方や推進方策について検討し、「学校施設老朽化対策ビジョン」を策定することとしている。

これらは、特に小・中学校を対象にするものとされているが、この検討での成果を参考としつつ、高等学校の校舎等についても老朽化への対応の方向性を明らかにする必要がある。

【指摘事項】

7. その他

県立学校に係る地震対策について、平成14年度より平成22年度にかけ、耐震診断を行い、改築、耐震改修および応急補強の対策を実施している。

なお、築50年超となっている2校については、次の対応がなされている。

- ・うち1校は、より耐震性を強化した新校舎となるよう平成24年度より改築のための手続が進められている。
- ・うち1校は、平成25年度末に閉校ののち、解体予定である。

XI 平成 20 年度包括外部監査結果に対する対応状況について

1. 過去の包括外部監査結果等に対する対応状況の検証の必要性

過去の山形県の包括外部監査では、資産管理という分野では、平成 12 年度に「普通財産の管理」、平成 20 年度において、「県有財産の有効活用について」がテーマとして選定されている。平成 20 年度において当該テーマが選定された理由としては、平成 20 年度の監査結果報告書によれば、「平成 12 年度に「普通財産の管理」について包括外部監査が実施されているが、これは主に公有財産規則等に則って適正に管理されているかという視点から行われたものであった。…（中略）…しかしながら、地方自治法が改正され行政財産の賃貸が可能になるなど、社会経済情勢にも大きな変化が見られ、今後は経済的合理性に則った公有財産の効率的運用を行うことが一層重要になってきている。そこで、これまでの県有財産のあり方を新たな目で見直すべき必要が出てきたと考える。以上から、経済的合理性ないし有効活用の観点、それもできるだけ県民の目線から、県有財産の活用状況を見直し、県有財産に関する事務執行が適切に行われているかどうかを、今回の包括外部監査のテーマにした。」ということが述べられている。

監査を実施するに当たり、平成 20 年度の監査結果等に対する県の対応状況を検証することは以下の観点から非常に有用であると考える。

①経済的合理性に則り、遊休資産を圧縮し、適正規模の公有財産の保有および効率的運用を行うことの重要性については年々増すばかりである。県では、過去の指摘事項や意見について対応策を実行することにより、より効率的な行政運営を実施できると考える。また過去に改善すべきと判断された事例があるのであるから、その検証を適切に実施することにより、ゼロベースで監査を実施する方針よりも効果的かつ効率的に監査を実施できることが期待できる。

②平成 20 年度の包括外部監査の結果等において、監査人は、指摘事項に対する措置にとどまることなく、意見や提言に対して真摯に向き合い、山形県の行政に反映させることについて言及している。

③他の包括外部監査において過去の監査結果等に対する対応状況の検証を実施している（平成 22 年度沖縄県、平成 23 年度宮城県など）ことを考慮すれば、今後は監査人としても監査を実施したらそれで終わり、ということではなく、適宜に検証していくことの重要性が増していくと思われる。

以上より、平成 20 年度監査結果等に対する対応状況の検証を実施することとした。

なお、この報告書においては、平成 20 年度監査結果等の詳細を記述することは省略している。適宜、平成 20 年度監査結果報告書を参照されたい。

2. 監査手続

平成 20 年度監査結果等では、指摘 11 件、意見 107 件、提言 6 件の計 124 件の監査結果等が提出されている。そこで指摘、意見、提言の区分ごとに監査手続を実施した。

(1) 指摘区分の監査手続について

包括外部監査での指摘は、地方自治法上で改善対応が求められることから、その対応状況をとりまとめた資料を入手した。対応状況について追加の質問を実施したい項目については、質問し、回答を得た。

(2) 意見区分の監査手続について

意見区分については売却しないまたは貸付けしないことにより収入が得られないという機会損失が発生しているもの（以下、機会損失ありの意見という。）と、そうではないもの（以下、その他の意見という。）の大きく 2 区分がある。また、機会損失ありとされたもののうち、いくつかについては、「売却予定未利用財産一覧＜平成 24 年 11 月 16 日現在＞」（以下、処分予定リストという。）として県のホームページで公開されている。そこで、監査上は、「機会損失あり」かつ「処分予定リストに記載されたもの」と「機会損失あり」かつ「処分予定リストに記載されていないもの」、そして、「その他の意見」の 3 区分に分けて監査を実施することが効率的と考え、そのように監査を実施した。

実際の手続としては、「機会損失あり」かつ「処分予定リストに記載されたもの」には、金額の上位 3 件について、また、「機会損失あり」かつ「処分予定リストに記載されていないもの」およびその他の意見については、個別に質問し、回答を得た。

これを表にすると以下のようになる。

	機会損失	処分予定リストへの記載	監査手続
意見区分	機会損失あり	処分予定リストに記載あり	上位 3 件について現状を質問
		処分予定リストに記載なし	個々について現状を質問
	機会損失なし	—	個別質問

特に、山形駅西口の未利用土地については、平成 20 年度での監査結果では、含み損が概算で 1,696 百万円、機会損失が年間 154 百万円ほどにのぼるとされていることから、質問、関連資料の閲覧、含み損の再計算をする等の手続を行った。

(3) 提言区分の監査手続について

本来、地方自治法では監査結果等は指摘事項と意見の 2 区分であり、提言という区分はない。提言がなされた趣旨は、対応するには現行法の改正が必要になるなど、県のみでは対応が不可能な事項について、監査人として何らかの監査意見を提出するためである。

したがって、優先度は指摘事項、意見事項に比して格段に落ちるため、現行法の改正の有無について、質問し、回答を得た。

3. 改善状況に対する監査意見

改善状況に対して以下の視点で、監査意見を付すかどうかを判断した。

- ① 改善状況がない場合には、その合理的な理由があるかどうか。
- ② 改善状況が妥当であるかどうか。
- ③ 平成 20 年度監査結果等の趣旨を考慮した改善になっているかどうか。
具体的には、表面的な改善策はあるものの、さらに一步踏み込んだ改善をすることが平成 20 年度の監査結果等を踏まえれば、有用ではないかと考えられる事項である。
- ④ 改善状況に「検討する」、「検討中」、「対応を進める」との文言がある場合には、実施完了時期が明確になっているかどうかを判断の基準とした。また実施時期が議事録等で明確になっていても、計画の実現可能性に大きな制約がある場合には、その制約を考慮した上での改善対応となっているかどうかを検討した。
- ⑤ 売却の実績がある場合については、価格が著しく廉価であるなど、県民経済を阻害する金額でないかどうかについても検討した。

報告書上は、まず平成 20 年度の監査結果等について述べ、次に実施した監査手続、改善状況、および改善状況に対して意見がある場合にはこれに対する意見の順に展開していくこととした。

4. 指摘事項に対する対応状況

(1) 対応状況

平成 20 年度包括外部監査結果（指摘）に基づく対応は以下のとおりである。

区分	意見要約	指摘に対する対応状況 (平成 24 年 12 月時点)	追加質問
指摘-1	元山形第 10 号公舎（土地）：（未利用による年間機会損失=1,121 千円）売却看板がない。	看板設置済み。	
指摘-2	元山形第 8 号公舎（土地）：隣接住民が無断で花壇として利用。	看板設置済み。	有
指摘-3	東原分庁舎（土地）：売却看板なし。草が生い茂る。	看板設置済み。平成 20 年に除草済み。	

区分	意見要約	指摘に対する対応状況 (平成 24 年 12 月時点)	追加質問
指摘-4	元県営住宅西団地（土地）：売却処分地としての県民への周知および無断利用の注意喚起のため看板設置は必要。	看板設置済み。	
指摘-5	元米沢第 1 号職員アパート（土地）：売却土地は、侵入が容易であり、また、往査時当日、無許可の車が敷地内に駐車されていたこともあり、看板設置と、関係者以外の立入りができるないように、ロープやチェーンをかけておくべき。	看板設置済み。立入制限済み。	
指摘-6	元米沢職員第 2 号職員アパート（土地）：侵入が容易であり、また、往査時当日、見ず知らずの車が敷地内に駐車されていたこともあり、看板設置と、関係者以外の立入りができるないように、徹底し、ロープやチェーンをかけておくべきと考える。	看板設置済み。立入制限済み。	
指摘-7	医療増進施設用地（土地）：現状、無断で駐車場利用されており、改善が必要なものと考える。	無断駐車禁止の措置済み。	有
指摘-8	公舎料の算定について、規則等に則していない、低い価額による公舎料の設定および収納が年額で約 18 万円あった。職員公舎の公舎料が規則等に即していることを毎期確かめ、適正な公舎料を收受すべきである。	是正済み。	
指摘-9	借上公舎について、県有公舎に空室があるにもかかわらず借上公舎を利用することは、最少の経費で最大の効果を得ようとする地方自治法の主旨に反するものであり、借上指定の解除等改善を要する。	借上公舎の指定解除済み。	

区分	意見要約	指摘に対する対応状況 (平成24年12月時点)	追加質問
指摘-10	名称が実態を表していないものが あった。(建物名称について見直 し・修正するべき。)	名称変更済み。	
指摘-11	証券等の管理について、公有財産規 則等に規定された手続に則ってい ないものが4件あった。有価証券の 保管・管理につき、県は規程等に基 づいて速やかに事務手続を行うべ きである。山形県公有財産規則等で の有価証券管理の規定は、有価証券 の管理を会計管理者に一元化する ことにより地方自治法の主旨であ る最少の経費で最大の効果を生み 出そうとするため、そして何より金 庫保管となるため資産の保全を目 的として定められたものである。ま た、機構等の再編、名称変更等があ った場合にも、証券保管部署である 出納局へ連絡し一元管理すること が望ましい。	管理変更済み。	

このうち、指摘-2と指摘-7について、追加の質問を実施した。

指摘-2への追加質問理由は、看板を設置したという対応では、現状花壇がどうなっているか
不明だからである。例えば、看板は設置したもの、花壇については現状まだ残っているとい
う可能性も考えられる。

指摘-7への追加の質問理由は、無断駐車禁止の措置を講じたからと言って、無断駐車がなく
なるとは限らないため、現状無断駐車がなくなったのかどうか確認する必要があると判断した
ためである。

(2) 指摘-2について

【平成20年度包括外部監査結果】

元山形第8号公舎：隣接住民が無断で花壇として利用していた。

(監査手続：追加質問)

当時の花壇の現状について追加質問をした。
 (改善状況およびこれに対する意見について)
 花壇を撤去した、との回答を得た。

(3) 指摘-7について

【平成20年度包括外部監査結果】

医療増進施設用地（土地）：現状、無断で駐車場利用されており、改善が必要なものと考える。

(監査手続：追加質問)

当該措置によって、実際に無断駐車がなくなったかどうか追加質問をした。

(改善状況およびこれに対する意見)

現在は警察職員アパート敷地として利用している旨の回答を得た。

5. 機会損失ありかつ処分予定リストに記載されているものについての対応状況

売却予定未利用財産一覧<平成24年11月16日現在>より抜粋

地区	No.	物件名	面積(m ²) 土地	平成20年度監査	質問
東村山	1	元県営住宅鈴川団地			
	2	山形ニュータウン農業緑地用地			
	3	元山形警察署飯田交番			
	4	元山形警察署 大郷警察官駐在所			
	5	元山形8号公舎		○	
西村山	6	元寒河江警察署 日和田警察官駐在所			
北村山	7	元村山建設事務所(資材置場)		○	
	8	元園芸試験場村山ほ場	33,290.76	○	有
	9	元村山第1号公舎			
	10	元村山警察署 西郷警察官駐在所			
	11	元東根第19号公舎			
	12	元山形空港事務所			
	13	元尾花沢警察署 宮沢警察官駐在所			

地区	No.	物件名	面積(m ²) 土地	平成 20 年度監査	質問
東 南 置 賜	14	元米沢第 1 職員アパート		○	
	15	元米沢第 2 職員アパート		○	
	16	元米沢高等技術専門学校	16,693.69	○	有
	17	元米沢警察署 関警察官駐在所			
	18	元米沢建設事務所 (宮内プラント敷地)		○	
	19	元県立南陽高等学校 (セミナーハウス)	16,249.71	○	有
	20	元南陽警第 1 号職員アパート			
	21	元南陽警察署 沖郷警察官駐在所			
	22	元南陽警察署 二井宿警察官駐在所		○	
	23	元南陽警察署 竹森警察官駐在所		○	
	24	元総合コロニー希望が丘 (国道側)			
	25	元長井第 3 職員アパート		○	
西 置 賜	26	元県営住宅下川原団地		○	
	27	元長井警第 2 号職員アパート		○	
	28	元長井警第 4 号公舎		○	
	29	元県営住宅西団地		○	
	30	元鶴岡第 35 号公舎		○	
庄 内	31	元県営住宅大山団地		○	
	32	元荒沢ダム管理課(鶴岡市勝福寺)			
	33	元荒沢ダム管理課 (鶴岡市道形町字大道東)			
	34	元荒沢ダム管理課 (鶴岡市宝田)			
	35	元荒沢ダム管理課 (鶴岡市文下)			

地区	No.	物件名	面積(m ²) 土地	平成 20 年度監査	質問
庄内	36	元荒沢ダム管理課(鶴岡市湯野沢)			
	37	元荒沢ダム管理課(鶴岡市東荒屋)			
	38	元荒沢ダム管理課 (鶴岡市羽黒町細谷)			
	39	元荒沢ダム管理課 (鶴岡市羽黒町赤川)			
	40	元荒沢ダム管理課 (湯田川警察官駐在所)			
	41	元荒沢ダム管理課 (長沼警察官駐在所)			
	42	元荒沢ダム管理課 (朝日警察官駐在所)			
	43	元荒沢ダム管理課 (鼠ヶ浦検問所)			
	44	元酒田第6号職員アパート		○	
	45	元酒田警第1号職員アパート			
	46	元庄内高等技術専門学校		○	
	47	元国民宿舎鳥海山荘			
	48	元酒田警察署 新堀警察官駐在所			
	49	元酒田警察署 広野警察官駐在所		○	
	50	元酒田警察署 上郷警察官駐在所			
	51	元酒田警察署 北俣警察官駐在所			
	52	元荒沢ダム管理課 (三川町猪子)			
	53	元荒沢ダム管理課 (三川町成田新田)			
54	元庄内警察署 栄警察官駐在所				

地区	No.	物件名	面積(m ²) 土地	平成 20 年度監査	質問
庄内	55	元庄内警察署 十六合警察官駐在所			
	56	元県立遊佐高等学校（実習田）		○	

(1) No.8 元園芸試験場村山ほ場について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

元園芸試験場村山圃場（土地）：（未利用による年間機会損失=28,763 千円）機会費用の金額が大きいので、早急な対応と計画実行までの期間での有効な活用も視野に入れて、検討することが望ましい。

(監査手続：質問)

現在の対応状況、処分予定時期、今後のスケジュールについて質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

企業局が大規模太陽光発電事業を実施する用地として利用予定であるという回答を得た。平成 24 年 3 月に策定された、2030 年までに 87.7 万 kW の電源開発目標とする、「山形県エネルギー戦略」に基づき、企業局が目標達成に向けて、民間事業者の先導的な役割を果たすべく、県有地を活用したメガソーラー施設を導入し、現在、村山市、地元住民の意向にも配慮しながら、積雪が多い等条件が厳しい場所での実証的な取り組みを進めていることを確認した。なお、企業局が取り組んでいる当該事業は、山形県エネルギー戦略という、長期目標の中での重要な位置を占めていること、および積雪が多いという悪条件の中での取り組みであることから、事業の経過に留意する必要がある。

(2) No.16 元米沢高等技術専門学校について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

元米沢高等技術専門校（土地・建物）：（土地未利用による年間機会損失=5,423 千円）将来企業誘致を検討しているということなので、当該誘致活動を積極的に行っていくべきと考える。

(監査手続：質問、議事録の閲覧)

現在の対応状況、処分予定時期について質問した。また活用のあり方を検討した会議の議事録入手し、閲覧した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 22 年度に建物を解体し、県有財産有効活用検討会議において特別な検討を行う財産として検討中である旨の回答を得た。

機会損失が多額の資産に関して特別な検討を行う財産としていることについては、率直に評価すべき点である。引き続き同検討会議にて検討し、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。【意見】

(3) No.19 元県立南陽高等学校（セミナーハウス）について

【平成20年度包括外部監査結果】

元県立南陽高等学校（セミナーハウス）（土地）：（未利用による年間機会損失=7,994千円）
県民のニーズを把握し、地元市とも協議し、利用計画を策定のこと。

（監査手続：質問）

現在の対応状況、処分予定時期について質問した。

（改善状況およびこれに対する意見）

県有財産有効活用検討会議において特別な検討を行う財産として検討中である、との回答を得た。

機会損失が多額の資産に関して特別な検討を行う財産としていることについては、率直に評価すべき点ある。引き続き同検討会議にて検討し、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。【意見】

6. 機会損失あり、かつ、処分予定リストに記載がないものについての対応状況

機会損失が発生しているにもかかわらず、処分予定リストに記載されていないものについては、それぞれについて処分できない理由がある。隣接が県有地であり、今後活用の可能性があるものや、道路敷地、袋地であったりするなど、広く県民に対して処分することが困難な状況にあるためである。たとえ処分が困難だとしても、機会損失が発生している状況は好ましくはないため、有効活用できるよう対策を講じるべきである。

(1) 企業局 公舎用地（鶴岡）について

【平成20年度包括外部監査結果】

企業局 公舎用地（鶴岡）（土地）：未利用による年間機会損失=1,195千円、処分基準による処分困難がある（「鑑定評価額の一定額以下の対価での処分ができない」という基準があるため処分が困難となっている。）。

（監査手続：質問）

売却処分予定・実績について質問した。

（改善状況およびこれに対する意見）

売却、活用には至っていない旨の回答を得た。

早期に処分をすることが望ましい。【意見】

(2) あこや会館従業員宿舎（土地）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

あこや会館従業員宿舎（土地、 573.73 m^2 ）：（未利用による年間機会損失＝1,179 千円）「処分基準による困難」がある。

（監査手続：質問）

売却処分予定・実績について質問した。

（改善状況およびこれに対する意見）

平成 22 年 3 月に 29,080 千円にて外部に売却した旨の回答を得た。なお、当該売却は、地方自治法、同施行令および山形県普通財産売払事務取扱要領に従い、不動産鑑定評価額によっている。

(3) 医療増進施設用地（土地）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

医療増進施設用地（土地）：（未利用による年間機会損失＝5,071 千円）（一部は駐車場として）利用可能な土地であり、有効活用が望まれる。

（監査手続：質問）

売却処分予定・実績について質問した。

（改善状況およびこれに対する意見）

警察職員アパート敷地として活用しているとの回答を得た。

(4) 元県立新庄工業高等学校（土地）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

元県立新庄工業高等学校（土地）：（未利用による年間機会損失＝32,019 千円） 43697.41 m^2 という広大な土地でもあり、利用計画上、県民にとってのニーズを把握し、出来るだけ速やかに有効な活用ができるように、検討していくべき。

（監査手続：質問）

売却処分予定・実績について質問した。

（改善状況およびこれに対する意見）

平成 22 年 4 月 1 日より新庄市に貸付を行い、新庄地区サッカー協会による市民運動場として活用している。あわせて、当該財産を県有財産有効活用検討会議にて特別な検討を行う財産として検討していること、メガソーラー発電の適地調査を実施し、候補地として検討し

ていることを確認した。

未利用による年間機会損失が 32 百万円と高額であるがゆえに、新庄市への無償貸し付けという現状の活用法の是非や市民運動場として活用することが、その土地の最有效使用であるかどうかも含めて有効活用法を決定すべきである。【意見】

(5) 元新庄第 2 職員アパートについて

【平成 20 年度包括外部監査結果】

元新庄第 2 号職員アパート（土地）：（未利用による年間機会損失=2,252 千円）平成 9.3.31
公舎指定解除してより、利用がなされていない。

(監査手続：質問)

売却処分予定・実績について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 22 年 3 月 15 日から水防資材倉庫敷地として活用しているとの回答を得た。

(6) 山形駅西口の土地について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

山形駅西口の土地への資金投下額は 6,757 百万円であるが、含み損が約 1,696 百万円にのぼる可能性がある。

(監査手続：再計算)

監査人は、当時の計算式に最新数値（相続税法の路線価方式による）をあてはめて含み損の金額を再計算した。

（相続税法の路線価方式による宅地の概算評価額）

形状の想定		角地の宅地		
地区区分の想定		高度商業地区		
項目	計算式	平成 20 年度 数 値	平成 24 年度 数 値	備考
正面路線価（円）	①	150,000	120,000	
奥行価格補正率	②	0.80	0.80	奥行 100m 以上と想定
側方路線価（円）	③	115,000	95,000	
奥行価格補正率	④	0.80	0.80	奥行 100m 以上と想定
側方路線影響加算率	⑤	0.1	0.1	角地
地積（m ² ）	⑥	32,643.04	32,643.04	
評価額（円）	((①×②)+(③×④×⑤))×⑥	4,217,480,768	3,381,818,944	

時価相当額の試算

相続税評価額をもとに時価相当額を把握するための換算を実施すると次のとおりである。

(あくまでも目安と考える。)

平成 20 年度時点	4,217,480,768	×1.2=	5,060,976,922 円
平成 24 年度時点	3,381,818,944	×1.2=	4,058,182,733 円

取得価額および帳簿価額

6,757,101,000 円

含み損試算結果

平成 20 年度時点	1,696,124,078 円
平成 24 年度時点	2,698,918,267 円

なお、「平成 23 年度歳入歳出決算書附属書類」によれば、土地開発基金として、以下の金額の現金、土地勘定が計上されている。

〈土地開発基金〉

(単位 : 千円)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現金	5,928,692	22,332	5,951,024
土地	6,757,101	0	6,757,101
面積 (m ²)	32,643.04	0	32,643.04

※ 当該土地の金額は、山形駅西口に対する投資額と一致している。

【平成 20 年度包括外部監査結果】

山形駅西口の土地の機会損失は、年間約 154 百万円である。現在は有料駐車場となっている一部を除いて遊休地となっている。場所が山形駅の西側に隣接するだけに、このまま放置することは、県民にとって有益ではない。売却も考慮に入れた有効利用を期限付きで早急に立案すべきである。

(監査手続 : 質問、議事録の閲覧)

売却処分予定・実績について質問した。また質問の結果、「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」が平成 24 年 11 月 27 日に開催されているため、当該懇談会での出席者の発言の

要旨を入手し、閲覧した。



(改善状況およびこれに対する意見)

「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」を平成 24 年 11 月 27 日に開催し、山形駅西口拠点施設のあり方を検討しているところであり、直ちに売却をするような状況にはないが、貸付期間を「原則 1 日」から「原則 7 日以内」緩和するなどにより、有効活用を図っている、との回答を得た。

平成 20 年度包括外部監査において、「売却も考慮に入れた有効利用を期限付きで早急に立案すべきである。」との意見が出されたものの、5 年を経過した現時点において、上記現状からも見てわかるように駅前の一等地にもかかわらず、広大な土地が有効に活用されているとは言えない状態となっている。

また、上記のとおり、平成 20 年度時点での時価相当額は 5,061 百万円であるのに対して、平成 24 年度時点では 4,058 百万円と推定される。取得価額は 6,757 百万であるから、含み損の金額が概算で 1,696 百万円から 2,699 百万円に拡大しているものと思われる。

これらの状況に鑑み、「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」における結論、県の財政状態、県民の要望等多方面から検討し、また、広く県民から意見を徴し、早急に解決策を立案すべきである。【意見】

(7) 企業局用地（緑町会館）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

（企業局用地）山形県（企業局）が社会福祉法人山形県社会福祉事業団他 9 団体に貸与している建物の賃借料計算に、建物敷地に該当する地代相当額が考慮されていない。機会損失は年間 3,110 千円。

（企業局用地）山形県（企業局）の土地で建物敷地以外の部分は、緑町会館に入居している団体およびその職員によって、駐車場として使用されている。入居団体は県ではないため、建物賃借料を山形県（企業局）に支払っている。当然、駐車場の使用料も支払うべきであるが、支払われていない。また、その入居団体の職員が駐車している場合、その入居団体が負担しないのであれば、その職員が駐車場料金を支払うべきであるが、支払われていない。そのため、入居団体ないしその職員が県有財産を無償で使用している結果となっている。そのため、年間約 11,475 千円の機会損失が生じている。

（監査手続：質問）

賃料の改定の予定、実績について質問した。

（改善状況およびこれに対する意見）

賃借料の改定は行っていないものの、庁舎等に入居する県以外の団体の取扱いを踏まえ、緑町会館の運用方針の中で検討していく、との回答を得た。

緑町会館の運用方針とは、山形県企業局が作成している、「山形県企業局中期経営計画」のなかで述べられているものである。これによれば、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて緑町会館を積極的に PR して入居者の確保をはかることとしている。緑町会館の運用方針検討の中で早急に検討して、賃料の交渉等が必要である。【意見】

(8) 元県警察機動隊敷地について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

（普通財産：元警察機動隊）機会損失は年間 5 百万円と判断される。

（監査手続：質問）

売却処分予定、実績について質問した。

（改善状況およびこれに対する意見）

平成 21 年 4 月 1 日より行政財産として、山形工業高校において使用している旨の回答を得た。

【平成 20 年度包括外部監査結果】

元警察機動隊：当該ハンドボールコートの利用状況は、山形県立山形工業高校が主張するほど良くはないと判断される。概観から見ても、通りからの入り口が明確でなく、通りからコートまでのアプローチが駐車場の脇のあぜ状態の土であるし、コートの整備もなされていない。

(監査手続：質問)

利用状況やコートの改善状況の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

日常の管理の中で草刈りや荒れた部分の修復に努めながら、体育の授業や部活動で使用しているとの回答を得た。

【平成 20 年度包括外部監査結果】

体育の授業で使っているのであれば、現在普通財産となっているこのコートを、行政財産（教育財産）に区分を変えるべきである。また、通りからの入り口、コートまでのアプローチ、およびコート内について整備を行う必要がある。

(監査手続：質問)

行政財産への変更の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 21 年 4 月 1 日に行政財産としているとの回答を得た。

(9) 新築西通り会館について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

山形県新築西通り会館の余剰敷地（使用未許可敷地）の機会損失は年間で約 7,000 千円である。また、山形県新築西通り会館の使用料算定額と敷地部分機会損失は免除考慮前で 1,909 千円である。

(監査手続：質問)

売却処分予定、実績について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 24 年 3 月に入居していた全団体が移転し、平成 24 年 4 月に用途廃止している。県有財産有効活用検討会議にて特別な検討を行う財産として検討中であり、平成 25 年度に建物解体工事を実施するとの回答を得た。

【平成 20 年度包括外部監査結果】

新築西通り会館、元公舎および元研修所宿泊施設：新築西通り会館の入居団体およびその職員が土地を駐車場として使用している。しかし、その使用は、「行政財産使用許可書」での使用許可の枠外の使用である。

(監査手続：質問)

新たな使用許可の締結又は使用の中止などの有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 24 年 3 月に入居していた全団体が移転し、平成 24 年 4 月に用途廃止となっているとの回答を得た。

(10) 元県立山形東高等学校敷地について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

(普通財産：元山形東高) この土地の相続税評価額は約 59 百万円であるが、まったく未使用となっており、年間の機会損失は約 2,400 千円になる。

(監査手続：質問)

売却処分予定、実績について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

山形工業高等学校の建替計画の中で活用を検討していく、との回答を得た。

7. その他の意見に対する対応状況

(1) 県有普通財産有効活用検討委員会の議事録作成について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

山形県県有地有効活用検討委員会の会議の有効性を高めるため、検討頻度および検討時間の拡充、検討結果の記録、検討責任の所在を明らかにする議事録の完備が必要である。

(監査手続：質問、議事録の閲覧)

議事録の作成の有無について質問した。また、質問の結果、議事録を作成しているとの回答であったため、議事録入手し、閲覧した。

(改善状況およびこれに対する意見)

議事録が作成されていることを確認した。

(2) 財産処分に関する管理体制について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

どの財産をどこの部署でいつまで処分等を行うのか、といった具体的な対応策を補完し、有効活用が迅速に確実に行われる管理体制でなければならない。

(監査手続：質問)

管理体制の整備について改良点の有無を質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

県有普通財産有効活用検討委員会において「処分」とされた財産について、総務部管財課または所管決定した部局が売払いを行うことになっている。早期の売却に向け、インターネットによる売却の導入や新聞折り込みチラシなどによって物件の周知に努めている。

なお、引き続き、整備された管理体制の運用に努めて頂きたい。

(3) 県有普通財産有効活用検討委員会の構成メンバーについて

【平成 20 年度包括外部監査結果】

山形県県有財産有効活用検討委員会メンバーを山形県庁内に限定しないで、広く人材を求めなければならない。

(監査手続：質問)

委員のメンバーについて、県庁内以外から選任した例について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

県有普通財産有効活用検討委員会設置運営要綱を改正し、特別な検討を要する案件の場合には、別途外部有識者による委員会等の場で検討できるようにしているとの回答を得た。

(4) 土地境界の確定について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

境界線が未確定となっている土地が多いので、境界線の確定を計画的に実施すべきである。

(監査手続：質問)

境界線の確定の実施の実績について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

売払いおよび用途廃止予定の土地を優先して測量を実施している、との回答を得た。

(5) 使用料等に関する減免等措置の公表について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

使用料等について無償、減免さらに免除等の特別な取扱について公共性、公益性を確保するため、山形県のホームページにおいてその特別な取扱いの内容を公表すべきである。

(監査手続：質問)

特別な取扱いの内容を公表した例について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

公表事例なし（個人情報保護によるため）との回答を得た。

減免については、特例措置である以上、相手方が特定されない程度で公表すべきである。

【意見】

(6) 県有財産に対する組織的な一元管理について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

県有財産を有効活用するためには、県有財産に対する組織的・一体感を持った一元管理が必要である。

(監査手続：質問)

一元管理の実績、または予定時期について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

処分予定の普通財産について、管財課と総合支庁とが合同で現地確認を行い、入札の際に総合支庁が参加するなど、売却手続の連携を図っているとの回答を得た。

なお、第 3.II.2. (3) の記述も参照のこと。

(7) 元鶴岡第 4 号職員アパート（建物・土地）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

元鶴岡第 4 号職員アパート（建物・土地）：除却費用がでないため、更地にできない状況にある。使用期間に渡って除却予算の積立を行うなど、除却がスムーズに行われる仕組みを構築することが必要。職員アパートに限らず、建物を建てた時は常に必要と考える。

(監査手続：質問)

当該物件状況および除却予算の積立の実例の有無を質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

当該物件については、平成 22 年度に解体済みである。また、除却予算積立は行われていない。

使用が終了し、かつ、その後利活用されないものについては、予算措置され次第、速やかに除却されることが必要である。なお、除却しないことによって安全性が損なわれる場合には、至急の対応が必要である。【意見】

(8) 元県立鶴岡西高等学校（土地）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

元県立鶴岡西高等学校(土地)：当該利用状況については、利用している市から報告を受ける必要がある。

(監査手続：質問、報告書の閲覧)

市から報告を受けているかどうか、質問した。また、当該報告書を閲覧した。

(改善状況およびこれに対する意見)

地元の自治会、保育園、児童館等の年間行事などを合わせると、利用者が年間約 19,700 人であることを確認した。

(9) 港湾事務所（土地）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

港湾事務所 酒田市入船町 17-18 (土地)：すでに、道路として利用している部分があり、速やかに登記手続を実施すべき。財産台帳上、実態を反映するべき。

(監査手続：質問)

登記手続についての実施の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

管理上、また法律上の問題はないため、変更登記はなされていない。

現況の登記簿上の地目は山形県所有の「港湾用地」となっており、一部を港湾法上の臨港道路として利用している。臨港道路部分は、港湾台帳（港湾法第 49 条の 2）でも適切に整備され現地も一致しており、管理上の支障はない。また、港湾法や不動産登記法においても、道路としての登記が必須ではないため、現状のままでも支障はないものと考えられるが、今後、臨港道路以外の部分で、売買等の要望が出てきた場合には別途対応を考えることとする、との回答を得た。

(10) 酒田農村整備課（建物・土地）について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

酒田農村整備課（建物・土地）：事務所を閉鎖したが行政財産として管理されている。速やかに普通財産として管理を実施。各部局の現場の状況が管財課に速やかに反映されていない事例。管財課による各部局への行政財産の実査の実施を検討すべき。

(監査手続：質問)

普通財産として管理されているかどうか、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 23 年 4 月 1 日に行政財産とし、酒田西高等学校の定時制校舎として利用されている旨の回答を得た。

(11) 村山総合支庁および県立山形中央高等学校の敷地について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

総合支庁舎や学校校舎およびグラウンドの賃借料を実勢価格から乖離した金額で、本来の相場より多く支払っている可能性がある。土地所有者との過去のいきさつもあろうかと思量するが、不動産鑑定士の鑑定評価を得て、期限を決めて早急にかつ積極的に交渉すべきである。

長期的に使用する総合支庁舎とか学校校舎およびグラウンドのような広大な敷地を賃借することは、著しく低い賃料でない限りは、経済的な合理性はない。

(監査手続：質問)

賃借料の改定の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

地権者と交渉を行い平成 21 年度以降借地料単価の引き下げを行っていることを確認した。今後も積極的な交渉が望まれる。

(12) 東京・アンテナショップの目標管理について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

当該案件（アンテナショップ）の策定については、数量的な目標値が重要である。その目標値と、実際がどの程度乖離しているかを測定すると当該事業の有効性の評価が可能になる。特に、県は民間企業と異なり、県全体の物産やサービスのアピールが重要なのであるから、来館人数を中心とした合理的な指標を設定し、それに対する目標をたて、さらにその達成度を測定することにより、事業の存在価値を客観的に裏付ける必要がある。

(監査手続：質問)

数量的な目標値の設定の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

年間当たりの来場者の目標を設定していることを確認した。

実績値が目標値を超えていることを確認した。ただし、目標値は平成 21 年度から平成 23 年度まで同一であり、年間利用者が年々増加しているとすれば目標値を引き上げることが、有効性を評価する上で重要となる。すでに達成している目標を継続しているのでは意味がない。

平成20年度の意見の趣旨は、県全体の物産やサービスのアピールが重要なのであるから、来館人数を中心とした合理的な指標を設定し、目標と実際の数値を分析することでよりアピールを促すことにある。その趣旨を考慮すれば、当該同一の目標値を使用するという、対応は適当ではなく、むしろ目標値を引き上げ、目標値を達成できるようしていただきたい。

(13) 緑町会館および新築西通り会館の駐車場について

【平成20年度包括外部監査結果】

「緑町会館」および「新築西通り会館」の入居団体ないしその職員も、当該土地は県民の財産であることの認識に立ち、県民が納得できる相応の駐車場料金を負担すべきである。

(監査手続：質問)

職員駐車場の有料化の是非、適切な料金体制を検討した実績の有無について、質問した。
(改善状況およびこれに対する意見)

緑町会館：駐車場料金の改定は行っていないが、他の県有施設の動向を踏まえ検討していくとの回答を得た。

新築西通り会館：平成24年3月に入居していた全団体が移転し、平成24年4月に用途廃止しているとの回答を得た。

緑町会館については、駐車場料金の有料化の是非や適切な料金体制について、早急に検討すべきである。【意見】

(14) 職員駐車場について

【平成20年度包括外部監査結果】

職員駐車場について県民の財産である県有地を県職員が使用しているため、職員駐車場の有料化の是非について、またその適切な料金について、具体的検討を早急に行うべきである。

県庁以外の職員駐車場として使用している県有地についても、通勤等で県職員が自家用車を駐車している場合、その県有地貸与についての有料化の是非について、またその適切な料金について、具体的検討を早急に行うべきである。

(監査手続：質問)

職員駐車場の有料化の是非、適切な料金体制を検討した実績について質問した。
(改善状況およびこれに対する意見)

県内民間企業ならびに国、県内市町村および山形県と類似の県でほとんどが「無料」という調査結果等も踏まえれば直ちに有料化する情勢ではなく、引き続き民間等の状況等について注視していく、との回答を得た。今年度についても調査していることおよび有料化を推進するには、課題が多いため引き続きの検討事項としていることを確認した。

なお、その課題とは大きく以下の4点、すなわち、①県庁移転時の経緯、②駐車料を徴収するにも関わらず、駐車できない車が発生すること、③県庁周辺の利便性が悪いため、自家用車通勤にならざるを得ないこと、④休日時の県民の利便性が低下することが挙げられている。

①について、県庁移転時には周辺地域の開発も視野に入れ、無料駐車場の確保も含めて整備を行ってきた。その後通勤困難者からの要望が多く、駐車場増設の整備を行ってきた経緯から急に有料化をすることは困難である。

②について、駐車料を徴収するとすれば、駐車場を確実に確保する必要があるが、現在の許可枠と実際の許可者数を比較すれば、許可枠に対して許可者数が多く、調整が困難である。

③について、県庁舎は交通機関の利便性が良くないため、自家用車の比率が高くならざるを得ない。そのため、交通機関使用への誘導は困難である。また出張の際も交通機関での出張が難しく、自家用車での公用出張が多くなっており、駐車料の徴収に理解が得られない。

④について、休日は県駐車場は一般に開放されている。有料化により、これまでの休日利用や無料での使用許可はできなくなり、県民の利便性が低下する。

課題の解決策ならびに導入の是非（一部導入の可否も含めて）について、引き続き検討し、結論を出して頂きたい。

(15) 貸借関係の不均衡について

【平成20年度包括外部監査結果】

山形県が米沢市から借受けている米沢市金池の土地と山形県が米沢市に貸与している米沢市羽黒川の土地について、貸借関係の不均衡については、是正する必要がある。

(監査手続：質問)

山形県と米沢市の貸借関係の是正の有無について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

山形県が米沢市から借受けている米沢市金池の土地については、米沢市と協議を行ったが、規定により免除できないとの回答を得ているため、規定に従い、50%の減額となっている。一方、山形県が米沢市に貸与している米沢市羽黒川の土地については、平成23年度から公共用から公用になったため、敷地の一部について減免規定を適用し、50%の減額としている。また敷地の残り部分については、平成24年3月末で米沢市の借り受けが終了する予定である。

よって、平成24年度末で不均衡な状況は是正される見込みである、との回答を得た。

(16) 公有財産台帳の記載について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

県は、「公有財産台帳の「価格」の欄へは、取得価格及び路線価又は固定資産評価額を記載する」としているが、公表から 5 年経過している現在まで適切な処理をしていない。措置状況公表時から現在まで適切な処理をしていないことは公表内容として問題があり、早急に対処することが必要である。上記、新システムへのデータ移行作業時において、取得価格の入力を確実に行うよう徹底すべきである。

(監査手続：質問)

状況の改善の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

不明なものを除き、必ず取得原価を入力することとしているとの回答を得た。

(17) 貸付料の減免について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

貸付料減免について地方自治法には明確な規定はない。したがって県が定めた条例であるならば減免の適用範囲を明確にすべきである。

(監査手続：質問)

規程の整備の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

普通財産貸付事務取扱要領において、その適用範囲を明確にしているとの回答を得た。

(18) 減免措置の公表について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

貸付料について、「その他知事が特に認めるとき」の減免については、通常回収できた資金を知事の一存により回収しないのであるから、県民に対しその相手先と減免理由並びに減免額について特に公表すべきである。

(監査手続：質問)

減免について、県民にその理由、相手方、減免額を公表した事例の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

公表した事例はないとの回答を得た。

回収しない場合には相手先と減免理由と減免額を開示することは個人情報保護の観点から公表が難しいとのことだが、個人情報保護の観点と、県民に対する有用な情報の公表の利

益を比較考量して、個人が特定されない範囲で、減免額および理由については公表すべきではないか、と考える。

なお、P-178 の(5)の記述を参照のこと。

(19) 生活衛生同業組合団体協議会の事務所敷地について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

生活衛生同業組合団体協議会に対する事務所敷地について、県は売却を積極的に主導すべきであり、それでも同協議会等が拒否する場合には、まず貸付に係る減免を排除することが妥当と考える。

(監査手続：質問)

生活衛生同業組合団体協議会の事務所敷地の現在の状況について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

買取の協議を実施しているが、現時点では困難であるとの回答を得ている。また生活衛生同業組合団体協議会については、生活衛生向上等において指導的な役割を担っているため、引き続き支援として事務所敷地の貸付をしていきたいとの回答を得た。

当該意見は平成 12 年度の監査結果でも指摘されている。

県の価値ある財産を同一の団体にかつ長期にわたって貸し付けられている状態には疑義なしとしないが、団体の公的な位置づけなども踏まえながら、貸付や処分のあり方を明確にしていくべきである。【意見】

(20) 借受物件の転貸について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

借受物件の転貸について、県は、各市（借受者）への譲渡も視野に入れた検討を行うべきである。

(監査手続：質問)

借受物件の転貸について、各市（借受者）への譲渡をした例の有無について、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

元鶴岡農業改良普及センターについて、鶴岡市社会福祉協議会（転貸先）に譲渡している、との回答を得た。

(21) 行政財産および普通財産間の指定換えについて

【平成 20 年度包括外部監査結果】

県は、行政目的を終え普通財産となる財産及び新たな目的のため行政財産へ移行する財産について、年 1 回各部代表（病院事業局、企業局含む）及び総務部管財課で構成する「県有

地有効利用検討委員会」（幹事会 1 回、委員会 1 回）を開催し、利用計画などを検討協議している。情報交換の機会は当該委員会のみで行っているが、不動産に係る情報は年単位の情報交換のみで十分とは言い難い。また、すべての県有財産について、部局間を横断した一括管理が行えるような組織の形成が望ましいと考える。

(監査手続：質問)

頻度の更新、組織変更の有無について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

外部有識者の参加を可能にし、特別な検討を行う財産について組織内部で検討する「県有財産有効活用検討会議」を新たに設置したとの回答を得た。

(22) 公舎料の算定について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違があった。県（特に病院事務局）は、適時な公舎料算定基礎に係る規程の見直しを行うべきである。

(監査手続：質問)

規程の見直しについて質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

引き続き検討しているが、医師不足がさらに深刻化しており、医師確保、定着の観点から、当面、現行の取扱いを継続するとの回答を得た。

平成 20 年度の意見の趣旨は、医師確保等の対策については給与等でも行われていることから、古い公舎には入居しないという意思決定を導くような優遇規定を設けるのは妥当でないと考えたことによる。とすれば、医師不足がさらに深刻化しているという現状はあるものの、給与等で待遇を見直すべきであり、管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違はのぞましくないため、他部局との整合を図るよう検討すべきである。【意見】

(23) 職員公舎について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

入居手続と入居期間の管理について、職員公舎の入居審査については「審査の徹底」といった額面だけの対応ではなく、例えば、監査委員による申請書の抜き打ちチェック体制を確立した上で、問題のある申請者については入居を拒否するなど、明確な対応策を講じて入居管理を有效地に実施する必要がある。また、規程等の内容を再検討すべきである。

(監査手続：質問)

入居審査について規程の変更や対応策の変更について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

チェックシートを作成し、入居審査の統一化を図っているとの回答を得た。

【平成 20 年度包括外部監査結果】

公舎使用期間について、県は長期入居対策につき早急に規定を定めるべきである。

そして当該規定の制定後、速やかに上記長期入居者に対して退去を前提とした対応を取ることが必要である。

(監査手続：質問)

公舎使用期間について規程の制定の有無について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 22 年度に国、他県、県内民間企業の状況を調査した。その結果、国については未実施、他県では実施県が 18 県、県内民間企業は 15% 程で長期入居者に対して制限を設けていることが分かった。東北では宮城県のみで実施されており、仙台市の入居率 85% 以上の公舎に限定して導入されている。これらの結果を基に山形県でも長期入居者に対する制限を加えるかどうか検討を行った。結論としては、導入によって入居率が下がった上、住居手当の負担によって県の負担増につながるという試算のもと、現段階での導入は見合わせ、引き続き検討としていることを確認した。

そもそも公舎とは異動の多い職員のための施設である。長期入居者が発生するのは、2 つのケースがあり、長期間にわたって異動がない場合と異動があっても同管内での異動が多かった場合である。

長期入居者がいることによって、入居率が上がり、入居率が良くなつたという理由で処分の対象にならないのは資産の有効活用という観点から、問題である。長期入居対策につき継続して検討すべきである。【意見】

【平成 20 年度包括外部監査結果】

職員公舎の情報交換について、組織横断的に一元管理することが望ましい。

(監査手続：質問)

一元管理の実績について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

平成 23 年度より知事部局公舎に空きがある場合には企業局職員が入居できるようにした、との回答を得た。

【平成 20 年度包括外部監査結果】

県は入居後の職員公舎の管理については入居者の自治に一任しているが、入居率の低い職員公舎については入居者個人の負担が大きくなり、結果、物件管理が杜撰なものとなってしまう。県有資産として職員公舎を保有する以上、管理が行き届いていない職員公舎については県が責任をもって管理し、周辺住民の衛生を確保すべきである。また、入居者が少なく有効利用されていない職員公舎は保有コストを最小限にするため、指定解除の上、積極的な売却処分等により規模の適正化を図るべきである。

(監査手続：質問)

職員公舎の管理について、変更点を質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

県と入居者の役割分担を明確にし、使用管理を徹底している、との回答を得た。

(24) 県営住宅について

【平成 20 年度包括外部監査結果】

収入超過者の不適切な入居長期化を回避するため、収入超過者に対する積極的な民間賃貸施設への入居斡旋、収入超過者に関しても、高額所得者と同様の退去請求を行うことができるように条例等の整備を行う、等の措置が必要と考える。

(監査手続：質問)

条例の整備等の措置について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

条例の整備は行っていないとの回答を得た。

平成 20 年度の監査意見の趣旨は、収入超過者であっても「近傍同種の家賃」の支払いを行っていれば、高額所得者とならない限りは、県営住宅に入居できるものの、募集が高倍率である場合には、より低所得の世帯に住居を明け渡すことが、県営住宅設置の目的に合致するからである。とすれば、収入超過者に対して民間賃貸施設にあっせんしたり、退居請求を行えるように条例を整備するのは合理的であると考えられる。よって、再度、収入超過者への条例を整備することを検討することが望まれる。

【平成 20 年度包括外部監査結果】

県営住宅の家賃を定めるもとになる「近傍同種の住宅の家賃」が公営住宅法により定められているが、近隣の相場との比較等を積極的に行い、家賃の上限の設定が不合理に低い水準となっていないかの検討が必須と考える。

(監査手続：質問)

近隣の相場との比較等を積極的に行い、家賃の上限の設定が不合理に低い水準となっていないかの検討について、実施しているかどうか、質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

毎年度、近隣3点の土地の固定資産税を調査し、家賃を算定しているとの回答を得た。

【平成20年度包括外部監査結果】

現在、入居対象者の適格性の審査では、所得のみを考慮することとなっているが、入居対象者の世帯の資産についても入居審査の対象となるように、制度設計を行う必要がある。
(もっと入居に適した人に入ってもらうためである。)

(監査手続：質問)

入居対象者の審査について、変更の有無を質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

審査に変更はない旨の回答を得た。

なお、県で入居対象者の適格性の審査の際に、所得のみを考慮しているのは、公営住宅法との整合性を重視するためである。すなわち、県の審査を変更するには、現状では公営住宅法が改正されなければならないことになる。一方、県では国に対して平成21年8月に国に対して要望を提出しているとの回答を得た。

【平成20年度包括外部監査結果】

入居基準は、現在、一律の抽選であるが、困窮度、障害者等、県営住宅に本来の目的に合致した人が入居できるように、ポイント制の導入を図っていってはどうでしょう。

(監査手続：質問)

ポイント制の実施実績、予定の有無について質問した。

(改善状況およびこれに対する意見)

ポイント制度の実施予定はないとの回答を得た。

ポイント制については入居の不公平さを改善させるために考えられる方法である。本来の目的に合致した人が入居できるような施策を検討していただきたい。

8. 提言に対する対応状況

【平成 20 年度包括外部監査結果】

提言-1 処分困難地についての対応策：いざれも現行法上は不可能であるので、提言とする。現行法の改正が望まれる。1) セリ売り、2) 処分基準額の柔軟化、3) 売却自体を民間事業者に委任

提言-2 除却や処分がスムーズに行われ、次なる資産の活用が容易に行えるようにするため、除却費用を、除却年次に予算をとるのではなく、使用期間に渡って予算の積立を行うことが望ましい。その仕組みの構築が必要である。

提言-3 職員公舎における借地借家法の規定適用について、地方自治法の法整備を進めるべきである。

提言-4 県は共済組合との間で締結した償還契約の利率等について、再度見直しを検討すべきである。また、県が共済組合等と締結する契約が適正なものであることを審議する第三者委員会を設置し、毎期締結される契約等につき当該委員会が検証した上で県民に公表すべきである。さらに、契約締結後の毎期の支出等についても適正な価額であるか検証すべきである。

提言-5 指定解除後の職員公舎について、その有効利用や売却処分の方法について、県は柔軟に対応すべきである。本来、県職員の業務は自らが動かなくても県という巨大な組織が上手く回るような仕組みを作り出す「クリエイティブ」な仕事であるべきである。今、県民が何を求めているのか、それに対して県では何ができるのか、その提供するシステムをどのように構築したら良いのかを、県職員がそれぞれの専門分野で創出できる柔軟な組織であってほしいと一県民として提言するものである。

提言-6 職員公舎につき、廃止を視野に入れた県全体としての再検討が必要である。

監査人は平成 20 年度に提出された上記 6 つの提言に対して、状況の変化などについて質問を行った。その結果、得られた回答を以下に記述する。

提言-1 および提言-3 については、法改正はなされていないという回答を得た。

提言 2 については、除却費用を積み立てる新たな仕組みの構築は行っていないとの回答を得た。

提言・4については、現時点で公舎を新規に建設する予定がないことを確認した。また共済組合に対する償還は平成30年度で完了予定であることを確認した。

提言・5および提言・6については、今後の公舎のあり方について説明を受けた。なお、本報告中の公舎等に関する記述を参照のこと。

以上